

# 官報号外 昭和三十五年六月十七日

○第三十四回 衆議院会議録 第三十八号(その一)

昭和三十五年六月十七日(金曜日)

講事日程 第三十三号  
午後一時開議  
昭和三十五年六月十七日

(内閣提出)

第一 暴力排除と民主主義擁護に関する暫定措置法(船田中君外四名提出)

震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(内閣提出)

第一 暴和三十五年五月のチリ地  
震津波による災害を受けた公営住宅法の特例に関する法律案(内閣提出)

第一 暴和三十五年五月のチリ地  
震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(内閣提出)

第一 暴和三十五年五月のチリ地  
震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出)

第八 開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 開拓者資金金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法(内閣提出)

第十 同和対策審議会設置法案(中井一夫君外百十一名提出)

第十一 織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 道路交通法案(内閣提出、参議院送付)

第十四 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十五 土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案(内閣提出)

第十六 東海道幹線自動車国道建設法案(遠藤三郎君外五十五名提出)

第十七 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第十九 身体障害者雇用促進法(内閣提出)

第二十 國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二十一 昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算(内閣提出)

二十二 昭和三十一年度政府関係機関決算書(内閣提出)

二十三 昭和三十二年度一般会計歳入歳出決算(内閣提出)

二十四 昭和三十二年度國稅収納金整理資金受払計算書(内閣提出)

二十五 昭和三十二年度政府関係機関決算書(内閣提出)

二十六 昭和三十二年度國有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出)

二十七 昭和三十二年度國有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出)

二十八 昭和三十二年度物品増減及び現在額総計算書(内閣提出)

二十九 昭和三十二年度物品増減及び現在額総計算書(内閣提出)

三十 昭和三十二年度物品増減及び現在額総計算書(内閣提出)

三十一 昭和三十二年度物品増減及び現在額総計算書(内閣提出)

三十二 昭和三十二年度物品増減及び現在額総計算書(内閣提出)

三十三 昭和三十二年度物品増減及び現在額総計算書(内閣提出)

三十四 昭和三十二年度物品増減及び現在額総計算書(内閣提出)

三十五 昭和三十二年度物品増減及び現在額総計算書(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

六月十五日の国会乱入事件等に關する緊急質問(千葉三郎君提出)

暴力排除と民主主義擁護に関する暫定措置法(船田中君外四名提出)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(内閣提出)

震津波による災害を受けた公営住宅法の特例に関する法律案(内閣提出)

震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(内閣提出)

震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出)

地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出)  
日程第五 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第六 積雪寒冷単作地帶振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第七 開拓營農振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第八 開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第九 開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第十 同和対策審議会設置法案(内閣提出)  
日程第十一 織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第十二 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第十三 道路交通法案(内閣提出、参議院送付)  
日程第十四 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)  
日程第十五 國土開發縦貫自動車道の予定路線を定める法律案(内閣提出)  
日程第十六 東海道幹線自動車国道建設法案(遠藤三郎君外五十五名提出)  
日程第十七 日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第十八 國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)  
日程第十九 身体障害者雇用促進法(内閣提出)

2

日程第二十 昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算	昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算
日程第二十一 昭和三十一年度国税収納金整理資金受払計算書	昭和三十一年度政府関係機関決算書
日程第二十二 昭和三十二年度一般会計歳入歳出決算	昭和三十二年度国税収納金整理資金受払計算書
日程第二十三 昭和三十一年度国税有財産減及び現在額総計算書	昭和三十二年度政府関係機関決算書
日程第二十四 昭和三十一年度国税有財産無償貸付状況総計算書	昭和三十二年度政府関係機関決算書
日程第二十五 昭和三十一年度国税有財産増減及び現在額総計算書	昭和三十二年度政府関係機関決算書
日程第二十六 昭和三十一年度国税有財産無償貸付状況総計算書	昭和三十一年度政府関係機関決算書
日程第二十七 昭和三十一年度物品増減及び現在額総計算書	昭和三十一年度政府関係機関決算書

○千葉三郎君 聞長（清瀬一郎君） これより会議を開きます。

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○千葉三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○千葉三郎君 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

六月十五日の国会乱入事件等に関する緊急質問を許可いたします。千葉三郎君。

〔千葉三郎君登壇〕

○千葉三郎君 私は、一昨十五日から十六日の未明にかけて行なわれた全学連等による国会構内乱入事件に關して、重大な二、三の点について、総理大臣並びに関係大臣にお尋ねいたしました。

いわゆる安保阻止運動の推移については、かねてその暴力行為について憂慮していたのであります。一昨十五日は、ついに国会乱入の事態を巻き起こし、多數の死傷者まで出すに至りました。これは、わが国議会史上空前の大惨事であります。この際、はつきりした点をとどめたものとして、遺憾にたえません。（拍手）

政府は、この事態の容易ならざることを憂慮して、予定されていたアイゼンハワー大統領の訪日を適当な時期ま

で延期するよう決定したのであります。これが賓客に対する礼儀を失するばかりではなく、友邦の対日感情を悪化させ、国際的信用の失墜のおそれをするばかりではありません。こうふうに、国会乱入を当日の行動のスローガンとして掲げておつししております。この全学連の暴行によって破壊されつつある現状は、まさに日本の民主主義政治にとって不幸な限りないことであります。しかし、この集団暴力事件は今後もなお続けられる可能性があるのであります。政府はこれに対して万全の処置を講じておられるはずであります。幸運なことに日本は、この際、善良なる国民の不安を一掃して、国際的な民主主義日本としての信頼を保持する上からも、はつきりした方針を明らかにしていただきたいと思います。

臣の所信をはつきりお伺いしたいと思います。

次に、国会乱入事件の重大な問題点は、これが明らかに事前に計画され、組織的な行動をとったということであります。たとえば、全学連の北小路中央執行委員や都学連の西部副委員長等は、同日の午後四時ころ、約七千五百名のデモを前にして、きよらは日のさめるような行動を出て国会内に突入するなど、突入する準備態勢を整えており、さらに、午後四時四十分ごろには戦術会議を開いて、正門から入った方がよろしいか、あるいは弱いところから入った方がよろしいかと、議論を用意するなど、突入する準備態勢を立てておられます。（拍手）

一方、政府当局も、このうち若い女子学生が、生命の危険を冒してまで

いることで論議した後に、弱い南門から突入することを決定したのであります。こうふうに、国会乱入を当日の行動のスローガンとして掲げておつしております。この全学連の暴行によって破壊されつつある現状は、まさに日本の民主主義政治にとって不幸な限りないことであります。日本は、これまでに遺憾千万といわなければなりません。（拍手）

およそ、日本憲法と、そのもとにおいて成立した法的秩序が集団の暴力によつて破壊されつつある現状は、まさに日本の民主主義政治にとって不幸な限りないことであります。日本は、この際、はつきりした行動として、防犯法の第三条に基づく調査の対象に指定されておりますが、このように継続反復して暴力的破壊活動をしておるのでありますから、この際、騒擾の罪としてこれが適用を行なうべきではないかと思うのですが、この点に対しても法務大臣の所見をお伺いしたいと思います。

（拍手）

さらに、同日の事件におきまして、不幸にも女子学生の一人が死亡されました。故人に対しては哀悼の意を表する次第であります。同時に、これに伴つて明らかにしなければならない点が多い。それは故人の死因であります。それについて全学連その他の種々の憶測が行なわれ、この痛ましい事件を、逆に宣伝手段に利用してしまつた診断結果を当局から発表していただきたい。これが第二の問題であります。

一方、政府当局も、このうち若い女子学生が、生命の危険を冒してまで

を過激な行動にかり立てる原因、これは、明らかに、現行教育制度、大学制度に何らかの欠点があるのではないかと思ふ。（拍手）戦後乱立した日本

の大学は、設備といい、教授の素質といい、決して完全なものではない。私

は、今の日本の学生の生活には潤いがありますが、この際の明らかにしていただきたいと思

います。



れば国会に突入することを、あらかじめ計画していたのであります。これを裏づけるものとして、現に、国会周辺に集合した学生の中には、さくの有刺鉄線を切るためのベンチや、門扉を破壊するためのまさかり、阻止線の車両を引っぱり出すためのロープ等を、あらかじめ準備しておきましたし、しかも、随所でこれらのものを使用して、本件につきましては、徹底的にこれを追及、処断する所存でござります。

女子学生柳氏の死因につきましては、地検捜査部の解剖所見については先ほど法務大臣より発表がございましたが、警察の調査によりました。ときは警察部隊とは接触しておらず、学生等が国会構内に乱入する際、周辺の圧力により倒れ、次いで死亡するに至つたものと考へてあります。(拍手) さて、頭部に外傷のないところ等からも考えまして、警察官の暴行による死亡であるなどといふことは断してないと考えておるものでございます。(拍手) 故人の死亡につきましては、まことにお氣の毒に存じております。

今回の事件につきましては、これらの責任をあくまで追及いたしますとともに、今後なお治安上楽観を許さない状況にありますので、事態に応じ、十分な警備力を配置し、万全の態勢をもつて臨む所存でございます。(拍手)

暴力排除と民主主義擁護に関する  
議案を提出いたしました。

(委員会審査省略要求案件)

暴力排除と民主主義擁護に関する  
決議案を提出する。

右の議案を提出する。

昭和三十五年六月十七日

提出者 船田 中 福永 健司  
川島正次郎 小金 義照  
篠田 弘作  
賛成者 秋田 大助外十九名

暴力排除と民主主義擁護に関する  
決議案を提出する。

およそ暴力は、その原因、その理由のいかんを問わず、平和と民主主義を破壊する最大の敵である。

わが国現下の世情を見るととき、しばしば暴力が行使せられ、特に少數者がその政治的目的を達成するため、集団的計画的に暴力を用いては

公害を害し、社会秩序を破るのみならず、実に平和と民主主義を根底から破壊するものである。しかもそれが外国の反民主的勢力の影響下に行

暴力排除と民主主義擁護に関する  
議案を提出いたしました。

決議案(船田中君外四名提出)  
(委員会審査省略要求案件)

暴力排除と民主主義擁護に関する決議案を議題といたします。

暴力排除と民主主義擁護に関する決議案を提出する。

右の議案を提出する。

昭和三十五年六月十七日

提出者 船田 中 福永 健司  
川島正次郎 小金 義照  
篠田 弘作  
賛成者 秋田 大助外十九名

暴力排除と民主主義擁護に関する  
決議案を提出する。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。船田中君。

【船田中君登壇】

○船田中君 私は、自由民主党を代表して、ただいま上程せられた暴力排除と民主主義擁護に関する決議案につき、その趣旨を申し述べたいと存じます。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。船田中君。

近時、わが国における集団的、組織的暴力の横行は、まことに憂慮すべきものがあります。小にしては町の中に横行するぐれん隊の暴力行為から、三池争議のとき労働争議における暴力の横行、ことに本月十日の羽田空港のハガチー氏襲撃事件及び本月十五日の国会乱入事件のときには、一見、暴力

革命の予行演習を思わしめるものがあります。(拍手) これらの一連の集団的暴力と破壊行動が、善良な国民に深刻な不安を感じしむるに至るとともに、国際的には、わが国があたかも無政府のいかなを問わず、平和と民主主義を破壊する最大の敵である。

わが国現下の世情を見るととき、しばしば暴力が行使せられ、特に少數者がその政治的目的を達成するため、集団的計画的に暴力を用いては

公害を害し、社会秩序を破るのみならず、実に平和と民主主義を根底から破壊するものである。しかもそれが外国の反民主的勢力の影響下に行

暴力排除と民主主義擁護に関する  
議案を提出いたしました。

決議案(船田中君外四名提出)  
(委員会審査省略要求案件)

なわれる場合は、ただに国内問題にとどまらず国際的に重大な危機を招くおそれもある。

今日、もしこのような暴力を寸毫といえども容認するようなことがあらることは、自由と人権を尊重する民も重大な障害となることは疑いない。

よつて政府は、ここにすみやかに法と秩序を維持するため、あらゆる施策を講じて、暴力の一掃を図り、もつて国民の不安と憂慮を除去すべきことを要望する。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。船田中君。

近時、わが国における集団的、組織的暴力の横行は、まことに憂慮すべきものがあります。小にしては町の中に横行するぐれん隊の暴力行為から、三池争議のとき労働争議における暴力の横行、ことに本月十日の羽田空港のハガチー氏襲撃事件及び本月十五日の国会乱入事件のときには、一見、暴力

革命の予行演習を思わしめるものがあります。(拍手) これらの一連の集団的暴力と破壊行動が、善良な国民に深刻な不安を感じしむるに至るとともに、国際的には、わが国があたかも無政府のいかなを問わず、平和と民主主義を破壊する最大の敵である。

わが国現下の世情を見るととき、しばしば暴力が行使せられ、特に少數者がその政治的目的を達成するため、集団的計画的に暴力を用いては

公害を害し、社会秩序を破るのみならず、実に平和と民主主義を根底から破壊するものである。しかもそれが外国の反民主的勢力の影響下に行

暴力排除と民主主義擁護に関する  
議案を提出いたしました。

決議案(船田中君外四名提出)  
(委員会審査省略要求案件)



昭和三十五年六月十七日 衆議院会議録第三十八号(その一) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一案

五八八

漁民の漁業施設、住宅等の被害の大ない部落で政令で定めるもの(以下「特別被害漁村」という。)の全部又は一部をその地区内に含む

国会に提出する。  
昭和三十五年六月十三日  
内閣総理大臣 岸 信介

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

災害復旧事業に関する特別措置法案について申し上げます。  
本津波により水産業関係の共同利用による災害を受けたことは施設が特に甚大な被害を受けたことは御承知の通りであります。これらの用に供する小型の漁船を漁業協同組合に建造させるため、國がこれに要する経費につき助成措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供するため、政令で定めたところにより小型の漁船を建造するため、この法律案が共同利用に供するための漁業施設の復旧は、沿岸漁民の漁業經營に対する補助につき特例措置を講じようとするのが、本案提出の理由である。

同組合に対し、二分の一を下らない率による補助をする場合には、当該漁業協同組合の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が二分の一を下らない率による補助をする場合に、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部を補助することができる。

1 前項の特定漁業施設設置費とは、同項の漁業協同組合が特別被害漁村の区域内に住所を有する組合員の共同利用に供するための漁業施設(網漁具を含む。)で政令で定めるものを設置するために要する経費をいうものとする。

○讀長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めてます。農林水産委員長吉川久衛君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕  
○吉川久衛君 ただいま議題となりました四法案につき、農林水産委員会における審議の経過並びに結果について、その概要を御報告いたします。

まず、天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について申しあげます。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に供するための漁業施設の復旧を目的として、これらを被害部落が共同利用に

する場合に供する特定の漁業施設設置費につき、当該漁業協同組合は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が二分の一を下らない率による補助をする場合に、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部を補助することができる。

2 前項の特定漁業施設設置費とは、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部を補助することができる。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船を漁業協同組合に建造させるため、國がこれに要する経費につき助成措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船を漁業協同組合に建造させるため、國がこれに要する経費につき助成措置を講じようとするのが、本案提出の理由である。

本案は、今回のチリ地震津波により著しい被害を受けた小型漁船の復旧を促進し、沿岸零細漁民の生産手段を確保するため、組合員の所有する小型漁船の被災の著しい漁業協同組合が、その所有漁船について沈没、滅失、その他著しい損害を受けた組合員の共同利用に供するため小型漁船を建造する場合において、都道府県がその建造費用に供するため都道府県の補助額の三分の一を補助する場合、國は、予算の範囲内で、この都道府県の補助額の二分の一を補助することができるようになります。

以上の四案は、六月十三日本委員会に付託となり、同十六日政府より提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行ない、討論を省略して採決いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供するため、政令で定めたところにより小型の漁船を建造するため、この法律案を提出する理由である。

この法律案は、公布の日から施行する。

○讀長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めてます。農林水産委員長吉川久衛君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕  
○吉川久衛君 ただいま議題となりました四法案につき、農林水産委員会における審議の経過並びに結果について、その概要を御報告いたします。

まず、天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について申しあげます。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供するため、政令で定めたところにより小型の漁船を建造するため、この法律案を提出する理由である。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船を漁業協同組合に建造させるため、國がこれに要する経費につき助成措置を講じようとするのが、本案提出の理由である。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船を漁業協同組合に建造させるため、國がこれに要する経費につき助成措置を講じようとするのが、本案提出の理由である。

本案は、今回のチリ地震津波により著しい被害を受けた小型漁船の復旧を促進し、沿岸零細漁民の生産手段を確保するため、組合員の所有する小型漁船の被災の著しい漁業協同組合が、その所有漁船について沈没、滅失、その他著しい損害を受けた組合員の共同利用に供するため小型漁船を建造する場合において、都道府県がその建造費用に供するため都道府県の補助額の三分の一を補助する場合、國は、予算の範囲内で、この都道府県の補助額の二分の一を補助することができるようになります。

以上の四案は、六月十三日本委員会に付託となり、同十六日政府より提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行ない、討論を省略して採決いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

この法律案は、公布の日から施行する。

○讀長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めてます。農林水産委員長吉川久衛君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕  
○吉川久衛君 ただいま議題となりました四法案につき、農林水産委員会における審議の経過並びに結果について、その概要を御報告いたします。

まず、天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について申しあげます。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁業の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法について申しあげます。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供するため、政令で定めたところにより小型の漁船を建造するため、この法律案を提出する理由である。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供するため、政令で定めたところにより小型の漁船を建造するため、この法律案を提出する理由である。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供するため、政令で定めたところにより小型の漁船を建造するため、この法律案を提出する理由である。

本案は、本年五月のチリ地震津波による災害を受けた地内に、より特に著しい被害を受けた地内に、被害農民に対し、いわゆる天災融資法に基づいて貸し付けられる経営資金について、その貸付限度額を引き上げよ

うとするものであつて、そのおもな内容は、真珠またはカキの養殖に必要な資金については、現行の貸付限度額十五万円を五十万円までに、その他の漁業経営資金については二十万円までに引き上げることであります。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の復旧を目的として、これらの被害部落を地

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案を提出する理由である。

この法律案は、公布の日から施行する。

○讀長(清瀬一郎君) 四案を一括して採決いたします。

四案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、四案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第一 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第二 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた公営住宅法の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) これより本日の日程に入ります。

日程第一、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案、日程第二、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案、右両案を括して議題といたします。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

右

国会に提出する。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

左

第一条 この法律は、昭和三十五年五月のチリ地震津波(以下「チリ地震津波」といふ。)による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法

(目的)

昭和三十五年六月十三日 内閣総理大臣 岸 信介

計画的な実施を図り、あつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。  
**(津波対策事業)**  
 第二条 この法律で「津波対策事業」とは、チリ地震津波による災害を受けた政令で定める地域において、海岸又はこれと同様有する河川でチリ地震津波により著しい災害を受けたもの及びこれらに接続し、かつ、これらと同様の効用を有する海岸又は河川について施行する津波による災害を防止するために必要な政令で定める施設の新設又は改良に関する事業(それらの施設について合わせて施行するチリ地震津波に係る災害復旧に関する事業を含む。)をいう。

(津波対策事業計画)

第三条 津波対策事業に関する主務大臣は、当該津波対策事業につき、関係地方公共団体の意見を聞き、國議を経て、その事業計画(以下「津波対策事業計画」といふ。)の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

2 津波対策事業計画には、津波対策事業の実施の目標及び事業量を定めなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、津波対策事業計画を関係地方公共団体に通知しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、津波対策事業計画の変更について準用する。

**(チリ地震津波対策審議会)**  
 第四条 総理府に、チリ地震津波対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

審議会は、津波対策事業計画に関する事項その他津波対策事業に関する重要な事項を審議する。

2 この法律に定めるもののほか、審議会に關する必要な事項は、政令で定める。

(津波対策事業計画の実施)

第五条 政府は、津波対策事業計画を実施するため必要な措置を講じ、かつ、国の財政の許す範囲内においてその実施を促進することに努めるものとする。

**(附則)**

1 この法律は、公布の日から施行する。

(總理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律百二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十五条第一項の表中台風常備地帯対策審議会の項の次に次のように加える。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、事業主体が、当該災害により滅失した住宅に当該災害の當時居住していた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第八条第一項の規定にかかるわらず、国は、予算の範囲内において、その費用の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

2 前項の規定による公営住宅の建設に要する費用についての国の補助金の算定については、公営住宅法第七条第三項の規定を準用する。

**(羽田武嗣郎君登壇)**  
 ○羽田武嗣郎君 大だいま議題になりました、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

**(羽田武嗣郎君登壇)**

まず、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案であります。昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業の計画案を作成し、閣議の決定を求めるべきなればならない。

この法律は、公布の日から施行する。

**(附則)**

この法律は、公布の日から施行する。

**(理由)**

この法律は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭和三十五年法律百二十七号)の規定によりその権限の規定に沿つて、この法律を施行する。

この法律は、建設委員長羽田武嗣郎君が、本法案の内容であります。

チリ地震津波対策審議会	
理由	この法律は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案外

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案であります。この法案の内容は、チリ地震津波による災害で、政令で定める地域に発生したものに関して、事業主体が、災害により住宅を失つた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、国は予算の範囲内でその費用の四分の三を補助することができます。

両法案は、六月十三日本委員会に付託せられ、六月十四日提案理由の説明を聽取し、質疑に入つたのであります。が、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、討論を省略して採決の結果、両法案とも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。  
両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案 (内閣提出)  
○議長(清瀬一郎君) 日程第三、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災

害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法を議題といたします。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

右 国会に提出する。

昭和三十五年六月十四日

内閣総理大臣 岸 信介

国会に提出する。

昭和三十五年六月十四日

内閣総理大臣 岸 信介

二 中小企業者団体であつて、そ  
の直接又は間接の構成員のうち  
に前号に掲げる者を含むもの  
に、その対象となる額を控除  
した金額)

(商工組合中央金庫に対する利子  
補給)

第三条 政府は、商工組合中央金庫  
が指定被害中小企業者に対して再  
建資金の貸付けを行なうときは、  
政令で定めるところにより、当該  
貸付けにつき貸付け後三年間を限  
り利子補給金を支給する旨の契約  
を商工組合中央金庫と結ぶことが  
できる。

(利子補給の対象となる貸付け)

第四条 前条の契約による利子補給  
金の支給の対象となる貸付けは、  
商工組合中央金庫が指定被害中小  
企業者に対して昭和三十五年十月  
三十一日(再建資金の融通に関し  
特に必要がある場合において、政  
令で同日後の日を指定したとき  
は、その日)までに行なう再建資  
金の貸付けであつて、その全部又  
は一部の利率が年六分五厘である  
ものとし、その利子補給金の支給  
の対象となる金額は、指定被害中  
小企業者ごとに、その利率によつ  
て貸し付けた額(その額が次の各  
号に規定する貸付けの区分に応じ  
ては、当該金額)以内の額とす  
る。

(その被害構成員が再建資金の  
貸付けを受けている場合にお  
いて、そのうちに利子補給金の  
支給の対象となる額があると  
き、又はその直接若しくは間接  
に所属する他の中小企業者団体  
が当該被害構成員に対し転貸す  
る再建資金の貸付けを受けてい  
る場合においてその転貸する  
額のうち利子補給金の支給の  
対象となる額があるときは、そ  
の対象となる額を控除した金  
額)までの額に相当する金額の  
合計額

転貸資金の貸付けを受ける中小  
企業者団体がその転貸資金を被  
害構成員に転貸する場合において、  
その利率が年六分五厘をこえると  
きは、そのこえる率により転貸し  
た金額は、前項の利子補給金の支  
給の対象となる金額には含まれな  
いものとする。

受けている場合において、その  
転貸する額のうち利子補給金  
の支給の対象となる額があると  
きは、その対象となる額を控除  
した金額)

(利子補給金の支給額)

第五条 第三条の契約により政府が  
支給する利子補給金の額は、商工  
組合中央金庫が貸し付けた再建資  
金の額のうち利子補給金の支給の  
対象となる金額につき前条第一項  
に規定する利率により計算した利  
子の額と、当該利子補給金の支給  
の対象となる金額につき商工組合  
中央金庫がその貸付けと同種類の  
貸付けを行なう場合における通常  
の利率により計算した利子の額と  
の差額に相当する金額とする。

3 政府が前条の契約による利子補  
給金の支給の対象とすることがで  
きる金額の総額は、二億五千万円  
を限度とする。

この法律は、公布の日から施行す  
る。

#### 理由

昭和三十五年五月のチリ地震津波  
による災害を受けた中小企業者に対  
する再建資金の融通を円滑にするた  
め、商工組合中央金庫の貸付利率の  
引下げに必要な措置を定める必要が  
ある。これが、この法律案を提出す  
る理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を  
求めます。商工委員長中村幸八君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を  
求めます。商工委員長中村幸八君。

〔中村幸八君登壇〕

中村幸八君 大だいま議題となりま  
した昭和三十五年五月のチリ地震津波  
による災害を受けた中小企業者に対  
する資金の融通に関する特別措置法案に

つきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申上げます。

三陸地方を初め太平洋沿岸各地の中小企業者に基大な被害をもたらしたのは御承知の通りであります。被災中小企業者の急速なる立ち直りのために、再建資金の融通の円滑化をはかることが刻下の急務となつてゐるのであります。すでに、政府におきましては、政府関係金融機関の資金を災害融資に重点的に振り向けることとしたほか、貸付金利の引き下げの措置を講じつつあるのであります。商工組合中央金庫の行なう災害融資について引き下げ金利を適用するには特別の立法措置が必要とされ、このために本法案が提出されたのであります。

すなわち、本案の内容は、商工組合中央金庫が政令で指定する被災中小企業者に対し再建資金を貸し付ける場合、一人当たり五十万円までについて、三年間限り年六分五厘の利率を適用することとし、通常金利との差額を政府が利子補給することとしたものであります。

本案は、六月十四日当委員会に付託され、同日の本会議における趣旨説明の後、委員会において池田通商産業大臣より提案理由の説明を聽取し、引き続き質疑を行ない、質疑終了後、直ちに採決に付しましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案を議題といたします。

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案を議題といたします。

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案を議題といたします。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を申します。地方行政委員長濱地文平君。

第一條 前条の地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

2 前項の場合における利息の定率及び償還の方法は、政令で定める。

(起債許可についての協議)

第三条 自治大臣は、第一条の規定による地方債について地方公共団体の起債の特例に関する法律案に(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方災害を受けた地方公共団体に対しても起債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 自治府設置法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第一号)

が施行されるまでの間は、第三条中「自治大臣」とあるのは、「自治府長官」と読み替えるものとする。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を申します。地方行政委員長濱地文平君。

本件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、母子福祉資金の貸付等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、母子福祉資金の貸付等に関する法律案を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、母子福祉資金の貸付等に関する法律案を改正する法律案を議題といたしました。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 自治府設置法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第一号)

3 財政法第五条の規定にかかるわざず、地方債をもつてその財源とすることができる。

4 財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかるわざず、地方債をもつてその財源とする。

5 財政法第五条の特例として地方債の発行を認められること、第二に、この地方債の特例を認め、もつてその財政運営に遺憾ながらしてようとするものであります。

6 その内容は、第一に、被災地方公共団体で政令で指定されたものは、地方債の一部を改正する法律案

7 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

8 右の内閣提出案は本院において可決した。







債権を含む。以下同じ。) 又は特定開拓者が第四条の三者間の契約に基づき引き受ける債務(同項第一号又は第二号の資金にあてるために貸し付けられた貸付金に係るものに限る。)に対応する政府の貸付金債権(以下「緩和対象貸付金債権」と総称する。)につき、その特定開拓者からの申出があるときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。

一 特定開拓者のうち、営農の基礎が著しく不安定でその農業生産の基礎的条件を整備するため

にお相当の期間を必要とし、その期間内には緩和対象貸付金債権に対する債務を償還する

ことが著しく困難と認められるものであつて、農林省令で定めるものに対応する緩和対象貸付金債権にあつては、その変更契約

を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時(以下第三条まで、第六条及び第七条において「起算時」という。)における当該緩和対象貸付金に係る未納の利息又は延滞金があるときは、これらの額を加え、その額を

加えて得た額(起算時からそこの変更契約を締結する時までに

定開拓者が第四条の三者間の契約に基づき引き受ける債務(同項第一号又は第二号の資金にあてるために貸し付けられた貸付金に係るものに限る。)に係るものに限る。)に對応する

政府の貸付金債権(以下「緩和対象貸付金債権」と総称する。)につき、その特定開拓者からの申出があるときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。

二 年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ホ 年賦金又は据置期間に係る利子の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納

付すること。

三 第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起

付する年賦金のうちの利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その他の年

にあつては、その算出される年

賦金の額と同額とすること。

イ 債還期間を、十四年九月

に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起

算時においてなお残存する場

合には、その据置期間の残存

期間に相当する期間をえた

期間(当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度の末

に貸し付けたものとして、これ

を次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法(据置期間に

係る利子については、その各年

に係る利子につき当該各年支

払の方法)により償還すること。

ロ 据置期間を置かないこと。

(当該緩和対象貸付金債権に

係る貸付金の据置期間が起算

時においてなお残存するとき

は、その据置期間の残存期間

から三月を控除した期間に相

当する期間の据置期間を置くこと。)

二 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

三 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

四 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

五 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

六 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

七 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

八 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

九 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

十 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

十一 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

十二 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

十三 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

十四 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

十五 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

十六 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

十七 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

十八 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

十九 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

二十 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

二十一 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

二十二 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

二十三 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

二十四 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

二十五 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

二十六 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

二十七 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

二十八 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

二十九 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

三十 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

三十一 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

三十二 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

三十三 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

三十四 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

三十五 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。

(当該緩和対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

三十六 据置期間が置かれる場合に

は、その期間につき利子を微

すこと。</p

付金債権に係る貸付金の変更  
前の据置期間につき利子を徴  
しない旨が定められている場  
合には、利子を徴しないこと。)

ホ 年賦金又は据置期間に係る  
利子の納付期限を当該各年の  
十二月三十一日とすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場  
合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納  
付すること。

四 一の特定開拓者(前号に規定  
する特定開拓者に限る)に対する  
一以上の緩和対象貸付金債権  
のうちのその貸付金の利率を同  
じくするものがある場合におい  
て、これらの利率を同じくする  
緩和対象貸付金債権のいずれか  
に係る貸付金の据置期間が起算  
時においてなお残存するときは、  
当該開拓者に対するこれら  
の利率を同じくする各緩和対象  
貸付金債権に係る貸付金の償還  
に関する条件については、償還  
期間は、同号イの条件によら  
ず、十四年九月にこれらの緩和  
対象貸付金債権に係る貸付金の  
平均残存据置期間に相当する期  
間を加えた期間とし、据置期間  
は、同号ロの条件によらず、こ  
れらの緩和対象貸付金債権に係

る貸付金の平均残存据置期間に  
相当する期間から三月を控除し  
た期間とすること。

2 前項第二号及び第四号の平均残  
存据置期間とは、一の開拓者に対  
する二以上の既貸付契約に係る貸  
付金債権(第四条の三者間の契約  
に基づきその開拓者が引き受ける  
債務に對応する政府の貸付金債権  
を含む)のうちにその貸付金の利  
率を同じくするものがある場合に  
に、これらの利率を同じくする貸  
付金債権(起算時において据置期  
間の残存期間が存しないものを除  
く)のそれぞれに係る起算時にお  
ける貸付金の残高にそれぞれそ  
の貸付金債権に係る貸付金の据置期  
間の起算時における残存期間に相  
当する年数を乗じて得た額の合計  
額を当該利率を同じくする貸付金  
債権(起算時において償還期間の  
残存期間が存しないものを除く)  
のそれぞれに係る起算時における  
貸付金の残高(その一部に係る納  
付期限が起算時までに到来してい  
るときは、その到来している部分  
の額を除く)の合計額で除して得  
た年数(その数が一に満たないと  
きは一とし、その数に一に満たない  
端数が生ずるときはこれを切り  
上げるものとする)をいうものと  
する。

(一般の開拓者に対する貸付金の  
償還条件の変更)

第二条 政府は、開拓者(特定開拓  
者を除く。以下次条までにおいて  
同じ。)に対する既貸付契約に係る債  
務に對応する政府の貸付金債権を  
含む。以下「変更対象貸付金債権」  
といふ。)につき、その開拓者から  
の申出があるときは、その者を相  
手方として、次により、償還に關  
する条件を変更する契約を締結す  
ることができる。

一 変更対象貸付金債権でその貸  
付金の償還期間の起算時におけ  
る残存期間が三年以上であるも  
のにあつては、これに係る起算  
時における貸付金の残高に、そ  
の貸付金に係る未納の利子又は  
延滞金があるときはこれらの額  
を加え、その加えて得た額(起  
算時からその変更契約を締結す  
る時までに納付済みとなつた金  
額を除く)を、起算時において  
付金債権に係る貸付金の償還  
期間の起算時における残存期  
間に相当する期間から三月を  
控除した期間とすること。

ヘ 年賦金又は据置期間に係る  
利子の納付期限を当該各年の  
十二月三十一日とすること。

ホ 年賦金の納付を延滞した場  
合には、農林大臣の定めるところ  
により延滞金を政府に納付すること。

二 変更対象貸付金債権でその貸  
付金の償還期間の起算時におけ  
る残存期間が二年であるものに  
あつては、これに係る起算時にお  
ける貸付金の残高に、その貸  
付金に係る未納の利子又は延滞  
金があるときはこれらの額を加  
え、その加えて得た額(起算時  
からその変更契約を締結する時  
までに納付済みとなつた金額を  
除く)を、起算時において、政

場合において、当該変更後に据  
置期間を置かないこととなる變  
更対象貸付金債権についての年  
賦金の額は、起算時の属する年  
にあつては、その貸し付けたも  
のとされた額を支払期間を当該  
変更対象貸付金債権に係る貸付  
金の償還期間の起算時における  
残存期間に相当する期間とし、  
利率を元利均等年賦支払の方法によ  
り償還するものとした場合に算  
出される年賦金の額から、その他の年  
にあつては、その算出される年  
賦金のうちの利子に相当する  
部分の十二分の三に相当する額  
を控除した額とし、その他の年  
にあつては、その算出される年  
賦金の額と同額とすること。

二 変更対象貸付金債権でその貸  
付金の償還期間の起算時におけ  
る残存期間が二年であるものに  
あつては、これに係る起算時にお  
ける貸付金の残高に、その貸  
付金に係る未納の利子又は延滞  
金があるときはこれらの額を加  
え、その加えて得た額(起算時  
からその変更契約を締結する時  
までに納付済みとなつた金額を  
除く)を、起算時において、政

ハ 利率を当該変更対象貸付金  
債権に係る貸付金の利率と同  
率とすること。

ニ 据置期間が置かれる場合に  
は、その期間につき利子を徴  
しない旨が定められている場  
合には、利子を徴しないこと。  
ト。

ホ 年賦金又は据置期間に係る  
利子の納付期限を当該各年の  
十二月三十一日とすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場  
合には、農林大臣の定めるところ  
により延滞金を政府に納付すること。

二 変更対象貸付金債権でその貸  
付金の償還期間の起算時におけ  
る残存期間が二年であるものに  
あつては、これに係る起算時にお  
ける貸付金の残高に、その貸  
付金に係る未納の利子又は延滞  
金があるときはこれらの額を加  
え、その加えて得た額(起算時  
からその変更契約を締結する時  
までに納付済みとなつた金額を  
除く)を、起算時において、政

ハ 利率を当該開拓者に貸し付けた  
ものとして、これを次に掲げる  
条件による年賦支払の方法によ  
り償還すること。

イ 債還期間を一年九月とする

こと。

ロ 据置期間を置かないこと。

ハ 利率を当該変更対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

二 年賦金の額を、起算時の履

する年にあつては、その貸し

付けたものとされた額を支払

期間を二年とし、利率を当該

変更対象貸付金債権に係る貸

付金の利率と同率として元利

均等年賦支払の方法により償

還するものとした場合に算出

される年賦金の額から、その

年賦金のうちの利子に相当す

る部分の十二分の三に相当す

る額を控除した額とし、その

翌年にあつては、その算出さ

れる年賦金の額と同額とする

こと。

ホ 債還期限を起算時の履

する年の十二月三十一日とするこ

と。

ヘ 年賦金の納付期限を当該各

合には、農林大臣の定めると

ころにより延滞金を政府に納

付すること。

三 変更対象貸付金債権でその貸

付金の償還期間の起算時における残存期間が一年であるものに

あつては、これに係る起算時に

おける貸付金の残高に、その貸

付金に係る未納の利子又は延滞

金があるときはこれらを額を加

え、その加えて得た額(起算時

からその変更契約を締結する時

までに納付済みとなつた金額を

除外。)を、起算時において、政

府から当該開拓者に貸し付けた

ものとして、これを次に掲げる

条件による支払方法により償還

すること。

イ 債還期限を起算時の履する

年の十二月三十一日とするこ

と。

ロ 利率を当該変更対象貸付金

債権に係る貸付金の利率と同

率とすること。

ハ 債還金の納付を延滞した場

合には、農林大臣の定めると

ころにより延滞金を政府に納

付すること。

(利率を同じくする貸付金に関する特例)

一 の開拓者に対する二以上

の変更対象貸付金債権のうちにそ

の貸付金の利率を同じくするもの

がある場合において、これらの利

率を同じくする変更対象貸付金債

権のいずれかに係る貸付金の償還

期間が起算時においてなお残存す

るときは、当該開拓者に対するこ

れらの利率を同じくする各変更対

象貸付金債権に係る貸付金の償還

期間が起算時においてなお残存す

るときは、当該開拓者に対するこ

れらの変更条件については、

政府は、前条各号の区分によら

ず、当該開拓者に対するこれらの

利率を同じくする変更対象貸付金

債権ごとに、その貸付金の平均残

存償還期間が三年以上である各変

更対象貸付金債権にあつては同条

第一号により、その貸付金の平均残

存償還期間が二年である各変更

対象貸付金債権にあつては同条第

二号により、その貸付金の平均残

存償還期間が一年である各変更

対象貸付金債権にあつては同条第三

号により、変更契約を締結するこ

とができるものとする。この場合

において、同条第一号中「当該變

更対象貸付金債権に係る貸付金の

償還期間の起算時における残存期

間」とあるのは、「当該開拓者に対

する当該利率を同じくする変更対

象貸付金債権に係る貸付金の次条

第二項に規定する平均残存償還期

間」と、同号ロ中「当該変更対象

貸付金債権」とあるのは、「当該開

拓者に対する当該利率を同じくす

る変更対象貸付金債権のいすれ

か」と、「その据置期間の残存期

間」とあるのは、「これらの変更対

象貸付金債権に係る貸付金の前条

第一項に規定する平均残存償還期間」とする。

二 前項の平均残存償還期間とは、

一の開拓者に対する二以上の変更

対象貸付金債権のうちにその貸付

金の利率を同じくするものがある

場合に、これらの利率を同じくす

る変更対象貸付金債権(起算時にお

いて償還期間の残存期間が存し

ないものを除く。)のそれそれに係

る起算時における貸付金の残高

以下この項において同じ。)にそれ

ぞれその変更対象貸付金債権に係

る貸付金の償還期間の起算時にお

ける貸付金の償還期間に相当する年数を乗

じて得た額の合計額をその変更対

象貸付金債権のそれそれに係る起

算時における貸付金の残高の合計

額で除して得た年数(その数が一

に満たないときは一とし、その数

に一に満たない端数が生ずるとき

はこれを切り上げるものとする。)

をいうものとする。

(開拓者の組織する法人に対する

貸付金に關する措置)

第四条 政府は、開拓者の組織する

法人(以下単に「法人」という。)を

相手方とする既貸付契約でその法

人を組織する開拓者(以下「構成

員」という。)が必要とする法第一

条第一項第一号若しくは第二号又

は第二項第一号の資金の貸付けに

あつてために要する資金をその法

人に貸し付ける旨を定めるもの

(以下「對法人貸付契約」という。)

に係る貸付金債権につき、その法

人及び当該貸付金に係る転借人

(その法人が当該貸付金の全部を

基づきその構成員にこれらの各号

の資金の貸付けをした場合における

財源として当該対法人貸付契約に

基づきその構成員にこれらの各号

の資金の貸付けをした場合における

利息を同じくするものがある

場合に、これらの利息を同じくす

る開拓者に対する債務を分割する

債務」という。)の全部又は一部の

債務を示し、これらの額に応じて當

該貸付金債権に對応する債務を合

む。以下この条において「転借金

債務」という。)の全部又は一部の

債務を示し、これらの額に応じて當

該貸付金債権に對応する債務を分

割し、その分割された各債務をそれ

ぞれその額に応じて當該転借人が引

き受ける旨の申出があつたときは、政

府とその法人及びその申出に係る

各転借人の三者間の契約をもつて、

その契約を締結する日の属する会

計年度の初日の午前零時(以下この

条において「起算時」という。)にお

いて、當該貸付金債権(その額は、

起算時現在によるものとし、起算

時からその契約を締結する時まで

に納付済みとなつた金額を控除し

て計算するものとする。以下この

条において同じ。)を分割して、そ

の申出に係る各転借人との転借

金債務の額（起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までに支払済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）に相当する額及びこれらの額の合計額を当該貸付金債権に対応する債務の額から控除した額に相当する額のそれをその額とする数個の債権とし、その分割された各債権（申出に係る各転借人の債権に限る。）に對応する各債務を、それぞれ、その額に応じて当該転借人に引き受けさせ、その法人につき当該引受けに係る債務を消滅させることの定めをすることができる。ただし、次の各号の条件のすべてがみたされる場合に限りとする。

一 当該債務の引受け後においては、当該法人が当該引受け後の債務を保証する旨を当該三者間に契約において定めること。

二 前号に掲げるもののほか、当該引受け後の債務につき相当と認められる保証人の保証を徴すこと。

三 当該債務の引受けをする転借人が当該法人に対して負担していいた当該転借金債務の全部又は一部を当該引受けに係る債務の額に応じ当該引受けの時において

て消滅させる旨を当該三者間の契約において定めること。

**第五条** 第二条の規定は、法人相手方とする既貸付契約に係る貸付金債権で対法人貸付契約に係る貸付金債権以外のものについて準用する。（変更契約を締結する年の年賦金等の納付の特例）

**第六条** 第一条第一項、第二条（前条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結する場合において、その締結する日が毎年十二月十二日から翌年三月三十一日までの間に属するときは、当該契約により変更された償還に関する条件によつてがみたされる場合に限りする。

（農林省令への委任）

**第九条** この法律の施行に關し必要な事項は、農林省令で定める。

（附則）

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（理由）

開拓者資金整通法による貸付金の償還の状況にかんがみ、當農の基礎が不安定な開拓者の当該貸付金に係る債務の履行を容易にするためその償還条件を緩和する措置を講ずるとともに、当該貸付金に係る國の債権の管理事務の簡素化を図るため当該貸付金の償還条件を単純化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（第十七条）

第七条 政府は、第一条第一項、第二条（第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結した場合には、当該変更契約に係る貸付金権について、起算時から当該変更契約を締結する日までの延滞金

（変更契約を締結することができない期間）

〔吉川久衛君登壇〕  
○吉川久衛君登壇

した、農林水産委員長提出、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由、並びに、内閣

（第十八条）

三十日まででなければ、締結する変更契約は、昭和三十七年三月三十一日まででなければ、締結することができない。

まず、農林水産委員長提出、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、この法律の対象となる地域は比較的諸条件が悪く、自己負担力の少ない地域であり、また、營農改善の面におきましても、裏作導入、田畠輪換等、今後に残されたなすべき事業がきわめて多い実情であります。

かかるに、この法律は昭和三十六年三月三十日限りで失効いたしますので、この際、この法律の有効期限をさらに五ヵ年延長いたしまして、この地帯の農業振興を促進いたしますとともに、農家所得の増強対策等についても検討を加え、この法律制定の目的達成するよう努力すべきであると考えます。

以上が提案理由及びその内容であります。

委員会におきましては、五月十一日、全会一致の賛成をもって、この案を委員会の成案とすることに決定した次第であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、内閣提出の三法案につき、農林水産委員会における審査の経過及び結果について、その大要を一括御報告いたします。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

以来、昭和三十四年度までに、農業振

開拓者に対する災害のため營農改善計画の達成ができないと認められる場合には、開拓者資金通特別会計から災害資金の貸付ができるようになります。及び、開拓當農振興に関する重要事項を調査審議するため農林省に審議会を設置することの二点を骨子としているのであります。

より貸付条件を緩和すること、また、従来、政府貸付の個人資金は、一たん開拓農業協同組合に貸し付け、さらに組合が個人に転貸していたのであります。が、これを個人の債務に切りかえ、國が個人ごとに債権の管理を行なうようになります。

開拓者資金融通法改正法案の修正個所は、北海道の不振開拓者のみに対し振興対策資金の貸付条件の緩和措置がとられているのを、内地の不振開拓者に対しても同一の措置をとることとした点であります。

また、政府貸付金償還条件緩和法案の修正内容は、三十五年三月三十一日

第九条第二項中「委員十人以内」を「委員十四人以内」に改める。

開拓者に對しては、この資金のほか、災害のため營農改善計画の達成ができるようになると認められる場合には、開拓者資金融通特別会計から災害資金の貸付ができるようになります。及び、開拓農業振興に関する重要事項を調査審議するため農林省に審議会を設置することの二点を骨子としているのであります。

次に、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案は、この法律による今後の政府の貸付金については、毎年度の貸付金ごとに据置期間を増減して、各資金の償還の始期及び終期を一致させさせて経理の一本化をはかるようになると、及び、北海道の不振開拓者に対する振興対策資金の貸付条件は、従来、据置期間三年、償還期間九年であります。しかし、これを五年及び十五年年に延長することの二点を内容とするものであります。

また、開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案は、既往の政府貸付金の償還が困難な開拓者については、五年度以降二カ年間にわたり、三十一年三月三十一日までの未納の元金、利子及び延滞金はこれを分割償還できるよう元加し、さらに、當農状態の特に不安定な者は、おむね据置期間五年を置いて十五年間に、それ以外の不安定な者は、据置期間を置かないで、おむね十五年間にそれぞれ償還できる

より貸付条件を緩和すること、また、従来、政府貸付の個人資金は、一たん開拓農業協同組合に貸し付け、さらに組合が個人に転貸していたのであります。が、これを個人の債務に切りかえ、國が個人ごとに債権の管理を行なうようになります。

開拓者資金融通法改正法案の修正個所は、北海道の不振開拓者のみに対し振興対策資金の貸付条件の緩和措置がとられているのを、内地の不振開拓者に対しても同一の措置をとることとした点であります。

また、政府貸付金償還条件緩和法案の修正内容は、三十五年三月三十一日

第九条第二項中「委員十人以内」を「委員十四人以内」に改める。

より貸付条件を緩和すること、また、組合が個人に転貸していたのであります。ですが、これを個人の債務に切りかえ、國が個人ごとに債権の管理を行なうようにすること等を規定しているのであります。

開拓農業振興臨時措置法改正法案は二月二十四日、開拓者資金融通法改正法案及び政府貸付金償還条件緩和法案は三月十九日、それぞれ委員会に付託され、三月二十二日これら三法案の提案理由の説明を、四月十二日その補足説明をそれぞれ政府から聽取し、翌三日より一括して審査に入り、五月十七日までの間に数回にわたり質疑を行ない、その間、四月十九日には参考人を招致してその意見を徴する等、慎重な審議を行なつたのであります。

しかして、五月十七日、日本社会党芳賀貢君から、不振開拓者の営農を一そら安定せしめますために、自由民主党、日本社会党及び民主社会党的共同提案により、三法案に対する修正案が提出せられたのであります。

開拓農業振興臨時措置法改正法案に対する修正の内容は、開拓者が災害資金の貸付を受ける場合の災害の原因に低温を加えること、開拓農業振興審議会の委員の数が政府原案では十名以内となっているのを十四名以内とするこ

ととの二点であります。

開拓者資金融通法改正法案の修正個所は、北海道の不振開拓者のみに対し振興対策資金の貸付条件の緩和措置がとられているのを、内地の不振開拓者に対しても同一の措置をとることとした点であります。

また、政府貸付金償還条件緩和法案の修正内容は、三十五年三月三十一日

第九条第二項中「委員十人以内」を「委員十四人以内」に改める。

開拓者資金融通法改正法案の修正個所は、北海道の不振開拓者のみに対し、振興対策資金の貸付条件の緩和措置がとられているのを、内地の不振開拓者に対しても同一の措置をとることとした点であります。

また、政府貸付金償還条件緩和法案の修正内容は、三十五年三月三十一日まで未納となつてある利子及び延滞金は元加することなく、無利子で、しかも、長期にわたつて割賦償還することができるよう、条件の一そらの緩和措置をはかつた等の点であります。

そこで、三法案に対するそれぞれの修正案及び修正部分を除く政府原案につき、討論を省略し採決いたしましたところ、全会一致をもつて三法案はいずれもこれを修正すべきものと議決した次第であります。

なお、これらの各法案にはそれぞれ附帯決議が付されたのであります。が、会議録によりごらん願うこととし、省略させていただきます。

以上、御報告を終わります。（拍手）

〔参照〕

開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

第五条の二第一項中「こう水」の下に「低温」を加える。

第九条第二項中「委員十人以内」を「委員十四人以内」に改める。

「第九条第三項中「委員十人以内」を「委員十四人以内」に改める。

本修正の結果必要とする経費開拓農振興審議会の委員の定数四名の増加に伴い、年間約八万円程度の増額となる見込みである。

開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案に対する修正案

開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三項の改正規定を次のように改める。

附則第三項中「第二条第二項の規定の適用についても、前項と同様とする。」を「第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「九年」とあるのは、「二十一年」と、同条第五項中「四年」とあるのは「六年」とする。」に改める。

本修正の結果減額となる経費農林省所管開拓者資金金融通特別会計において、同会計から貸し付けられる振興対策資金の償還期間を内地、北海道とも二十年とした場合と北海道のみ二十年とした場合に比し、昭和三十七年度までは両者の間に差異はないが、三十八年度以降の開拓者からの償還額を算出すれば、年間約三億円程度の収入減となる見込みである。

開拓者資金通法による政府の  
貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案に対する修正案

開拓者資金通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第一条第一項第一号中「第六条及び第七条」を「第七条及び第八条」に改め、「に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときは、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間に三月をえた期間(当該貸付金債権に係る貸付金につき、変更後の措置期間が置かれる場合には、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間から当該措置期間を控除した期間)に相当する年数で除して得た額を、當該貸付金債権に係る貸付金の変更後年の年賦金を納付すべき各年に納付することができるものとし、各年に納付すべき金額の納付期限は、当該各年の十二月三十一日とする。」

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条中「年賦金又は措置期間に係る利子又は前条の規定により起算時の属する年に納付すべき未納の利子若しくは延滞金」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の二条を加える。

(未納の利子及び延滞金に関する措置)

第六条 第一条第一項、第二条(前条において準用する場合を含む。)又は第三条第一項の規定により変更契約を締結する場合において当

該変更契約に係る貸付金債権について未納の利子又は延滞金があるときは、当該未納の利子及び延滞金により、その総額を当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間に三月をえた期間(当該貸付金債権に係る貸付金につき、変更後の措置期間が置かれる場合には、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間から当該措置期間を控除した期間)に相当する年数で除して得た額を、當該貸付金債権に係る貸付金の変更後年の年賦金を納付すべき各年に納付することができるものとし、各年に納付すべき金額の納付期限は、当該各年の十二月三十一日とする。

第六条 第二条第一項第三号及び第二条中「に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときは、これららの額を加え、その加えて得た額」を削る。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第七ないし第九の三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも修正案あります。三案は委員長報告通り

決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告通り決しました。

三案の委員長の報告はいずれも修正案あります。よって、三案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告通り決しました。

(所掌事務)  
第二条 審議会は、同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立その他同和地区に関する社会的及び經濟的情問題の解決に関する重要事項について、調査審議する。

3 専門委員は、当該専門の事項に關し、内閣總理大臣の諸間に答申し、かつ、必要に応じ、内閣総理大臣に建議することができる。

4 専門委員は、非常勤とする。  
(幹事)

第六条 審議会に、幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、内閣總理大臣が任命する。うちから、内閣總理大臣が任命すれば、解任されるものとする。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。  
(部会)

第七条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

審議会は、会長が招集する。  
(事務局)

第八条 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け

て、局務を掌理する。

## (委任規定)

この法律に定めるものは、  
か、審議会に關し必要な事項は、  
政令で定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

## (総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。  
同和対策審議会設置法(昭和三十五年法律第百二十七号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。(この法律の失効)

3 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

## 理 由

同和問題の解決に資するため、同和地区に関する社会的及び經濟的諸問題を調査審議する機関として、総理府に、臨時に、同和対策審議会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 本案施行に要する經費

本案施行に要する經費としては、約百十萬円の見込みである。

## ○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を

求めます。内閣委員長福田一君。

## 〔報告書は会議録追録に掲載〕

## 〔福田一君登壇〕

○福田一君 ただいま議題となりました同和対策審議会設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、本案は、自由民主党にかかるものであります。

提案にかかるものであります。

まず、法案の要旨を申し上げます。政府の資料によると、全国に散在している同和地区は約四千に及び、その住民は約二十五万世帯、百二十万人に達しております。これらの地区における生活環境は、はなはだ劣悪なものが多く、地区住民のほとんど大部分は、経済的な基盤を欠いて生活苦にあえいでいるのが、その実態であります。また、地区外に居住する関係者も、ほとんど同様の状況のものが多数であります。そのため、旧来の差別問題も必ずしも払拭されないといふ、まことに放置することのできない状況にあるのであります。

本案は、これらの事情にかんがみます。そのため、旧来の差別問題も必ずしも払拭されないといふ、まことに放置することのできない状況にあるのであります。

総理府の付属機関として、存続期間を

## 二年とする同和対策審議会を設置しようとするとするものでありまして、その内容

のものなる点について申し上げますと、審議会の所掌事務は、同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立、その他同和地区に関する社会的、經濟的諸問題の解決に關する重要な事項

について調査審議を行ない、これらの事項に關して内閣総理大臣の諮問に答申し、必要に応じましては内閣総理大臣に建議することができますことになります。

審議会は二十人以内の委員で組織し、その委員には、関係行政機関の職員十一人以内、同和問題に關して経験を有する者及び同和問題に關して識見を有する者または関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣がそれぞれ任命することとし、審議会に専門の事項を調査審議させるため、学識経験者または関係行政機関の職員のうちに委員長を置くことができる事務局を設けることといたします。さらに、委員及び専門委員を補佐させるため、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣の任命する幹事二十人以内を置き、また、審議会の事務を処理させるため事務局を設けることになつております。

本案は、五月十六日本委員会に付託され、十七日提案理由の説明を聞いた後、提案者及び政府に対しても質疑が行なわれたのであります。その中心となる法律案、右両案を一括して議題といいます。

○議長(清瀬一郎君) 日程第十一、織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

## するようなどがなく、大局的な見地

に立つてこれを実施せられたい、との意見であります。

なお、本案につきまして内閣の意見

を求めてましたところ、政府は、法案の趣旨、精神を全面的に尊重して対処したいと考えている旨を述べられたのであります。

採決の結果、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告通り可決いたしました。

第二条第一項中「(別表第一に掲げるものをいふ。以下同じ。)」を「(別表第一に掲げるものをいふ。第四十条第一項及び第四十一条第一項を除き、以下同じ。)」に改める。

第三条第一項中「昭和三十七年度」を「昭和四十年度」に改める。

第十一条第一項第三号及び第十一条の二第二項中「共同行為に基いて」を「共同行為に基づき、又は第二十七条の二の規定による命令により」に改める。

第十二条第一項中「昭和三十七年度」を「昭和四十年度」に改める。

第二十二条第一項第三号及び第二十二条の二第二項中「共同行為に基いて」を「共同行為に基づき、又は第二十七条の二の規定による命令により」に改める。

第二十二条を次のように改める。  
(使用の停止等)  
第二十二条 通商産業大臣は、第二条の規定に違反して、同条の登録を受けないで精紡機、織物幅出機又は紡糸機を糸の製造、織物の加

## 織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。  
昭和三十五年三月九日  
内閣総理大臣 岸 信介

織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案  
第二十二条第一項中「(別表第一に掲げるものをいふ。以下同じ。)」を「(別表第一に掲げるものをいふ。第四十条第一項及び第四十一条第一項を除き、以下同じ。)」に改める。

第二十二条第一項中「昭和三十七年度」を「昭和四十年度」に改める。

第十一条第一項第三号及び第十一条の二第二項中「共同行為に基いて」を「共同行為に基づき、又は第二十七条の二の規定による命令により」に改める。

第十二条第一項中「昭和三十七年度」を「昭和四十年度」に改める。

第二十二条第一項第三号及び第二十二条の二第二項中「共同行為に基いて」を「共同行為に基づき、又は第二十七条の二の規定による命令により」に改める。

第二十二条を次のように改める。  
(使用の停止等)  
第二十二条 通商産業大臣は、第二条の規定に違反して、同条の登録を受けないで精紡機、織物幅出機又は紡糸機を糸の製造、織物の加

工又は化学繊維の製造の用に供したときは、その者に対し、期間を定めてその者が使用している精紡機、織物幅出機又は紡糸機であつて同条の登録を受けていないもの全部又は一部を封印し、又は格納すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、第二条の登録を受けた者が第四条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその精紡機、織物幅出機若しくは紡糸機を糸の製造、織物の加工若しくは化学繊維の製造の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を公表することができる。

第二十四条第一項中「昭和三十七年」を「昭和四十年度」に改め、該指示の内容(当該指示の内容に係る精紡機、織物幅出機又は紡糸機の廃棄に関する条項がある場合は、当該条項を除く。)に従い、当該指示に係る精紡機、織物幅出機又は紡糸機の一部を格納その他の方法により処理すべきことを通商産業省令をもつて命ずることができる。

## (命令の変更又は取消)

第二十七条の三 通商産業大臣は、前条の規定による命令をした後に度における織維製品の需給状況、織維製品の輸出見込み」を加える。

第二十七条の次に次の二条を加える。

(精紡機等の過剰設備の処理命令)

第二十七条の二 通商産業大臣は、

第二十四条第一項の規定により精

紡機、織物幅出機又は紡糸機の処理に関する共同行為を実施すべき

ことを指示した場合において、當

該指示に係る者の三分の二以上が

その共同行為を実施しており、か

つ、当該指示に係るその他の者の事業活動が第一条の目的を達成するのに著しく障害となつてお

り、織維工業の合理化に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、織維工業設備審議会の意見をきいて、当該指示に係るすべての者に対し、当該指示の内容(当該指示の内容に係る精紡機、織物幅出機又は紡糸機の廃棄に関する条項がある場合は、当該条項を除く。)に従い、当該指示に係る精紡機、織物幅出機又は紡糸機の全部又は一部を糸の製造、織物の加工又は化学繊維の製造の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

第三章中第三十一条の次に次の二条を加える。

## (使用の停止等)

第三十一条の二 通商産業大臣は、

第二条の登録を受けた者が第二十条の二の規定による命令に違反したときは、その者に対し、期間を定めて当該命令に係る登録の区

七条の二の規定による命令に違反したときは、その者に對し、期間を定めて当該命令に係る登録の区

別表第一第三号、第六号及び第八号中「及びビスコース織維」を「ビスコース織維及び銅アンモニヤ織維」に改め、同表第十五号中「ビスコース織維」を「ビスコース織維及び銅アンモニヤ織維」に改め、同表第

十七号中「及びビスコース織維」を「ビスコース織維及び銅アンモニヤ織維」に改める。

第三十一条の二の規定による命令に違反したときは、その者に對し、期間を定めて当該命令に係る登録の区

七条の二の規定による命令に違反したときは、その者に對し、期間を定めて当該命令に係る登録の区

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

昭和三十五年四月十三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

第十四条及び第十六条第三号中の「ガス」に改め、「鉱業権者」の下に「溶解ガス」を「ガス」に改める。

第十九条第一項中「溶解ガス」を「ガス」に改める。

「ガス」に改め、「鉱業権者」の下に「溶解ガス」を「ガス」に改める。

第十九条第一項中「溶解ガス」を「ガス」に改める。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十六条第三号中の「ガス」に改め、「鉱業権者」の下に「溶解ガス」を「ガス」に改める。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「溶解ガス」を「ガス」に改める。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を次のように改正する。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を

求めます。商工委員長中村幸八君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中村幸八君登壇〕

○中村幸八君　ただいま議題となりました織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案外一件につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

貿易自由化の進展に伴い、織維原料の輸入自由化が明年四月より実施されることになつたのは御承知の通りであります。が、適切なる準備態勢を欠いたまま自由化に入るならば、織維産業のみならず、国民経済各般に好ましからざる影響を及ぼすおそれがあり大きいのであります。織維総合対策懇談会の答申におきましても、この点が特に強調されているのであります。

本改正案は、織維原料の輸入自由化に伴う混乱を未然に防止して織維工業の安定的発展をはかるために提案されたものであります。その内容について申し上げますと、

第一は、過剰設備の処理に関する共同行為の指示にあたつては、織維製品の需給あるいは輸出についての当面の事情をも參照すべきことを明文化しようとします。

第二は、過剰設備の処理が共同行為のみをもつてしては不十分な場合には、関係全事業者に対し設備の処理命令を発することができるることいたしております。

第三は、無登録設備の使用禁止規定に違反した者に対する格納もしくは封印命令並びに過剰設備の処理命令の規定を新たに設けようとするものであります。

第四は、法律の有効期間を四年延長するとともに、設備の新增設あるいは過剰設備の処理に関する目標年度を昭和四十年度に変更することといたしております。

本案は、三月九日当委員会に付託され、十一日池田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、四月二十八日より質疑に入りました。その後數次にわたり質議を続けて参りましたが、五月十七日に至り質疑を終了し、次いで自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案による修正案が提出され、民主社会党武藤武雄君の趣旨説明の後、直ちに採決に付しましたところ、全会一致をもつて修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

修正点は、過剰設備処理の共同行為の実施に関する苦情の申し出の規定を新たに設けたものであります。

なお、採決後、これも各党共同提案の附帯決議案が提出され、日本社会党東海林慈君の趣旨説明の後、これまた全会一致をもつて提案通りの附帯決議を付することに決した次第であります。

次に、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案は、近来化学工業原料としての天然ガスの地位がますます重要度を加えつつある事態に即応して、生産性の高い構造性ガスの採鉱をも補助金交付の対象として追加することともに、補助事業が成功した場合における耐付金の納付義務者として被補助租鉱権者等を追加しようとするものであります。

本案は、四月十四日池田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、参考人の意見を聞く等、慎重な審議を行なつたのであります。

五月十七日、質疑を終了しましたので採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

なお、採決後、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案による附帯決議案が提出され、日本社会党櫻井奎夫君の趣旨説明の後、全会一致をもつて提案通りの附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

---

〔参照〕

織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正

修正する。

目次の改正規定中「第三十一条の二」を「第三十二条の三」と改める。  
第三章中第三十一条の次に一条を加える改正規定中「次の二条」を「次の二条」に改め、第三十一条の二の次に次の二条を加える。  
**(苦情の申出)**  
第三十一条の三 第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の実施に關し苦情のある者は、通常産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をする」とができる。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長濱地文平君。  
〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱地文平君登壇〕

〔濱地文平君登壇〕

○濱地文平君 ただいま議題となりました道路交通法案及び消防法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、道路交通法案について申し上げます。

御承知のように、現行の道路交通取締法が制定されましたのは昭和二十二年のことでありますて、その後、交通事情は画期的な変化を遂げ、とりわけ、大都市における道路交通は異常なまでに発達、変貌し、しかも、近き将来におきまして、その一そらの複雑と困難とが予想される次第であります。

他方、これに伴い、交通事故もまた急激に増加し、この結果、現行法令によりましては、もはや道路交通の実情に著しく適合し得ないばかりか、相次ぐ迷縞性の法改正の結果として、法体系の上にも幾多不整備の個所を生じてきているのであります。

本案は、このような現実に立脚して、道路交通における危険を防止し、

その安全と円滑をはかるため、法体系の整備はもとより、現下の新しい交通事情に即応した道路交通の基本法として、現行の道路交通取締法及び同施行令にかわり、新しい立法措置として提出されたものであります。その要旨は大要次のとくであります。

すなわち、第一に、法の目的として、単に道路における危険を防止し、その他交通の安全をはかることのみではなく、積極的に交通の円滑をもはかるものであることを明らかにし、その名称も、現行の道路交通取締法から道路交通法と改めております。

第二に、法体系を整備し、あわせて、国民のだれでもこの法律を容易に理解できるよう、たとえば、罰則の記述するなど、用語及び表現の平易化をとります。それぞれの関係条文ごとに明記するなど、用語及び表現の平易化をはかつております。

第三には、交通規制のための道路標示の設置に関する規定のほか、交通の規制に関する規定を整備したことであります。

第四には、歩行者の通行につきまして、その通行方法の基本を明らかにすます。第五に、最近における道路交通の実情にかんがみ、現行の規定に全面的な検討を加え、車両等の交通方法の合理化に必要な規定を整えたことであります。

官報(号外)

第六に、道路における車両等の通行の停滞のため交通が著しく混雑するおそれがある場合における混雑緩和の措置、あるいは酒気帯び運転の禁止等、交通の円滑をはかり、危険を防止するための措置を強化したことあります。

第七に、最近における交通事故及び交通法令違反の原因には、単に運転者の責めに帰すべきもののみならず、むしろ、その雇用者ないし車両運行管理者の責任と思われるものが少くない実情にかんがみ、雇用者等の義務についての規定を設け、それらの者が運転者とともに交通秩序の確立に責任あることを明らかにしたことあります。

第八に、運転免許の種別を整理して、その簡素化をはかつておりますが、そのうち、運転免許の年令につきましては、政府原案において、普通車の免許年令を十六才、第一種原付免許にあっては十四才となつておりましたものを、参議院において、現下の交通事故の激増及びこの問題に対する世論の動向にこたえ、免許年令をそれぞれ二才引き上げております。

そのほか、各都道府県における運転免許関係事務の齊一化、適正化のため、全国的な基準を命令で定めることとする等、運転免許制度の合理化をはかつたことあります。

最後に、罰則につきましては、現行法制定以後の社会情勢の変化及び現行

各種法令に規定する罰則との均衡を考慮して、全面的にこれを改正するとともに、過失犯の規定及び両罰規定を整備し、また、運転者が交通違反を犯した場合において酒気を帶びていたときの刑の加重についても規定したこと等あります。

本案は、去る二月十七日本委員会に予備付託となり、二月二十六日石原国務大臣より提案理由の説明を聴取いたしましたが、三月三十一日参議院で修正議決され、本付託となりました。当

委員会におきましては、本法案が全文百四十余条よりなる道路交通の基本法であり、かつ、一般国民の日常生活にも影響するところまことに大なるものがありますので、前後十回余にわたって委員会を開き、また、特に道路交通法案審査小委員会を設け、その間、運輸委員会との連合審査会を開会するほか、参考人の出席を求めてその意見を聞き、あるいは実地調査を行なうなど、熱心かつ慎重に審査を行なつたのであります。

その詳細につきましては会議録によつて御了承をいただきたいと存じます。

その要旨は、第一に、公安委員会

は、信号機設置の権能を有するにとどまらず、いやしくも必要と認められる場所については、積極的にその設置に努力しなければならない旨を規定します。

本法の制定に伴い、政府は、次

諸点についてすみやかに適切な対策を講ずべきである。

附帯決議

第一、警察庁、運輸省、建設省、文部省、労働省、通商産業省等交通に

関係のある行政機関相互間の連絡

とうてい達成し得ないのではないか」との質問に対しましては、政府側より、「警察庁はか交通に關係を有する行政機関相互間の連絡調整を徹底して、総合的な道路交通行政の実現を期するため、内閣に強力な機関を設置するよう推進したい」との答弁があり、また、「本法の趣旨を徹底するための方策いかん」との質問に対しましては、「交通道徳の確立と交通法令の普及をはかるため、国民運動を展開する正義感をもつて、学校教育を通じ交通知識を普及するなど、法の趣旨及び内容の周知徹底に努めたい」旨の答弁がありました。

五月十七日、本案につきまして、相川勝六小委員長より、右小委員会にて委員会を開き、また、特に道路交通法案審査小委員会を設け、その間、運輸委員会との連合審査会を開会するほか、参考人の出席を求めてその意見を聞き、あるいは実地調査を行なうなど、熱心かつ慎重に審査を行なつたのであります。

その詳細につきましては会議録によつて御了承をいただきたいと存じます。その要旨は、第一に、公安委員会に対する修正案及び附帯決議におきまですが、あとにも述べますような本法案は、信号機設置の権能を有するにとどまります。その権能を有するにとどまらず、いやしくも必要と認められる場所については、積極的にその設置に努力しなければならない旨を規定します。

本法の制定に伴い、政府は、次

諸点についてすみやかに適切な対策を講ずべきである。

附帯決議

第一、警察庁、運輸省、建設省、文部

省、労働省、通商産業省等交通に

関係のある行政機関相互間の連絡

調整を徹底して、総合的な道路交通

通行政の実現を期することとともに、これら関連行政の調整のために内閣に強力な機関を設置すること。

一、交通道德の確立と交通法令の普及を図るために、とくに次の方策を講じてその徹底を期すること。

- 1 違法精神を高揚するための国民運動を開くこと。とくに車両の運転者、道路の使用者等本法に關係の深い者に対しても、法の趣旨及び内容の周知徹底につとめること。
- 2 学校教育を通じ、学童に対し交通安全の普及を図ること。
- 3 道路交通の円滑、事故の防止並びに危害の予防を徹底するため、とくに次の事項について積極的な対策を樹立し、その実現を期すること。
- 4 学童、幼児の登、下校の際ににおける保護の徹底を期すること。
- 5 都道府県単位又は地区別に交通事故防止のための組織あるいはモニター制度を採用する等、国民の協力態勢を確立すること。
- 6 泥はねによる被害を防止するため、道路の補修の促進、徐行運転の助行、泥よけ器の装置等につき積極的に措置すること。

一、乗車定員の規制については、実情を勘案し、その運用につき慎重を期すること。

一、自動車教習所の指定基準の設定については、その規模、要員の資格要件、教習の内容等をとくに考慮して適正な基準を確立し、積極的に自動車教習所の質的向上を図ること。

一、交通に関する行政処分等についての苦情処理機関の設置を検討すること。

一、飲酒運転の危険性にかんがみ、本法の運用を通じてその防止の徹底を期すること。

一、交通警察の充実及びその運営の合理化を図るため、交通警察官の資質の向上及びその増員ならびに交通警察に関する予算の増額等の措置を講じること。

一、雇用者及び車両等の運行を管理する者の義務に関する規定について、この規定の趣旨を実現しようと。

以上、御報告申し上げます。(拍手) [参照]

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り決しました。

二項の次に次の二項を加える。

3 公安委員会は、交通のひんぱんな交差点その他の交通の危険を防止するため必要と認められる場所には、信号機を設置するようにつとめなければならない。

第十四条に次の二項を加える。

4 呪童又は幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適當な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるようつとめなければならない。

第五百十一条に次の二項を加える。

3 公安委員会は、第一項の規定による調査を行なった場合において、必要があると認めるときは、その道路の管理者又は関係行政官に対し、意見を付してその調査の結果を通知するものとする。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第十三の委員長報告は修正であります。第十四の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り決しました。

日程第十六 東海道幹線自動車道建設法案(遠藤三郎君外五十分提出)

右

昭和三十五年五月十三日

内閣総理大臣 岸 信介

国土開発総貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

○議長(清瀬一郎君) 国土開発総貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案(昭和三十二年法律第六十八号)第三条第一項の規定に基づき、国土開発総貫自動車道中央自動車道のうち、東京都から小牧市附近までの予定路線を次のとおり定める。

一 起点 東京都

二 主たる経過地 神奈川県津久井郡相模湖町附近 富士吉田市

附近 静岡県安倍郡井川村附

近 小牧市附近 中津川市附

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

國土開發縦貫自動車道中央自動車

道の予定路線のうち、東京都から小牧市附近までの予定路線を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東海道幹線自動車国道建設法案

昭和三十五年五月十四日  
提出者

遠藤 三郎外五十五名

賛成者

安倍晋太郎外三百十七名

東海道幹線自動車国道建設法

(目的)

第一条 この法律は、わが国の經濟の枢要地帯を形成する東海道地域における産業の飛躍的な発展に伴う交通情勢に対処するため、当該地域内の重要な都市を連絡する幹線自動車国道の整備を図る緊急な整備を自動車の高速交通の用に供する幹線

もつて経済基盤の強化に寄与する

ことを目的とする。

2 運輸大臣及び建設大臣は、東海

道幹線自動車国道の改築をしよう

(予定路線)

第二条 前条に規定する幹線自動車国道(以下「東海道幹線自動車国道」という。)の予定路線は、起点を東京都、終点を名古屋市附近とし、主たる経過地を横浜市附近、静岡市附近、浜松市附近及び豊橋市附近とする。

(路線の指定)

第三条 東海道幹線自動車国道の路線は、前条に規定する予定路線を基準として政令で指定する。

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

(政令案の作成)

第四条 運輸大臣及び建設大臣は、この法律の施行後、すみやかに、前条の規定による政令の案を作成して開議の決定を求めるべきではない。

(整備計画)

第五条 運輸大臣及び建設大臣は、東海道幹線自動車国道の路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、すみやかに、東海道幹線自動車国道の新設に關する整備計画を定めなければならない。

第七条第一項中「整備計画が決

とする場合においては、政令で定めるところにより、東海道幹線自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

3 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第一号)第二条に規定する「自動車道」の下に「及び東海道幹線自動車道」の下に「及び東海道幹線自動車国道」を加える。

4 第二条の二中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法(昭和三十五年法律第一号)第二条に規定する東海道幹線自動車道」を加え、五年法律第二号に規定する「整備計画」を加える。

5 第二条の二中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法(昭和三十五年法律第一号)第二条に規定する整備計画」を加える。

第六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 東海道幹線自動車国道建設法第三条の規定により政令でその路線を指定したもの

第三条第一項中「前項」を「前項

第一号又は第三号」に、同条第三項中「第一項」を「第一項第一号又は第三号」に改める。

第四条第二項中「前項」を「前項

第一号又は第三号」に、同条第三項中「第一項」を「第一項第一号又は第三号」に改める。

第五条第一項及び第三項中「運

輸大臣及び建設大臣は、」の下に

「前条第一項第一号又は第三号の規定に係る」を加える。

第七条第一項中「整備計画が決

定された場合」の下に「又は東海

道幹線自動車国道建設法第五条第

一項の規定により整備計画が決定された場合」を加える。

第十二条第二項中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条の規定により定められた整備計画」を加える。

動車道の予定路線を定める法律案、遠藤三郎君外五十五名提出、東海道幹線自動車国道建設法案の両案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、國土開發縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案につきまして申し上げます。

國土開發縦貫自動車道の予定路線につきましては、國土開發縦貫自動車道建設法第三条におきまして、中央自動車道のうち、小牧市付近から吹田市までの区間は同法別表の通りとし、東京都から小牧市付近に至る区間につきましては、同法別表に定める路線を基準として別に法律で定め、すみやかに国に提出しなければならないこととなつてゐるのであります。従いまして、政府におきましては、過去三ヵ年間にわたりまして同区間の調査を実施いたし、その概況を把握いたしました結果、本年三月十八日、國土開發縦貫自動車道建設審議会の議を経まして、本法案の内容となるべき予定路線を、東京都を起点とし、主たる経過地を神奈川県津久井郡相模湖町付近、富士吉田市付近、静岡県安倍郡井川村付近、飯田市付近、中津川市付近及び小牧市付近と決定し、これを法律案として今回会に提出いたしたものであります。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長羽田武嗣郎君。報告書は会議録追録に掲載

〔羽田武嗣郎君登壇〕

まし、國土開發縦貫自動車道中央自

託、同月十七日政府より提案理由並び

に同区間の調査結果の説明を聴取した

後、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次いで、自由民主党木村守江君より左の通りの附帯決議が提出せられ、採決の結果、全会一致をもってこれを可決いたしました。

#### 附帯決議

政府は、近時道路交通幅員の実情にかかる、各種交通機関を総合調整するとともに路線規格等につき、従来の計画(中央自動車道を含む)とあわせて道路整備五カ年計画を再検討しすみやかにこれが抜本的対策を樹立すること。

以上であります。

次に、東海道幹線自動車国道建設法案について申し上げます。

最近におけるわが国の自動車交通の飛躍的増大により、これに對処する道路整備の緊急性はますます重きを加うるに至つたのであります。特に、わが国産業の中核の大動脈たる一級国道一号線、いわゆる東海道について見ますに、その交通量は逐年倍増の趨勢にありまして、現状のままをもつて推移いたしますと、今後五カ年を出ずして交通は完全に麻痺の状態に陥ることとなり、これが抜本的対策樹立の必要に迫られております。従いまして、この際、同区間の重要な都市を連

絡する自動車専用の高速自動車国道を建設することにより、自動車交通の高

速化、輸送効率の強化をはかるべく本

案が提案されるに至つたのであります。

して、その要旨のおもなる点は、第一

には、本道路は道路法上の高速自動車国道とすること、第二には、本道路の予定路線は、起点を東京都、終点を名

古屋市、主たる経過地を横浜市付近、静岡市付近、浜松市付近及び豊橋市付

近とし、これを基準として政令で具体的路線を指定し、整備計画を定めること

と、第三には、整備計画に基づく本道路の新設または改築を日本道路公团をして行なわしめ得るようにしたことを等

であります。

本法案は、五月十四日本委員会に付託、同月十七日提案理由の説明を聴取、質疑に入つたのであります。その詳

細は会議録に譲ることといたします。

かくて、同月十八日、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○天野公義君 日程第十七及び第十八

は延期されることを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第十七及び第十八は延期するに決しました。

#### 附則 第一章 総則

第一条 この法律は、身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進することにより、その職業の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の欠陥がある者をいう。

○議長(清瀬一郎君) 日程第十九、身体障害者雇用促進法案を議題といたします。

2 この法律において「特定職種」とは、労働能力はあるが、身体上の欠陥の程度が著しく重いため、通常の職業に就くことが特に困難である身体障害者の能力にも適合すると認められる政令で定める職種をいり。

3 この法律において「重度障害者」とは、前項に規定する身体障害者をいい、その範囲は、特定職種ごとに政令で定める。

4 この法律において「職員」とは、國若しくは地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の機関に常時勤務する職員であつて、國家公務員

3 公共職業安定所は、身体障害者について職業紹介を行なう場合において、求人者から求めがあるときは、その有する当該身体障害者の職業能力に関する資料を提供するものとする。

4 公共職業紹介所は、その紹介により就職した身体障害者に対して、就職後においても、その作業の環境に適応させるため必要な指導を行なうことができる。

(就職後の指導)

第五条 公共職業安定所は、身体障害者を雇用し又は雇用しようとする者に対して、能力検査、配置、

作業設備、作業補助具その他身体障害者の雇用に関する技術的事項について助言することができる。

省令で定める労働者以外の労働者をいう。

第二章 職業紹介等 (求人の条件等)

第三条 公共職業安定所は、正当な理由がないにもかかわらず身体障害者でないことを条件とする求人の申込みを受理しないことができる。

第四条 公共職業安定所は、その紹介により就職した身体障害者に対して、就職後においても、その作業の環境に適応させるため必要な指導を行なうことができる。

第五条 公共職業安定所は、身体障害者を雇用し又は雇用しようとする者に対して、能力検査、配置、

作業設備、作業補助具その他身体障害者の雇用に関する技術的事項について助言することができる。

#### 日程第十九 身体障害者雇用促進法案(内閣提出)

昭和三十五年二月十七日

内閣総理大臣 岸 信介

#### 身体障害者雇用促進法

右

国会に提出する。

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 職業紹介等(第三条・第五条)

第三章 適応訓練(第六条・第十一条)

第四章 雇用(第十一条・第十五条)

第五章 身体障害者雇用審議会(第十六条・第二十二条)

第六章 雜則(第二十三条・第二十四条)

## (第三章 適応訓練)

第六条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である身体障害者について、その能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的として、適応訓練を行なうものとする。

2 適応訓練は、前項に規定する作業でその環境が標準的なものであると認められるものを行なう事業主に委託して実施するものとする。(あつせん)

第七条 公共職業安定所は、身体障害者に対して、適応訓練を受けることについてあつせんするものと置く。(適応訓練を受ける者に対する措置)

第八条 適応訓練は、無料とする。

都道府県は、適応訓練を受ける身体障害者に対して、手当を支給することができる。

## (経費の補助)

第九条 国は、都道府県が適応訓練を行なう場合においては、当該都道府県に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を補助することができる。(労働省令への委任)

第十一条 この章に規定するもののはか、訓練期間その他適応訓練の基準については、労働省令で定める。

## (雇用に関する国等の義務)

第十二条 国及び地方公共団体並びに命権者(委任を受けて任命権を行

なう者を除く。以下同じ。)並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の総裁(以下「任命権者等」という。)は、職員の採用について、当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行なう者に係る機関を含む。以下同じ。)に勤務する身体障害者である職員の数が、當該機関の職員の総数に政令で定める身体障害者雇用率を乗じて得た数(一人未満の端数は、切り捨てる。)未満である場合に、政令で定めた数がその身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めることにより算定した数未満である。

第十三条 公共職業安定所長は、身体障害者の雇入れに關する計画を作成しなければならない。

第二条 都道府県は、身体障害者に対する計画及びその実施状況を労働大臣(市町村の任命権者にあつては、都道府県知事。以下次項において同じ。)に通報しなければならない。

2 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条の計画を作成した任命権者等に対して、その適正な実施に関する事項を勧告することができる。

(一般雇用主の雇用義務)

第十四条 常時労働者を使用する事業所(國及び地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の機関を除く。)

以下同じ。)の雇用主は、労働者の雇入れについては、常時使用する身体障害者である労働者の数が、常時使用する労働者の総数に、事業の種類に応じて労働省令で定める身体障害者雇用率を乗じて得た数(一人未満の端数は、切り捨てる。)以上であるように努めなければならない。

第十五条 任命権者等は、特定職種の職員の採用について、当該機関に勤務する重度障害者である当該職種の職員の数が、當該職種の職員の総数に、事業の種類に応じて政令で定める重度障害者雇用率を乗じて得た数(一人未満の端数は、切り捨てる。)未満である場合には、重度障害者である当該職種の職員の数がその重度障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めることにより算定した数未満である場合には、重度障害者である当該職種の職員の数がその重度障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めることにより、重度障害者の採用に關する計画を作成しなければならない。

第十六条 労働省は、身体障害者である労働者(以下「審議会」といふ。)を置く。

第五章 身体障害者雇用審議会

該雇用主に對してその変更を勧告することができる。

(設置)

第十七条 審議会は、労働大臣の諮問に応じて、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項について関係行政機関に意見を述べることができる。

## (組織)

会

第十八条 審議会は、二十人以内の委員をもつて組織する。

2 委員を置くことができる。

3 専門委員は、議決に加わること

ができない。

(委員及び専門委員)

第十九条 委員は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者、身体障害者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が

任命する。

2 委員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長) 第二十条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された委員が会長の職務を代理する。

(庶務) 第二十一条 審議会の庶務は、労働省職業安定局において処理する。

(労働省令への委任) 第二十二条 この章に規定するもののはか、審議会の運営に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(政府の義務等) 第二十三条 政府は、身体障害者の雇用の促進について、事業主その他国民一般の理解をたかめるため必要な措置を講ずるものとする。

2 労働大臣は、身体障害者に適当な職業、作業設備及び作業補助具その他身体障害者の職業安定に關し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

（連絡及び協力） 第二十四条 公共職業安定所及び会福事業法（昭和二十六年法律第四十号）に定める福祉に関する事務所その他の身体障害者に対する援護の機関は、身体障害者の雇用の促進を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

附則

（施行期日） 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（労働者設置法の一一部改正） 2 労働者設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の次に次の一号を加える。

三十人の二 身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第六号）に基づいて、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずること。

（の） 第十条第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 身体障害者の採用又は雇入れに関する計画に関すること。

（の） 第十一条第一項第八号中「及び炭鉱離職者臨時措置法」を、「炭鉱離職者臨時措置法及び身体障害者雇用促進法」に改める。

第十三条第一項の表中	地方職業安定審議会	都道府県知事の諮問に応じ、地方職業安定法の業務その他の職業安定法の施行に関する重要な事項を調査審議すること。
身体障害者雇用審議会	都道府県知事の諮問に応じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要な事項を調査審議すること。	職業安定法の施行に関する重要な事項を調査審議すること。
別表 身体上の欠陥の範囲	第十八条第一項中「及び緊急失業対策法（これに基づく命令を含む。）」を「緊急失業対策法（これに基づく命令を含む。）及び身体障害者雇用促進法（これに基づく命令を含む。）」に改める。	に改める。
一 次に掲げる視覚障害で永続するもの	イ 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの	事項を調査審議すること。
ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの	イ 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの	職業安定法の施行に関する重要な事項を調査審議すること。
二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの	イ 両耳の聽力損失がそれぞれ六〇デシベル以上のもの	地方職業安定審議会
ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの	ロ 一耳の聽力損失が八〇デシベル以上のもの	都道府県知事の諮問に応じ、地方職業安定法の業務その他の職業安定法の施行に関する重要な事項を調査審議すること。
三 平衡機能の著しい障害	ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの	職業安定法の施行に関する重要な事項を調査審議すること。
四 次に掲げる肢體不自由	イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの	に改める。
（の）	ロ 一上肢のおや指を指骨関節以上で欠くもの、ひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨関節以上で欠くもの又は一上肢のひとさし指を手中手骨関節で欠くもの	定審議会
ハ 一下肢の第一指を指中足骨関節で欠くもの	ハ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの	都道府県知事の諮問に応じ、地方職業安定法の業務その他の職業安定法の施行に関する重要な事項を調査審議すること。
ホ 一下肢のすべての指の機能を喪失したもの	五 前各号に掲げるもののほか、就職に著しい困難があると認められる労働省令で定める身体上の欠陥	職業安定法の施行に関する重要な事項を調査審議すること。

理由
身体障害者の雇用を促進するため、適応訓練の実施、身体障害者雇用その他の他、地方公共団体等及び一般の雇用主の行なう身体障害者の採用及び雇入れ等に関して必要な事項を定めるとともに、これらに関する重要事項を審議させるため身体障害者雇用審議会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
○永山忠則君（登壇） 委員長の報告をお読みます。社会労働委員長永山忠則君。
〔報告書は会議録追録に掲載〕
○永山忠則君（登壇） 委員長の報告をお読みます。社会労働委員長永山忠則君。
（の）
身体障害者の雇用の促進については、従来、政府において、行政措置により職業紹介、職業訓練等の強化をはかつてきただけあります。しかし、その障害のために就職の機会が少なく、一般的の者に比べて失業または不完全就業の状態に置かれている者が多い状況であります。これがため、諸外国においては、現在すでに十数カ国が身体障害者の雇用について立法措置を講じており、また、昭和三十年には、国際労働機関第三十八回総会において、身体障害者の職業更生に関する勧告が採択されているようない実情でございます。これら諸般の情勢にからみ、身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進することにより、その

職業の安定をはかるうとするのが、本法案提出の理由であります。

そのおもなる内容を申し上げますれば、求人者または身体障害者に対する指導、助言等、公共職業安定所の業務

をさらに充実することが第一点であり、適応訓練の実施、身体障害者雇用率、その他、国・地方公共団体等及び一般の雇用主の行なう雇い入れ等に関する必要な事項を定めることができます。

審査するため身体障害者雇用審議会を設置することが第三点であります。

本法案は、二月十七日本委員会に付託され、三月二日労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、特に、身体障害者の雇用率、雇用強制、重度障害者の雇用確保に関する措置等に関し、数回にわたり慎重なる審査を行ない、その間五月十二日には、日本身体障害者団体連合会事務局長黒木猛俊君外五名を参考人として招致し、その意見を聴取したのであります。

かくて、五月十七日の委員会において質疑を終了しましたところ、自由民主党齋藤委員外一名より、本法律案の施行期日を公布の日に改める修正案が提出せられたのであります。

次いで、修正案並びに修正部分を除く原案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、各派共同提案により、身体障害者の雇用促進、身体障害者職業確保、内部障害者等の就職促進、身体障害者職業指導官制度の設置、児童、未亡人の優先雇用等、本法律案の運営に関する附帯議決が提出されたのであります。これがまた全会一致を

もつて附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

身体障害者雇用促進法案に対する修正案

身体障害者雇用促進法案の一部を

次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。本案の委員長報告は修正あります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

二 等の賃率は、二等の賃率の二倍とする。

二 等の賃率は、二等の賃率の二倍とする。

第五条第二項中「二等」を「二等」に改める。

第六条を次のよう改める。

(急行料金、寝台料金その他の料金)

第六条 特別急行料金、急行料金及び準急行料金並びに客車及び船室

の寝台その他の設備の利用について

の料金は、日本国有鉄道が定める。

第七条第二項中「別表第二」を「別表第二」に改める。

第九条の二中「第六条第二項」を

「第六条」に改め、同条第五号を次

のよう改める。

第五 第六条の特別急行料金、急行

料金及び準急行料金並びに寝台

料金その他の料金

の料金は、日本国有鉄道が定める。

〔別表第一中等を「貨物」に、

「貨物」に改める。〕

〔別表第一中等を「貨物」に、

「貨物」に改める。〕

〔別表第一中等を「貨物」に、

「貨物」に改める。〕

〔別表第一中等を「貨物」に、

「貨物」に改める。〕

〔別表第一中等を「貨物」に、

「貨物」に改める。〕

日程第二十 国有鉄道運賃法の一  
部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二十、國

有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

を議題といたします。

通り決しました。

右

国会に提出する。

昭和三十五年四月十九日

内閣総理大臣 岸 信介

国有鉄道運賃法の一部を改正する  
法律

国有鉄道運賃法(昭和二十三年法  
律第百十二号)の一部を次のように  
改正する。

別表第二を次のように改め、別表  
第三を削る。

別表第一中等を「貨物」に、

「貨物」に改める。

〔別表第一中等を「貨物」に、

「貨物」に改める。〕

別表第二

第七条第二項の規定による車扱貨物賃率表

(一グラムトンにつき)

等級 キロメートルまで	普										通				特			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	1	2	3	4
5	円 168	円 136	円 115	円 107	円 103	円 100	円 95	円 92	円 88	円 84	円 100	円 92	円 85	円 79				
10	199	162	137	127	122	118	113	109	105	100	118	109	101	93				
15	230	187	158	147	141	137	131	127	121	115	137	127	117	108				
20	262	213	180	167	160	155	149	144	137	131	155	144	132	123				
25	293	238	201	187	180	174	167	161	154	147	174	161	148	137				
30	324	264	223	207	199	193	184	178	170	162	193	178	164	152				
35	356	289	245	227	218	211	202	196	187	178	211	196	180	167				
40	387	314	266	247	237	230	220	213	203	194	230	213	196	181				
45	418	340	283	267	256	248	238	230	220	209	248	230	212	196				
50	450	365	309	287	275	267	256	247	236	225	267	247	228	211				
55	481	391	331	307	295	286	274	265	253	241	286	265	243	225				
60	512	416	352	327	314	304	291	282	269	256	304	282	259	240				
65	544	442	374	347	333	323	309	299	285	272	323	299	275	255				
70	575	467	395	367	352	341	327	316	302	287	341	316	291	270				
75	606	493	417	387	371	360	345	333	318	303	360	336	307	284				
80	638	518	438	407	391	379	363	351	335	319	379	351	323	299				

昭和三十五年六月十七日 衆議院会議録第三十八号(その一) 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

85	669	544	460	426	410	397	380	368	351	334	397	368	339	314
90	700	569	481	446	429	416	398	385	368	350	416	385	355	328
95	732	594	503	466	448	434	416	402	384	366	434	402	370	343
100	763	620	524	486	467	453	434	420	401	381	453	420	386	358
110	800	650	550	510	490	475	455	440	420	400	475	440	405	375
120	837	680	575	534	513	497	476	460	439	419	497	460	424	392
130	874	710	601	557	535	519	495	481	459	437	519	481	442	410
140	911	740	626	581	558	541	518	501	478	456	541	501	461	427
150	948	770	652	604	581	563	539	522	498	474	563	522	480	444
160	985	801	677	628	603	585	560	542	517	493	585	542	499	462
170	1,022	831	703	652	626	607	581	562	537	511	607	562	518	479
180	1,059	861	728	675	649	629	603	583	556	530	629	583	536	497
190	1,096	891	754	699	672	651	624	603	576	548	651	603	555	514
200	1,133	921	779	723	694	673	645	623	595	567	673	623	574	531
210	1,170	951	805	746	717	695	666	644	614	585	695	644	592	549
220	1,207	981	830	769	739	717	686	664	634	603	717	664	611	566
230	1,244	1,010	855	793	762	738	707	684	653	622	738	684	630	583
240	1,280	1,040	880	816	784	760	728	704	672	640	760	704	648	600
250	1,317	1,070	905	840	807	782	749	724	691	659	782	724	667	617
260	1,354	1,100	931	863	829	804	770	745	711	677	804	745	685	635
270	1,390	1,130	956	886	852	826	791	765	730	695	826	765	704	652
280	1,427	1,160	981	910	874	847	812	785	749	714	847	785	722	669
290	1,464	1,189	1,006	933	897	869	833	805	769	732	869	805	741	686
300	1,501	1,219	1,032	957	919	891	853	825	788	750	891	825	760	703
310	1,537	1,249	1,057	980	942	913	874	846	807	769	913	846	778	721
320	1,574	1,279	1,082	1,003	964	935	895	866	826	787	935	866	797	738
330	1,611	1,309	1,107	1,027	987	956	916	886	846	805	956	886	815	755
340	1,647	1,339	1,133	1,050	1,009	978	937	906	865	824	978	906	834	772
350	1,684	1,368	1,158	1,074	1,032	1,000	958	926	884	842	1,000	926	853	790
360	1,721	1,398	1,183	1,097	1,054	1,022	979	946	903	860	1,022	946	871	807
370	1,758	1,428	1,208	1,121	1,077	1,044	1,000	967	923	879	1,044	967	890	824
380	1,794	1,458	1,234	1,144	1,099	1,065	1,021	987	942	897	1,065	987	908	841
390	1,831	1,488	1,259	1,167	1,122	1,087	1,041	1,007	961	916	1,087	1,007	927	858
400	1,868	1,518	1,284	1,191	1,144	1,109	1,062	1,027	981	934	1,109	1,027	946	876
410	1,904	1,547	1,309	1,214	1,166	1,130	1,083	1,047	1,000	952	1,130	1,047	964	892
420	1,940	1,576	1,334	1,237	1,188	1,152	1,103	1,067	1,018	970	1,152	1,067	982	909
430	1,976	1,605	1,358	1,260	1,210	1,173	1,124	1,087	1,037	988	1,173	1,087	1,000	926
440	2,012	1,635	1,383	1,283	1,232	1,195	1,144	1,107	1,056	1,006	1,195	1,107	1,019	943
450	2,048	1,664	1,408	1,306	1,254	1,216	1,165	1,126	1,075	1,024	1,216	1,126	1,037	960
460	2,084	1,693	1,433	1,329	1,277	1,237	1,185	1,146	1,094	1,042	1,237	1,146	1,055	977
470	2,120	1,723	1,458	1,352	1,299	1,259	1,206	1,166	1,113	1,060	1,259	1,166	1,073	994
480	2,156	1,752	1,482	1,375	1,321	1,280	1,226	1,186	1,132	1,078	1,280	1,186	1,091	1,011
490	2,192	1,781	1,507	1,398	1,343	1,302	1,247	1,206	1,151	1,096	1,302	1,206	1,110	1,028
500	2,228	1,810	1,532	1,421	1,365	1,323	1,267	1,225	1,170	1,114	1,323	1,225	1,128	1,045
525	2,316	1,882	1,592	1,476	1,418	1,375	1,317	1,274	1,216	1,158	1,375	1,274	1,172	1,086
550	2,403	1,953	1,652	1,532	1,472	1,427	1,367	1,322	1,262	1,202	1,427	1,322	1,217	1,127
575	2,491	2,024	1,713	1,588	1,526	1,479	1,417	1,370	1,308	1,245	1,479	1,370	1,261	1,168
600	2,579	2,095	1,773	1,644	1,579	1,531	1,467	1,418	1,354	1,289	1,531	1,418	1,305	1,209
625	2,666	2,166	1,833	1,700	1,633	1,583	1,516	1,466	1,400	1,333	1,583	1,466	1,350	1,250
650	2,754	2,237	1,893	1,756	1,687	1,635	1,566	1,514	1,446	1,377	1,635	1,514	1,394	1,291
675	2,841	2,308	1,953	1,811	1,740	1,687	1,616	1,563	1,492	1,421	1,687	1,563	1,438	1,332
700	2,929	2,380	2,014	1,867	1,794	1,739	1,666	1,611	1,538	1,464	1,739	1,611	1,483	1,373
725	3,016	2,451	2,074	1,923	1,848	1,791	1,716	1,659	1,584	1,508	1,791	1,659	1,527	1,414
750	3,104	2,522	2,134	1,979	1,901	1,843	1,765	1,707	1,630	1,552	1,843	1,707	1,571	1,455
775	3,192	2,593	2,194	2,035	1,955	1,895	1,815	1,755	1,676	1,596	1,895	1,755	1,616	1,496
800	3,279	2,664	2,254	2,090	2,009	1,947	1,865	1,804	1,722	1,640	1,947	1,804	1,660	1,537
825	3,367	2,735	2,315	2,146	2,062	1,999	1,915	1,852	1,768	1,683	1,999	1,852	1,704	1,578
850	3,454	2,807	2,375	2,202	2,116	2,051	1,965	1,900	1,813	1,727	2,051	1,900	1,749	1,619
875	3,542	2,878	2,436	2,258	2,169	2,103	2,014	1,948	1,859	1,771	2,103	1,948	1,793	1,660
900	3,629	2,949	2,495	2,314	2,223	2,155	2,064	1,996	1,905	1,815	2,155	1,996	1,837	1,701

(施行期日)  
附則

1 この法律は、昭和三十五年六月一日から施行する。

2 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

(民事訴訟費用法の一部改正)

第十三条第一項中「二等以下ノ汽  
車貨又ハ船貨」を「汽車貨又ハ二  
等以下ノ船貨(鐵道連絡船ニ在リ  
テハ一等又ハ二等ノ船貨)」に改め  
る。

3 刑事訴訟費用法(大正十年法律  
第六十八号)の一部を次のように改  
正する。

(刑事訴訟費用法の一部改正)

4 第四条中「二等以下ノ汽  
車貨又ハ船貨」を「汽車貨又ハ二  
等以下ノ船貨(鐵道連絡船ニ在リ  
テハ一等又ハ二等ノ船貨)」に改め  
る。

(通行税法の一部改正)

第三条中「汽船等ノ三等ノ乗客及  
ハ船貨」を「汽船等ノ三等ノ乗客及  
ハ船貨」に改める。

以上50キロメー  
トルまでを増す  
ことに

175 142 120 112 107 104 99 96 92 88 104 96 89 82

に改め、同条第一号中「三等」の下に「等級ヲ一等及二等ニ分チタルモノニ在リテハ二等」を加え、同条第二号中「二等」の下に「(等級ヲ一等及二等ニ分チタルモノニ在リテハ一等)」を加える。

第四条中「一等、二等及三等」を「一等及二等又ハ二等、二等及三等」に改め、同条第二号中「二等及三等」を「一等及二等」に改める。

附則第四項中「同法第六条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道ノ定ムル」を削る。

## (公職選挙法の一部改正)

5 公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)の一部を次のように改める。

第六百九十七条の二第一項第一号(い)中「二等又は三等運賃等」を「運賃等」に改め、同号(ろ)中「二等又は三等運賃等」の下に「(鉄道連絡船にあつては一等又は二等運賃等)」を加える。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

6 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改める。

第十六条第一項中「及び特別二等車料金」を「一等特別座席料金及び一等指定座席料金」に改める。

## 削除

第十六条第一項第二号イ中「上級」を「一等」に改め、同号ロ中「下級」を「二等」に改める。

第十六条第一項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号イ中「第一号又は」を削り、同項第五号及び第六号を次のように改める。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求める。運輸委員長平井義一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

## 〔平井義一君登壇〕

○平井義一君 ただいま議題となりました國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の要旨を簡単に御説明申し上げます。

近年、わが国国内輸送の分野におきましては、自動車、航空機等の発達によつて、自動車、航空機等の地位は

ます。本法案の要旨を簡単に御説明申し上げます。

右の議案を提出する。

昭和三十五年五月二十六日

提出者

長谷川 峻 平井 義一

久野 忠治

賛成者

天野公義外二十一名

## 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対する修正案

本案は、去る五月六日当委員会に付託され、同日政府より提案理由の説明

を聴取し、同月十一日、十三日、十七日、十八日質疑を行ない、特に十七日には、学識経験者、利用者、報道関係

者を参考人として招致して、その意見

を徴する等、慎重に審査いたしました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

かくして、五月十八日質疑を終了

の運賃率を是正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 本案に対しても、長谷川峻君外二名から、成規の手続によつて修正案が提出されておりました。意見が表明され、採決の結果、起立多数をもつて本法案は政府原案通り可決すべきものと認決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

貨率を、三百キロメートルまで一等一千五百メートル当たり二円四十銭、三百キロメートルをこえる部分一円二十銭の二地帯制の貨率に改めるとともに、その反面、負担増となる遠距離旅客のために遠距離往復運賃の復路割引、急行料金の引き下げ等をあわせ考慮すること、第三に、急行等の料金は現在法定事項であります。これを運輸大臣の認可事項とするとともに、地帯制の合理化によつて大幅な料金引き下げを行うこと等であります。

次に、貨物運賃につきましては、現行の普通等級十二等級を十等級に、特別等級三等級を四等級として、等級間貨率の上下の幅を縮め、現在の大額な負担力主義を、原価主義で幾分修止することといたしております。その結果、国鉄の輸送貨物で分類される千百十九品目のうち、今回の改定で上がるものは二百三十三品目、下がるものは三百二十一品目、変更のないもの五百六十五品目となつております。

本案は、去る五月六日当委員会に付託され、同日政府より提案理由の説明を聴取し、同月十一日、十三日、十七日、十八日質疑を行ない、特に十七日には、学識経験者、利用者、報道関係者を参考人として招致して、その意見を徴する等、慎重に審査いたしました法律案に対する修正案を提出する。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（施行期日）

日本国有鉄道の経営の合理化を促進するため、旅客運賃の等級を二等

に改めるとともに、旅客及び貨物

の運賃率を是正する等の必要があ

る。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 本案に対しても、長谷川峻君外二名から、成規の手続によつて修正案が提出されておりました。意見が表明され、採決の結果、起立多

数をもつて本法案は政府原案通り可決すべきものと認決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 本案に対しても、長谷川峻君外二名から、成規の手続によつて修正案が提出されておりました。意見が表明され、採決の結果、起立多

数をもつて本法案は政府原案通り可決すべきものと認決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 本案に対しても、長谷川峻君外二名から、成規の手続によつて修正案が提出されておりました。意見が表明され、採決の結果、起立多

数をもつて本法案は政府原案通り可決すべきものと認決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 本案に対しても、長谷川峻君外二名から、成規の手続によつて修正案が提出されておりました。意見が表明され、採決の結果、起立多

数をもつて本法案は政府原案通り可決すべきものと認決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 本案に対しても、長谷川峻君外二名から、成規の手續によつて修正案が提出されておりました。意見が表明され、採決の結果、起立多

数をもつて本法案は政府原案通り可決すべきものと認決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 本案に対しても、長谷川峻君外二名から、成規の手續によ

## 長谷川峻君外二名提出の修正案に御異議ありませんか。

○講長(清瀬一郎君) この際、修正案の趣旨を説明を許します。長谷川峻君。  
〔長谷川峻君登場〕

○長谷川峻君 ただいま議題となりました國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対する修正案について、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、修正案を朗読いたします。

國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対する修正

法律案の一部を次のように修正する

法律案に対する修正案

法律案の一部を次のように改正する

法律案に対する修正

## 日程第二十三 昭和三十一年度国

有財産増減及び現在額総計算書

日程第二十四 昭和三十一年度国

有財産無償貸付状況総計算書

日程第二十五 昭和三十一年度国

有財産増減及び現在額総計算書

日程第二十六 昭和三十一年度国

有財産無償貸付状況総計算書

日程第二十七 昭和三十一年度物

品増減及び現在額総計算書

日程第二十八 昭和三十一年度政府

資金受払計算書

日程第二十九 昭和三十一年度政府

関係機関決算書

昭和三十一年度一般会

計歳入歳出決算

昭和三十一年度特別会

計歳入歳出決算

昭和三十一年度國稅收

納金整理資金受払計算

書

昭和三十一年度政府関係機

昭和三十一年度國稅收

納金整理資金受払計算

書

昭和三十一年度政府

関係機関決算書

昭和三十一年度一般会

計歳入歳出決算

昭和三十一年度國稅收

納金整理資金受払計算

書

昭和三十一年度政府

関係機関決算書

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○鈴木正吾君 ただいま上程されまして、昭和三十一年度決算外六件につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、昭和三十一年度決算について申し上げますと、本件は、昭和三十二年十二月二十三日、第二十八回国会に内閣から提出せられ、即日決算委員会に付託され、翌三十三年二月二十五日に政府より決算の概要を、また、会計検査院から決算検査報告に関する概要を聽取した後、慎重審議をいたしましたのであります。

同年度一般会計の決算額は、歳入一兆二千三百二十億円余、歳出一兆五百九十二億円余であり、また、各特別会計の決算額は、歳入二兆二千三百十四億円余、歳出二兆七十四億円余であります。同年度國稅収納金整理資金の収納額は九千六百十五億円余、支拂命令額及び歳入への組入額は九千六百一億円余であります。また、政府の関係機関の数は十であります。収入決算額は九千七百七十八億円余、支出決算額は八千三百六十六億円余であります。

以上が昭和三十一年度決算の概要であります。

委員会における審議の詳細につきましては、委員会議録をごらんいたたいて存じます。

五月十三日、本件に関する審議を終了し、委員長から、昭和三十一年度決算のうち、千百十八件についてはこれを不当と認める。特に租税、各種補助金を始め、工事、物資の調達及び保険事業等にわたって多くの不当不正事実が発生していることは、はなはだ遺憾であり、政府においては、これらの善後措置に万全を期するとともに、官紀の肅正刷新をはかり、不当不正を絶滅すべくである。決算のうち前記以外の事項については異議がないと議決すべき旨を提案いたしまして採決に入りましたところ、全会一致をもつて議決案の通り議決いたしました。

なお、議決の内容につきましては、会議録に掲載することといたしますて、朗説は省略させていただきます。

次に、昭和三十一年度決算について申し上げますと、本件は、昭和三十一年十二月二十二日、第三十一回国会に内閣から提出せられ、即日決算委員会に付託され、翌三十四年二月十七日政府より決算の概要を、また、会計検査院から決算検査報告に関する概要を聽取した後、慎重審議いたしたのであります。

同年度一般会計の決算額は、歳入一兆三千九百九十八億円余、歳出一兆八百七十六億円余であります。また、各特別会計の決算額は、歳入二兆三千七百六十二億円余、歳出二兆三千九十七億円余であります。同年度國稅収納

金整理資金の収納済額は一兆六百七十一億円余、支払命令済額及び歳入への組入額は一兆六百五十一億円余であります。また、政府関係機関の数は一千四百二十六億円余、支出決算総額は一千四百二十六億円余となつております。

以上が昭和三十二年度決算の概要であります。

委員会における審議の詳細につきましては、委員会議録をこらんいたたきて存じます。

五月十三日本件に関する審議を終了し、委員長から、昭和三十二年度決算のうち、四百九十九件についてはこれを不當と認める、特に職員の犯罪が減少しないのみならず、租税を初め各種補助金、物件の調達、管理及び処分、各種保険事業、工事等にわたつて多くの不当事項が発生しているのは、はなはだ遺憾である。政府は、これら不当事項についてそれぞれ善後措置に万慮を期するとともに、今後予算が適正かつ効率的に使用されるよう十分に注意し、予算の作成に際しては、本院の決算審議の結果が十分反映せられるよう考慮すべきである。決算のうち、前記以外の事項については異議がないと議決すべき旨を提案いたしました。

次に、昭和三十二年度国有財産無償貸付状況総計算書につきましては、本年度中の無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて三千三百八十二億円余、同じく減少した額は二千三百四十四億円余、差引純増加額は三千八十九億円余であります。本年度末現在額は一兆二百九十一億円余となります。

昭和三十一年度中に増加した国有財産の額は、一般、特別両会計を合わせて三千三百八十二億円余、同じく減少した額は二千三百四十四億円余、差引純増加額は三千八十九億円余であります。本年度末現在額は一兆二百九十一億円余となります。

昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書につきましては、本年度中の無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて十五億円余、同減少額は三億円余、差引純増加額は十一億円余であります。本年度末現在額は六十三億円余となります。

以上二件は、昭和三十四年二月十四日国会に提出され、同日本委員会に付託せられ、同月十七日政府より概要の説明を、また、会計検査院より同検査報告に關する概要説明を聽取し、慎重審議いたしまして、五月十三日審議を終了して、採決に入りましたところ、本件はいずれも是認すべきものと議決いたしました。

次に、昭和三十二年度物品増減及び重審議いたしまして、五月十三日審議を終了して、採決に入りましたところ、本件はいすれも是認すべきものと議決いたしました。

次に、昭和三十二年度国有財産増減及び現在額総計算書について申し上げますと、昭和三十二年度中に増加した物品の額は三百四十七億円余、同じく減少した額は二百十一億円余、差引純増加額は三百三十六億円余であります。本年度末現在額は九百七十九億円余となります。

本件は、昭和三十四年二月十四日国会に提出され、同月十七日本委員会に付託せられ、同年十一月六日政府より概要の説明を、会計検査院より同検査報告案件として、国会にではなく、両院別々に提出し、一たび提出すれば、解散の場合といえども再びこれを提出いたしました。

なお、議決の内容につきましては、会議録に掲載することいたしました。朗読は省略させていただきます。

次に、昭和三十一年度国有財産増減及び現在額総計算書について申し上げます。

昭和三十二年度国有財産無償貸付状況総計算書につきましては、本年度中の無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて十五億円余、同減少額は三億円余、差引純増加額は十一億円余であります。本年度末現在額は六十三億円余となります。

昭和三十二年度国有財産無償貸付状況総計算書につきましては、本年度中の無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて十五億円余、同減少額は三億円余、差引純増加額は十一億円余であります。本年度末現在額は六十三億円余となります。

この際、一言申し上げて、議員各位の御関心をわざわざしたいことがあります。それは、国会における決算審査に関する問題についてであります。

国会の決算審査に関する問題につきましては、遠く旧憲法下におきましても、最初に決算が帝国議会に提出されました第六回議会及び第八回議会の本会議において活発な論議が行なわれ、また、新憲法下におきましても、第一回国会及び第七回国会の決算委員会において種々検討が加えられ、なお、第五回国会の本会議におきましては、本間決算委員長より、昭和二十一年度決算に關する委員長報告の際に本問題について言及されたのであります。まだその結論を得ておりません。

決算の制度は、申すまでもなく、国会の議決で定められた予算の執行の結果を検討し、もつて予算執行当局者の責任を明らかにいたしますとともに、将来の財政計画並びに予算の編成に寄与せんがために設けられた国家財政上

の重要な意義を有するものであります。が、今日、ややもすると、予算に比し、国民の血税を使用した結果である

決算が軽んじられていることは、まさに遺憾にたえない次第であります。

(拍手)

ゆえに、本決算委員会におきましても、国会の決算審査を意義あらしめるため、新憲法下における国会の決算審査のあり方は旧憲法下と同様でよい

かどうか、すなわち、決算を報告案件として取り扱い、各院別々に審査し、別々に議決するのでよいかどうか、あるいは、議案として両院交渉案件とすべき

かどうか、また、審査の方法は会計検査院の検査報告を中心として行なうのでよいかどうか、あるいは、予算の執行が効率的に使用されておるかいなかで、中心に審査すべきかどうか等の問題について、三月三十日以降七回にわたり、学識経験者等より参考意見を聴取し、本問題の根本的検討に、与野党、党派をこえて努力している次第であります。以上をもつて報告を終わります。
(拍手)
[参照]
昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書(未確認となつていた既往年度分を含む)につき左の如く議決すべきものと決した。
備考 (一) 内の番号は昭和三十一年度決算検査報告に記載された事項を示す。
(二) 左記はいずれも不当と認める。
(1) 総理府所管
防衛庁関係において滑走路工事の予定価格の積算が過大なため工事費が高価と認められるもの等三件(一)
不急の火器部品を購入しているもの等八件(四一一一)
(4) 文部省所管
計百九十四件
不急の機械のこぎりを購入しているもの等二件(一一〇、二二一)
不急の火器部品を購入しているもの等八件(四一一一)
公立諸学校施設整備に対する開拓者資金の貸付後の管理當
車両整備の実施にあたり処置当を得ないもの一件(一一一)
職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(一三)
計十三件
(2) 法務省所管
職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(一四)
大蔵省所管
租税払もどしに關し処置當を得ないもの三件(一五一一)
機械器具の交換に關し処置當を得ないもの等十四件(一八一二四、二六一三)
職員の不正行為により國に損害を与えたもの三件(三三一)
青色申告書の提出の承認を取り消させ徵取不足を是正させたもの六件(三六一四)
租税の徵收過不足を是正させたもの百六十一件(四一一一〇)
租税の徵收上の過誤を是正させたもの七件(一〇三一〇)
直轄工事の施行にあたり現地に適合しない機械を導入し不経済となつているもの一件(三五)
直轄工事の施行にあたり現地に適合しない機械を導入し不経済となつているもの一件(三五)
貿易振興に対する國庫補助金の經理當を得ないもの等十一件(九〇七一九一七)
受託調査料が徵收漏れとなつてゐるもの一件(九一八)
中小企業信用保険保険金の支払にあたり処置當を得ないもの二件(九一九、九二〇)
特別鉛害復旧事業費交付金の交付にあたり処置當を得ないもの一件(九二二)
計十五件
(3) 厚生省所管
国庫補助金等の經理當を得ないもの三十二件(二二〇一一二五)
保険給付の適正を欠いたもの二十八件(二五一一七九)
健康保険および厚生年金保險保険料の徵收不足を是正させたもの二十五件(二八〇一三〇)
計八十五件
(6) 農林省所管
直轄工事の經理がびん乱しているもの一件(二〇五)
直轄工事の施行にあたり処置當を得ないもの等四十五件
たもの六件(三六一四)
直轄工事の施行にあたり現地に適合しない機械を導入し不経済となつているもの一件(三五)
直轄工事の施行にあたり現地に適合しない機械を導入し不経済となつているもの一件(三五)
貿易振興に対する國庫補助金の經理當を得ないもの等十一件(九〇七一九一七)
受託調査料が徵收漏れとなつてゐるもの一件(九一八)
中小企業信用保険保険金の支払にあたり処置當を得ないもの二件(九一九、九二〇)
特別鉛害復旧事業費交付金の交付にあたり処置當を得ないもの一件(九二二)
計十五件
(7) 通商産業省所管
保険料等の徵收不足を是正させたもの六十件(九六二一九九一、一〇二一、一〇五三一〇八)
職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(一〇五)
計五百九十六件
(8) 運輸省所管
公共事業に対する國庫負担金等の經理當を得ないもの等一百九十九件(三五二一七四七、七五四一八五六)
農業共済保険事業の運営が適切でないもの三十九件(八六〇一八九八)
計百三十一件
(9) 建設省所管
公共事業に対する國庫負担金等の經理當を得ないもの二十一件(一〇八三一一〇三)
予算総則に規定した職員の給与額を超過して給与を支給

しているもの一件(一一〇)。

五) 予定価格の積算が過大なためひいて工事費が高価となつているもの等九件(一一〇六一)、一一四)。

予定価格の積算が過大なためひいて購入価額が高価となるもの等六件(一一一)。

職員の不正行為により日本国に鉄道に損害を与えたもの一件(一一二一)。

計十七件。

(3) 日本電信電話公社

工事の施行にあたり設計が当を得ないため不経済となつているもの等二件(一一二二)、一一二四)。

職員の不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの三件(一一五一一二七)。

計五件。

四) 農林漁業金融公庫

農林漁業資金の貸付後の管理が不十分なもの一件(一一三)。

総計千百十八件。

以上、一般会計、特別会計、政府関係機関を通じて不当と認める件数は、総計千百十八件にのぼる。

本院は毎年度決算審査の結果、不當不正と認められる事項について

する警告を発して整備を促し、政府においてもその改善について努力していることは認められるが、な

お、租税、各種補助金をはじめ、工事、物資の調達及び保険事業等にわたって、多くの不当事項が発生していることははなはだ遺憾である。

租税に関する不當金額の大部分は、租税の徴収不足を来たしたもので、政府は租税の徴収決定に当たっては、課税資料の収集とその活用などに努力し、十分な調査を行ない、その適正を期し、また、租税などの過誤納金については、すみやかに還付その他の処理を行ない、多額の還付加算金を支払うがこときことのないよう努めるべきである。

補助金の経理については、逐年改善の跡が認められるが、なお、本年度においても文部省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、労働省及び建設省において、出来高不足、設計過大、目的外使用、対象外使用、積算ならびに積算過大等多くの不当事例が認められるのははなはだ遺憾である。政

府は、補助事業の査定を適確に行なうとともに、地方公共団体等に対し、適切な指導監督を行ない、以後これらの不当事例が起らぬよう注意すべきである。

工事について、当を得なかつたものが、総理府(防衛庁)、農林省、日本国有鉄道、日本電信電話公社において多数認められる。政府ならびに日本国有鉄道、日本電信電話公社は、工事の施行に当たり、調査、設計、予定価格の積算、監督、検査を適確にして、工事費の積算過大、粗漏工事、出来高不足等の事例が起らないよう努むべきである。

以上のほか、総理府(防衛庁)、法務省、大蔵省、運輸省、郵政省、労働省、日本国有鉄道、日本電信電話公社において、職員の網紀類廢にもとづく悪質な不正行為が発生しているのは、きわめて遺憾である。政府、ならびに日本国有鉄道、日本電信電話公社は今後この種事態の根絶に努力すべきである。

政府は、前記各指摘事項について、それぞれ善後措置に万遍漏れぬことを期するとともに、今後、予算が適正に使用されるよう十分に注意し、予算の作成に際しては、本院の決算審査の結果が十分反映されるよう考慮し、また、職員の教育訓練を徹底し、信託必修を厳として、職務に対する責任観念を高揚するとともに、官紀の肅正刷新を図つて、不當不正を絶滅し、もつて国民の負託にこたえるべきである。

(1) 裁判所所管  
職員の不正行為により国に損害を与えたもの四件(一一四)ついては異議がない。

(2) 総理府所管  
調達府関係において過大な土地借料を支出しているもの一件(五)

保険料の徴収が適正でない事例が少くない。政府は受給資格ならびに保険料算定の基礎となる資料の調査を十分に行ない、かかる事例が起らないよう努むべきである。

以上のはか、総理府(防衛庁)、法務省、大蔵省、運輸省、郵政省、労働省、日本国有鉄道、日本電信電話公社は、工事の施行に当たり、物件の調達及び売渡について、物件の調査を十分に行ない、このよろな事態の生じないよう注意すべきである。

総理府(防衛庁)、大蔵省、文部省、農林省及び日本国有鉄道において、不経済結果をまねいている等の事例が認められる。政府ならびに日本国有鉄道は、これらの処置にあたつて、事前に十分なる調査検討を行ない、損失を来たさないよう注意すべきである。

農業共済保険事業において、共済金の一部を組合員に支払わなかつたもの等この制度の運営を誤り、多額の国費がん費されている事例が認められる。政府は農業共済組合等に対し、本事業の趣旨を周知徹底させ、適正なる事業運営を行なわれるよう、指導、監督をなすべきである。

厚生保険、労働者災害補償保険、失業保険の各種保険事業において、受給資格のない者に対し、保険金を支払つたり、また、

八、二十九、三十、三十一年発生災害復旧事業費の査定額を減額させたもの、農林省六件(七四八一七五三一)、運輸省一件(九三〇)、建設省一件(一一〇四)合計八件あり、右は検査の結果、昭和三十二年度以降において補助金の減額となるものであつて、その額は、二億三千六百余万円に達している。これは事業費の二重査定、設計过大等に基づくもので、政府は今後査定にあたり、調査を十分に行ない、このよろな事態の生じないよう注意すべきである。

昭和三十二年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書(未確認となつていて既往年度分を含む)につき左のことく議決すべきものと決した。

備考( )内の番号は昭和三十二年度決算検査報告に記載された事項を示す。

(+) 左記はいずれも不當と認められる。

(1) 裁判所所管  
職員の不正行為により国に損害を与えたもの四件(一一四)

(2) 総理府所管  
調達府関係において過大な土地借料を支出しているもの一件(五)

六一七

(3) 大蔵省所管	建物の返還に伴う損失補償金の支払にあたり処置當を得ないもの一件(六)	自治府関係において	建物の返還に伴う損失補償金の支払にあたり処置當を得ないもの一件(六)
租税払もどしに關し処置當を得ないもの二件(二四、二五)	新市町村建設促進費国庫補助金の經理當を得ないもの四件	新市町村建設促進費国庫補助金の經理當を得ないもの四件	新市町村建設促進費国庫補助金の經理當を得ないもの四件
機械器具の交換に關し処置當を得ないもの等十件(二六一、三五)	防衛庁関係において	防衛庁関係において	防衛庁関係において
計十九件	新市町村建設促進費国庫補助金の經理當を得ないもの四件	新市町村建設促進費国庫補助金の經理當を得ないもの四件	新市町村建設促進費国庫補助金の經理當を得ないもの四件
(4) 文部省所管	「T-34」練習機機体部品の購入にあたり処置當を得ないもの等七件(一四一、九、二二)	文部省所管	職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(三五)
普通実包の予定価格の積算が過大であつたもの一件(一〇)	飛行場照明施設工事の予定価格の積算が過大なため工事費が高価と認められるもの一件(一三)	飛行場照明施設工事の予定価格の積算が過大なため工事費が高価と認められるもの一件(一三)	職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(三五)
電子機器点検修理の予定価格の積算が過大なため点検修理費が高額と認められるもの一件(三)	「T-34」練習機機体部品の購入にあたり処置當を得ないもの等七件(一四一、九、二二)	「T-34」練習機機体部品の購入にあたり処置當を得ないもの等七件(一四一、九、二二)	職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(三五)
用地の取得にあたり処置當を得ないもの一件(二三)	農山漁村建設総合対策費補助金について、会計検査院の検査の結果に基づき年度内に是正措置を講じたもの一件(三)	農山漁村建設総合対策費補助金について、会計検査院の検査の結果に基づき年度内に是正措置を講じたもの一件(三)	職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(三五)
計三件	計二百二十六件	計二百二十六件	計二百二十六件
(5) 厚生省所管	国庫補助金の經理當を得ないもの十七件(二五三、一、一六)	文部省所管	職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(三五)
診療収入の徵収にあたり処置當を得ないもの一件(二七)	公立諸学校施設整備に対する國庫負担金	文部省所管	職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(三五)
電子機器点検修理の予定価格の積算が過大なため点検修理費が高額と認められるもの一件(三)	國庫補助金等の經理當を得ないもの二件(二五、一、二五二)	國庫補助金等の經理當を得ないもの二件(二五、一、二五二)	職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(三五)
用地の取得にあたり処置當を得ないもの一件(二三)	「T-34」練習機機体部品の購入にあたり処置當を得ないもの等七件(一四一、九、二二)	「T-34」練習機機体部品の購入にあたり処置當を得ないもの等七件(一四一、九、二二)	職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(三五)
計十九件	計三件	計三件	計三件
(6) 農林省所管	橋りょう工事費を过大に負担しているもの一件(二七)	農林省所管	職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(三五)
公共事業に対する国庫補助金等の經理當を得ないもの等百二十二件(二七三、一、三八四、三八六、三八九、一、三九七)	林野庁関係において	林野庁関係において	職員の不正行為により國に損害を与えたもの一件(三五)
補助金の交付にあたり設計指	立木の売渡にあたり処置當を得ないもの等二件(四一三、四一四)	立木の売渡にあたり処置當を得ないもの等二件(四一三、四一四)	立木の売渡にあたり処置當を得ないもの等二件(四一三、四一四)
計二十件	計二十一件	計二十一件	計二十一件
(7) 建設省所管	橋りょう工事費を过大に負担しているもの一件(二七)	農林漁業金融公庫	日本専売公社
公共事業に対する国庫負担金等の經理當を得ないもの等十	農林漁業資金の貸付後の管理	職員の不正行為により日本専賣公社に損害を与えたもの一	職員の不正行為により日本専賣公社に損害を与えたもの一
六)	が不十分なもの一件(五〇)	件(四七八)	件(四七八)
計二十件	計六件	計六件	計六件
(8) 日本電信電話公社	撤去した部品の利用を考慮しなかつたため不經濟となつているもの等三件(四九五、一四九)	日本電信電話公社	日本電信電話公社
計十九件	計二十一件	計二十一件	計二十一件
(9) 郵政省所管	保険給付の適正を欠いたもの二件(四五三、四五五)	郵政省所管	日本電信電話公社
保険料等の徵収不足を是正させたもの二件(四五四、四五六)	前年中に不経済な小出横持を実施したため三十二年度の運送単価が高価となつているもの一件(四〇二)	保険給付の適正を欠いたもの二件(四五三、四五五)	撤去した部品の利用を考慮しなかつたため不經濟となつているもの等三件(四九五、一四九)
計十九件	計二十一件	計二十一件	計二十一件
(10) 勞働省所管	保険料等の徵収不足を是正させたもの二件(四五四、四五六)	保険料等の徵収不足を是正させたもの二件(四五四、四五六)	保険料等の徵収不足を是正させたもの二件(四五四、四五六)
計二十一件	計二十一件	計二十一件	計二十一件
(11) 公共事業に対する国庫負担金等の經理當を得ないもの等十	職員の不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの三件(四九八、一、五〇〇)	農林漁業金融公庫	日本専賣公社
六)	以上、一般会計、特別会計及び政府関係機関を通じて不當と認められる件数は総計四百九十九件のぼる。	農林漁業金融公庫	日本専賣公社
計二十件	計六件	計六件	計六件

本院は毎年度決算審査の結果、不正と認められる事項について、それぞれ内閣に対し、警告を発して善処を促し、政府においても改善の努力のあとは近年著しいものがあると認められるが、なおお租税をはじめ、各種補助金、物件の調達、管理及び処分、各種保険事業、工事等にわたって、多くの不当事項が発生しているのみならず、職員の悪質な不正行為が依然減少していないことははなはだ遺憾である。

即ち、裁判所、大蔵省、農林省、郵政省、日本電信電話公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社において、職員により現金等をほし、まことに領得されたものが、二十四件、六千五百余万円あり、これら職員の不正行為が、従来に比して、いささかも減少していないことはとくに注意を要する。

補助金に関する不当事項は前年度に比較して、著しく減少し改善のあとが認められる。しかしながら、なお事業主体が補助の対象となる事業費等を過大に積算して査定を受けているもの、事業主体が、正当な自己負担をしていないもの、補助対象外の経費を国庫補助基本額に含めているもの、補助の趣旨にそつた事業を実施していないもの等が総理府(自治庁)、文部省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省において認められる。政府は補助事業

とともに、法令の適用に過誤無きを期すべきである。また租税の徵収にあたり、租税債権確保の処置を講じていなかつたもの等が若干あるが、政府は徵税事務について、一層適確な処理をなすべきである。

補助金に関する不当事項は前年度に比較して、著しく減少し改善のあとが認められる。しかしながら、なお事業主体が補助の対象となる事業費等を過大に積算して査定を受けているもの、事業主体が、正当な自己負担をしていないもの、補助対象外の経費を国庫補助基本額に含めているもの、補助の趣旨にそつた事業を実施していないもの等が総理府(自治庁)、文部省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省において認められる。政府は補助事業

政府ならびに三公社は職員の綱紀を振舞し、また業務考査体制ならばに相互けん制組織を強化するなど現金等の取扱業務制度を改善して、これら不正事例の絶滅を期すものがあると認められるが、なおお租税をはじめ、各種補助金、物件の調達、管理及び処分、各種保険事業、工事等にわたって、多くの不当事項が発生しているのみならず、職員の悪質な不正行為が依然減少していないことははなはだ遺憾である。

租税に関する不当事項の大部分は、租税の徵収過不足を来たしたるものであるが、政府は租税の徵収決定に当たつては、納税者の取引関係、経理内容等の調査を行ない、課税資料の活用を十分にする

とともに、法令の適用に過誤無きを期すべきである。また租税の徵収にあたり、租税債権確保の処置を講じていなかつたもの等が若干あるが、政府は徵税事務について、一層適確な処理をなすべきである。

とくに大蔵省所管における旧軍用財産の管理、処分については、支払および保険金の基礎となる被書評価等において、著しく適切をいた、措置當を得ないで、不經濟な結果をまねいた事例等が二十七件認められる。

とくに大蔵省所管における旧軍用財産の管理、処分については、支払および保険金の基礎となる被書評価等において、著しく適切をいた、措置當を得ないで、不經濟な結果をまねいた事例等が二十七件認められる。

後これら不当事例の根絶を期して、これに努力すべきである。

租税に関する不当事項の大部分は、租税の徵収過不足を来たしたるものであるが、政府は租税の徵収決定に当たつては、納税者の取引関係、経理内容等の調査を行ない、課税資料の活用を十分にするとともに、法令の適用に過誤無きを期すべきである。

とくに大蔵省所管における旧軍用財産の管理、処分については、支払および保険金の基礎となる被書評価等において、著しく適切をいた、措置當を得ないで、不經濟な結果をまねいた事例等が二十七件認められる。

とくに大蔵省所管における旧軍用財産の管理、処分については、支払および保険金の基礎となる被書評価等において、著しく適切をいた、措置當を得ないで、不經濟な結果をまねいた事例等が二十七件認められる。

農業共済保険事業の運営については、共済掛金の徵収、共済金の支払および保険金の基礎となる被書評価等において、著しく適切をいた、措置當を得ないで、不經濟な結果をまねいた事例等が二十七件認められる。

農業共済保険事業の運営については、共済掛金の徵収、共済金の支払および保険金の基礎となる被書評価等において、著しく適切をいた、措置當を得ないで、不經濟な結果をまねいた事例等が二十七件認められる。

農業共済保険事業の運営については、共済掛金の徵収、共済金の支払および保険金の基礎となる被書評価等において、著しく適切をいた、措置當を得ないで、不經濟な結果をまねいた事例等が二十七件認められる。

農業共済保険事業の運営については、共済掛金の徵収、共済金の支払および保険金の基礎となる被書評価等において、著しく適切をいた、措置當を得ないで、不經濟な結果をまねいた事例等が二十七件認められる。

農業水利事業のとき、綜合事業の計画ならびに実施については、末端に至るまで周到な連絡調整を行ない、経費の効率的使用を期すべきである。

また、農業水利事業のとき、綜合事業の計画ならびに実施については、末端に至るまで周到な連絡調整を行ない、経費の効率的使用を期すべきである。

政府は、前記各指摘事項について、それぞれ、善後の措置に万遍漏れぬを期するとともに、今後予算が適正且効率的に使用されるよう十分に注意し、予算の作成に際しては、本院の決算審議の結果が十分反映されるよう考慮すべきである。また職員の教育訓練を徹底し、信賞必罰を厳にして、職務に対する責任観念を高揚し、指導監督の責にある者についても、ともに官紀の東正刷新を図つて、不当不正を根絶し、もつて国民の負託にこたえるべきである。

(二) 決算のうち、前記以外の事項に

過大、粗漏または、出来高不足、その他处置當を得ないで不經濟となつては異議がない。

なお、昭和三十一年度決算検査

報告に、会計検査院が、昭和二十八年、二十九、三十、三十一、三十二年発生災害復旧事業費の査定額を減額させたもの、農林省一件

(三八五)、運輸省一件(四二五)、

建設省一件(四七五)、合計三件あり、これは事業費の重複査定、災害をうけていなかつたり、被害が

軽微であるのに、災害復旧の査定を受けて、新設もしくは改良工事を施行しようとしているもの、設計又は積算過大のもの、当初査定

の時と状況が、変化した等に基づくものであるが、政府は、今後査定にあたり、現地調査を十分に行ない、このよろな事態の生じないように注意すべきである。

○議長(清瀬一郎君) ちょっと、鈴木正吾君

君、最後に付加されたことは、やはり委員会にあつた意見の報告ですか。

○鈴木正吾君 そうです。

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第二十一及び第二十二の各件を一括して採決いたします。

各件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、各件は委員長報告の通り決しました。

次に、日程第二十三ないし第二十七の五件を一括して採決いたします。

この五件の委員長報告はいずれも是認すべきものと決したことのございます。五件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、五件は委員長報告の通り決しました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

大蔵大臣

文部大臣

農林大臣

通商産業大臣

労働大臣

建設大臣

国土務大臣

河野修二君

井野碩哉君

佐藤榮作君

松田竹千代君

福田赳夫君

池田勇人君

村上信介君

松野頼三君

橋橋渡君

中垣信介君

木倉和一郎君

田中龍夫君

中垣國男君

木倉和一郎君

田中彰治君

高石幸三郎君

砂原格君

岡本茂君

江崎真澄君

高田富興君

中井一夫君

三和精一君

山下春江君

夫および(文部省大学学術局長)小林行雄の政府委員を免じた旨の通知を受け領した。

一、岸内閣總理大臣から清瀬議長宛、

昨十六日(水産庁長官)西村健次郎の

政府委員を免じた旨の通知を受け領し

た。

(政府委員自然消滅)

一、法務大臣官房監理部長大澤一郎お

よび法務省矯正局長波部善信は去る

十日付転職したので、その政府委員

はそれぞれ自然消滅になつた。

一、科学技術庁長官房長原田久、同

官房会計課長杠文吉、同振興局長鈴

江康平および同原子力局長佐々木義

武は去る十五日付で転退職したの

で、その政府委員はそれぞれ自然消

滅になつた。

(常任委員辞任)

一、去る十四日、議長において、次の

常任委員の辞任を許可した。

(内閣委員)

一、去る十四日、議長において、次の

常任委員の辞任を許可した。

(地方行政委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

(建設委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

(社会労働委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

(社会労働委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

(農林水産委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

(商工委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

(内閣委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

夫および(文部省大学学術局長)小林行雄の政府委員を免じた旨の通知を受け領した。

一、岸内閣總理大臣から清瀬議長宛、

昨十六日(水産庁長官)西村健次郎の

政府委員を免じた旨の通知を受け領し

た。

(常任委員補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

(常任委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(社会労働委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(地方行政委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(建設委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(内閣委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(農林水産委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(商工委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(内閣委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(社会労働委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(農林水産委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(商工委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(内閣委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(農林水産委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(商工委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

(内閣委員)

一、去る十四日、議長において、次の常

任委員の補欠を指名した。

小島 徹三君	島村 一郎君
田中 龍夫君	田中 彰治君
江崎 真澄君	中垣 國男君
濱田 正信君	岡本 茂君
木倉和一郎君	中井 一夫君
建設委員 保岡 武久君	砂原 格君
議院運営委員 津島 文治君	柳谷清三郎君
進藤 一馬君	毛利 松平君
長谷川四郎君	古川 丈吉君
一、昨十六日、議長において、次の通り り常任委員の補欠を指名した。	一、今十七日提出した緊急質問は次の 通りである。 六月十五日の国会乱入事件等に関する緊急質問(千葉三郎君提出)
社会労働委員 加藤常太郎君	河野 孝子君
農林水産委員 鐵治 良作君	河野 孝子君
内海 安吉君	渡邊 本治君
大久保武雄君	二階堂 進君
金子 岩三君	坂田 英一君
天野 光晴君	加藤常太郎君
三和 精一君	倉成 正君
商工委員 坂田 英一君	渡邊 本治君
建設委員 (議案提出) 一、今十七日議員から提出した議案は 次の通りである。 議案(船田中君外四名提出) 暴力排除と民主主義擁護に関する決	暴力排除と民主主義擁護に関する決 議案

(委員会審査省略要求書受領)  
一、今十七日、議員から、次の議案は  
委員会の審査を省略されたい旨の要  
求書を受領した。  
暴力排除と民主主義擁護に関する決  
議案

船田中君外四名

昭和三十五年六月十七日 衆議院會議録第三十八号(その一)

六二二

# 官報号外

昭和三十五年六月十七日

## 第三十四回 衆議院会議録 第三十八号(その二)

[本号(その一)参照]

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月三十一日

参議院議長 松野 鶴平

(小字及び一は修正)

目次	道路交通法
第一章 総則(第一条—第九条)	衆議院議長清瀬一郎殿
第二章 歩行者の通行方法(第十一条—第十五条)	(小字及び一は修正)
第三章 車両及び路面電車の交通方法(第十六条—第二十一条)	道路交通法
第一節 通則(第二十二条—第二十四条)	第五節 踏切の通過(第三十三条)
第二節 速度(第二十二条—第二十四条)	第六節 交差点における通行方
第三節 横断等の禁止(第二十二—第二十六条)	第七節 緊急自動車等(第三十
第四節 交通事故の場合の措置(第七十三条)	九条—第四十一条)
第五節 免許証の更新等(第一百一条—第一百二十二条)	第十節 徐行及び一時停止(第四十
第六節 免許の取消し、停止等(第一百二十二条—第一百七十二条)	四十二条—第四十三
第七節 雜則(第一百八条—第一百十	三)

第五節 踏切の通過(第三十三  
条)

第三節 雇用者等の義務(第七  
十一条—第七十五条)

第一条 この法律において、次の各  
号に掲げる用語の意義は、それぞ  
れ当該各号に定めるところによ  
る。

六 安全地帯 路面電車に乗降す  
る者若しくは横断している歩行  
と凹滑を図ることを目的とする。

五 交差点 十字路、丁字路その  
他の二以上の道路が交わる場合に  
おける当該二以上の道路(歩道  
と車道の区別のある道路におい  
ては、車道)の交わる部分をい  
う。

第八章 則則(第一百十五条—第一百  
二十四条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、道路における  
危険を防止し、その他交通の安全  
と円滑を図ることを目的とする。

四 横断歩道 道路標識及び道路  
標示により歩行者の横断の用に  
供するための場所であることが  
示されている道路の部分をい  
う。

二歩道 歩行者の通行の用に供す  
るため縁石線又はさくその他こ  
れに類する工作物によつて区  
画された道路の部分をいう。

三 車道 車両の通行の用に供す  
るため縁石線又はさくその他こ  
れに類する工作物によつて区  
画された道路の部分をいう。

四 横断歩道 道路標識及び道路  
標示により歩行者の横断の用に  
供するための場所であることが  
示されている道路の部分をい  
う。

五 交差点 十字路、丁字路その  
他の二以上の道路が交わる場合に  
おける当該二以上の道路(歩道  
と車道の区別のある道路におい  
ては、車道)の交わる部分をい  
う。

六 安全地帯 路面電車に乗降す  
る者若しくは横断している歩行  
と凹滑を図ることを目的とする。

七 車両通行区分帯 車両が定め  
られた通行の区分に従い、道路の  
定められた部分を通行すべきこ  
とが道路標示により示されてい  
る場合における当該道路標示に  
より示されている道路の部分を  
いう。

八 車両 自動車、原動機付自転  
車、軽車両及びトロリーバスを  
いう。

九 自動車 原動機を用い、か  
つ、レール又は架線によらない  
で運転する車であつて、原動機  
付自転車以外のものをいう。

十 原動機付自転車 総理府令で  
定める大きさ以下の総排気量又  
は定格出力を有する原動機を用  
い、かつ、レール又は架線によ  
らないで運転する車をいう。

十一 軽車両 自転車、荷車その  
他の若しくは動物の力により、

他二以上の道路が交わる場合に  
おける当該二以上の道路(歩道  
と車道の区別のある道路におい  
ては、車道)の交わる部分をい  
う。

又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む）であつて、小児用の車以外のものをいう。

## 十二 トロリーバス 架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。

十三 路面電車 レールにより運転する車をいう。

十四 信号機 人力又は電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、文字又は燈火により進め、注意、止まれ又はその他の信号を表示する装置をいう。

十五 道路標識 道路の交通に因し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六 道路標示 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面にえがかれた道路銘、ペイント、石等による線、記号又は文字をいり。

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」といふ）をその本来の用い方に従つて用いることをいう。

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分をこえない時間内の

もの及び人の乗降のための停止を除く）、又は車両等が停止して、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九 停車 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

二十 � 徐行 車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

二十一 追越し 車両等が他の車両等に追いついた場合において、その進路を変えてその追いついた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。

（自動車等の種類）

第三条 自動車は、總理府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、普通自動車、特殊自動車、自動三輪車、自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び軽自動車に区分する。

2 原動機付自転車は、總理府令で定める車体の構造及び原動機の大きさを基準として、第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車に区分する。

（信号機の設置等）

3 前二項の手信号等の意味は、政令で定める。

## 第四条 都道府県公安委員会（以下

「公安委員会」という。）又はその委任を受けた者は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要なと認められるときは、信号機を設置し、及び管理することができる。

2 道路を通行する歩行者（小児用の車を含む。以下同じ。）又は車両等は、信号機の表示する信号に従わなければならない。

3 信号機の表示する信号の意味その他の信号機について必要な事項は、政令で定める。

（罰則 第二項については第百一十九条第一項第一号、同第二項、第三項第一号、同第二項、第二百二十二条）

第五条 道路を通行する歩行者又は車両等は、交通整理のため行ならず、警察官の手信号その他の信号（以下「手信号等」という。）に従わなければならぬ。

（警察官の手信号等に従う義務）

第六条 道路を通行する歩行者又は

車両等は、警備官の手信号その他の信号（以下「手信号等」という。）に従わなければならぬ。

（警察官による危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるとときは、信号機の表示する信号に従わなければならぬ。）

（警察官は、道路における危険を防ぐため特に必要があると認めるとときは、信号機の表示する信号に従わなければならぬ。）

（警察官は、道路における危険を防ぐため特に必要があると認めるとときは、信号機の表示する信号に従わなければならぬ。）

## 第六条 警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が著しく混雑するおそ

れがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るために運転者（以下「運転者」という。）又は車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

（混雑緩和の措置）

2 警察官は、車両等の通行が

危険を防止するため必要があると認めるとときは、信号機を設置し、及

び管理することができる。

（罰則 第二項については第百一十九条第一項第一号、同第二項、第三項第一号、同第二項、第二百二十二条）

第七条 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場に

ある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、若しくは第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命じ、又はその現場にある関係者に対し必要な指示をすることができる。

（罰則 第百一十九条第一項第一号、同第二項、第二百二十二条）

（道路の管理者に対する通知）

第八条 公安委員会又は警察署長は、道路法による道路について、前条第一項又は第二項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該

道路の管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間（期間を定めないとときは、禁止又は制限の始期）及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、

当該道路の管理者に通知するとい

うがなかつたときは、事後におい

て、すみやかにこれら的事項を通

知しなければならない。

（道路標識等の設置等）

第九条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安

全と円滑を図るために必要なと

認めるときは、当該道路につき、区間を定めて、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

2 公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の禁止又は制限のうち区間又は期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

（罰則 第二項については第百一十九条第一項第一号、同第二項、第三項第一号、同第二項、第二百二十二条）

第十一条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安

全と円滑を図るために必要があると認めるときは、道路標識又は道路標示（以下この条及び第七十六条において「道路標識等」という。）を設置することができる。

2 この法律の規定により公安委員会が行ない禁止、制限又は指定のうち政令で定めるものは、政令で定あるところにより、道路標識等を設置して行なわなければならない。第十二条第一項の規定により横断歩道を設ける場合又は第二十一条第一項の規定により車両通行区分帯を設ける場合も、同様とする。

3 道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

## 第二章 歩行者の通行方法

第十一条 歩行者は、歩道と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。

2 歩行者は、歩道と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道を通行しなければならない。

一 車道を横断するとき。  
二 道路工事等のため歩道を通行することができないとき、その他のむを得ないとき。

2 歩行者は、歩道と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道を通行しなければならない。

一 車道を横断するとき。

二 道路工事等のため歩道を通行することができないとき、その他のむを得ないとき。

### (行列等の通行)

第十一條 学生生徒の隊列、葬列その他の行列（以下「行列」という。）及び歩行者の通行を妨げるおそれのある者で、政令で定めるもの

は、前条第二項の規定にかかわらず、歩道と車道の区別のある道路においては、車道をその右側端に寄つて通行しなければならない。

2 前項の政令で定める行列以外の行列は、前条第二項の規定にかかるわらず、歩道と車道の区別のある道路において、車道を通行することができる。この場合においては、車道の右側端に寄つて通行しなければならない。

3 歩行者は、斜めに道路を横断し及歩行者の通行を妨げるおそれのある者で、政令で定めるもの

は、前条第二項の規定にかかわらず、歩道と車道の区別のある道路においては、車道をその右側端に寄つて通行しなければならない。

3 斜めに道路を横断してはならぬ。ただし、横断歩道によつて寄つて通行しなければならない。

2 前項の政令で定める行列以外の行列は、前条第二項の規定にかかるわらず、歩道と車道の区別のある道路において、車道を通行することができる。この場合においては、車道の右側端に寄つて通行しなければならない。

3 歩行者は、斜めに道路を横断する

断歩道によつて道路を横断しなければならない。

3 歩行者は、斜めに道路を横断してはならない。

3 車両は、道路（歩道と車道の区間のある道路において同じ。）の中央又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

2 歩行者は、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るために必要な事項を定めた道路の区間に

おいては、道路を横断してはならない。

3 警察官は、道路における危険を防止し、その他の交通安全と円滑を図るために必要な事項を定めた道路の区間に

おいては、道路を横断してはならない。

2 歩行者は、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るために必要な事項を定めた道路の区間に

おいては、道路を横断してはならない。

3 警察官は、道路における危険を防止し、その他の交通安全と円滑を図るために必要な事項を定めた道路の区間に

はその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯をさせ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わいで児童を歩行させなければならない。

3 車両は、歩道に入れる直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 車両は、道路（歩道と車道の区間のある道路において同じ。）の中央又は直後で道路を横断してはならない。

3 車両は、歩道に入れる直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 車両は、道路（歩道と車道の区間のある道路において同じ。）の中央又は直後で道路を横断してはならない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 車両は、歩道に入れる直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

路の左側部分を通行することができないとき。

四 当該道路の左側部分の幅員が三メートルに満たない道路において、他の車両を追い越すとおそれるとき(当該道路の右側部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限る)。

五 公安委員会が、勾配の急な道路のまぎりかど附近について、当該道路における交通の危険を防止するため特に必要があると認めて区間及び通行の方法を指定した場合において、当該車両が当該指定に従い通行するとき。

6 車両は、安全地帯に入つてはならない。

(通行の優先順位)

第十八条 車両相互の間の通行の優先順位は、次の順序による。

一 自動車(自動二輪車及び軽自動車を除く。)及びトロリーバス

二 自動二輪車及び軽自動車

三 原動機付自転車

四 軽車両

2 前項第一号に掲げる自動車及びトロリーバス相互の間、同項第二号に掲げる自動車相互の間又は同項第三号に掲げる原動機付自転車

相互の間の通行の優先順位は、第二十二条第一項の規定に基づく政令又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第十四条(同法第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ)の規定に基づく命令で定める場合においては、前項の規定にかかる場合と同様である。

(並進する場合の通行区分)

第十九条 当該道路の左側部分の幅員が三メートルをこえる道路においては、自動車(自動二輪車及び軽自動車を除く。)及びトロリーバスは当該道路の中央を、自動二輪車、軽自動車及び原動機付自転車は当該道路の左側端寄りを、それぞれ通行しなければならない。

(通行の区分帯)

第十九条 当該道路の左側部分の幅員が三メートルをこえる道路においては、自動車(自動二輪車及び軽自動車を除く。)及びトロリーバスは当該道路の中央を、軽車両は当該道路の左側部分から軌道敷を除く部分の中央を、自動二輪車、軽自動車及び原動機付自転車は当該道路の左側部分の中央を、軽車両は当該道路の左側端寄りを、それぞれ通行しなければならない。

4 車両は、追越しをするとき、第三十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定により道路の左側若しくは中央に寄るとき、第四十条第一項及び前項後段の規定によらないことができる。

(通行の区分帯)

第十九条 当該道路の左側部分の幅員が三メートルをこえる道路においては、自動車(自動二輪車及び軽自動車を除く。)及びトロリーバスは当該道路の左側端寄りを、軽車両は当該道路の左側部分から軌道敷を除く部分の中央を、自動二輪車、軽自動車及び原動機付自転車は当該道路の左側部分の中央を、軽車両は当該道路の左側端寄りを、それぞれ通行しなければならない。

(通行の区分帯)

第二十条 公安委員会は、車両の交通の円滑を図るために必要な基準により、車両通行区分帯を設けることができる。

2 車両は、車両通行区分帯の設けられた道路においては、前条の規

定にかかわらず、車両通行区分帯について政令で定める通行の区分に従い、当該車両通行区分帯を行しなければならない。

3 公安委員会は、交通の状況により特に必要があると認めるときは、車両通行区分帯について前項の政令で定める通行の区分と異なる通行の区分を指定することができる。この場合において、車両は、当該通行の区分に従い、当該車両通行区分帯を通行しなければならない。

2 車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかるわらず、軌道敷内を通行することができる。この場合において、車両は、路面電車の通行を妨げてはならない。

2 公安委員会は、区域又は道路の区間を指定し、当該区域内の道路又は当該道路の区間を通行する車両について、前項の規定に基づく政令で定める最高速度と異なる最高速度を定めることができる。この場合において、前項の規定に基づく政令で定める最高速度と異なる最高速度を定めようとするときは、

2 車両の最高速度

第一節 速度

第二十二条 車両が道路を通行する場合の最高速度は、政令で定める。

2 車両の最高速度

第二十三条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通安全を図るため特に必要なと認めて場所及び必要に応じて時間又は通行の方法を指定した場合において、もっぱら人を運搬する構造の普通自動車が当該指定に従い通行するとき。

2 車両の最高速度

第二十四条 自動車が、高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号))第四

2 条第一項に規定する道路をいう。

以下同じ。)を通行する場合の最低速度は、政令で定める。

## 2 公安委員会は、道路における交

通の円滑を図るため特に必要が

あると認めるときは、道路(高速

自動車国道を除く。)の区間を指

定し、当該道路の区間を通行する

自動車について、最低速度を定め

ることができる。

### 第三節 横断等の禁止

#### (横断等の禁止)

第二十五条 車両は、歩行者又は他

の車両等の正常な交通を妨害する

おそれがあるときは、横断し、転

回し、又は後退してはならない。

#### 2 公安委員会は、道路における危険

を防止し、その他交通安全と円

滑を図るために必要があると認

めるときは、道路の区間を指定

し、当該道路の区間ににおける車両

の横断、転回又は後退を禁止する

ことができる。

(罰則 第一百二十二条第一項第二号、第二百二十二条第一項について  
は第二百二十二条第一項第四号、同条第二項、  
第三百二十二条)

### 第四節 追越し等

第二十六条 車両等は、同一の進路

を進行している他の車両等の直後

を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けること

(罰則 第一百二十二条第一項第二号、第二百二十二条)

(追越しの方法)

ができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

(罰則 第一百二十二条第一項第五号、第二百二十二条)

越されようとする車両(以下この

条及び次条において「前車」とい

う。)の右側を通行しなければならぬ。

2 車両は、路面電車を追い越そ

とするとときは、当該車両が追いついた路面電車の左側を通行しなけ

ればならない。ただし、軌道が道

路の左側端に寄つて設けられてい

るときは、この限りでない。

3 前二項の場合においては、追越

しをしようとする車両(以下次条

において「後車」という。)は、反対

の方向からの交通及び前車又は路

面電車の前方の交通にも十分に注

意し、かつ、前車又は路面電車の

速度及び進路並びに道路の状況に

応じて、できる限り安全な速度

と方法で進行しなければならない。

(罰則 第一百二十二条第一項第三号、同条第

二項、第二百二十二条)

(停車中の路面電車がある場合の

停止又は徐行)

(罰則 第一百二十二条第一項第二号、第二百二十二条)

(追越しを禁止する場合)

第二十九条 後車は、前方にある自

動車又はトロリーバス(以下この

条及び次条において「自動車等」と

いいう。)が他の自動車等と並進して

いるときは、追越しをしてはなら

ない。

2 後車は、前車が他の自動車等を

追い越そうとしているときは、追

(追越しを禁止する場所)

第三十条 自動車等は、交差点、道

路のまがりかど附近、上り坂の頂

上附近、勾配の急な下り坂又は公

安委員会が道路における危険を防

止し、その他交通の安全を図るた

め必要があると認めて指定した場

所においては、他の自動車等を追

い越してはならない。

2 原動機付自転車又は軽車両は、

前項の場所においては、原動機付

自転車にあつては他の原動機付自

転車又は自動車等を、軽車両にあ

つては他の車両を追い越してはな

らない。

(罰則 第一百二十二条第一項第三号、同条第

二項、第二百二十二条)

(停車中の路面電車がある場合の

停止又は徐行)

(罰則 第一百二十二条第一項第二号、第二百二十二条)

(追越しを禁止する場合)

第三十一条 車両は、乗客の乗降の

ため停車中の路面電車に追いついたときは、当該路面電車の乗客が

乗降を終わり、又は当該路面電車

から降りた者で当該車両の前方に

おいて当該路面電車の左側を横断

し、若しくは横断しようとしてい

るもののがいなくなるまで、当該路

面電車の後方で停止しなければな

らない。ただし、路面電車に乗降

する者の安全を図るために設けられ

た安全地帯があるとき、又は当該

当該路面電車から一・五メートル以上 の間隔を保つことができるときには、徐行して当該路面電車の左側を通過することができる。

(罰則 第一百二十二条第一項第二号、第二百二十二条)

(割込み等の禁止)

第三十二条 車両は、法令の規定若

しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、

若しくは停止しようとして徐行して

いる車両等又はこれらに統じて

停止し、若しくは徐行している車

両等に追いついたときは、その前

方に追いついたときは、その前

方にある車両等の側方を通過して

当該車両等の前方に割り込み、又

はその前方を横切つてはならない。

2 車両等は、踏切を通過しようとしているときは、踏切の直前

で停止し、かつ、安全であること

を確認した後でなければ進行して

はならない。ただし、信号機の表

示する信号に従うときは、踏切の

直前で停止しないで進行すること

ができる。

2 車両等は、踏切を通過しようとしている場合は、踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報し

ている場合は、当該階切に入つてはならない。

(前項 第百十九条第一項第一号、同条第一項、第二項、第三項十二号)

#### 第六節 交差点における通行方法等

(左折又は右折)  
第三十四条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側に寄り、かつ、徐行しなければならない。

2 自動車、第二種原動機付自転車又はトロリー・バスは、右折するとあらかじめその前からできる限り道路の左側に寄り、かつ、徐行しなければならない。

2 車両は、交通整理の行なわれない交差点に入ろうとする場合において、他の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている路面電車又は優先順位が先である車両があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

3 前項の場合において、幅員が広い道路を通行する車両等については、前条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

2 車両等は、交差点で右折する場合において、当該交差点において直進し、又は左折しようとする車両等があるときは、第三十五条第一項又は第二項の規定に従つて、当該車両等の進行を妨げてはならない。路面電車が交通整理の行なわれない交差点に入ろうとしている優先順位が同じである車両があるときは、当該車両の進行を妨げてはならない。路面電車が交通整理の行なわれない交差点に入ろうとしている優先順位が同じである車両があるときは、当該車両の進行を妨げてはならない。

2 車両等は、交差点で直進し、又は左折しようとするときは、当該車両等において既に右折している車両等の進行を妨げてはならない。

2 緊急自動車は、第十九条の道路を通行するときは、同条の規定に従つて、当該道路の中央寄りを通行しなければならない。

3 緊急自動車は、法令の規定によ

(先入、先順位及び左方の車両等の優先)  
第三十五条 車両等は、交通整理の行なわれない交差点に入ろうとする場合において、既に他の道路から当該交差点に入っている車両等があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2 車両は、交通整理の行なわれない交差点に入ろうとする場合において、他の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている路面電車又は優先順位が先である車両があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2 前項の場合において、幅員が広い道路を通行する車両等については、前条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

2 前項以外の場所において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて、これに進路を譲らなければならない。

2 前項に規定するものほか、第十四一条 緊急自動車についてとは、第二十九条、第三十条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 前項に規定するものほか、第六十八条の規定に違反する車両等を取り締まる場合における緊急自動車については、同条の規定は、適用しない。

3 もつばら交通の取締りに従事する自動車で総理府令で定めるものについては、第十九条並びに第二十条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

とする場合において、その通行し、又は右折するときは、信号機の表示する信号又は警察官の手信号等のものであるときは、徐行しなければならない。

2 車両等は、交通整理の行なわれない交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避けたままではあるが、車両(緊急自動車を除く。以下この条において同じ。)は交差点を避け、かつ、道路の左側に寄つて一時停止しなければならない。

2 前項に規定するものほか、運転中のものをいう。以下同じ。)は、第十七条第四項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、他やむを得ない必要があるときは、同条第三項の規定に従つて、道路の右側部分(その全長又は一部分をふり出しても道路の中央に寄つて通行することができる。

おいても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない。

#### (緊急自動車の優先)

第四十条 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避けたままではあるが、車両(緊急自動車を除く。以下この条において同じ。)は交差点を避け、かつ、道路の左側に寄つて一時停止しなければならない。

2 前項に規定するものほか、運転中のものをいう。以下同じ。)は、第十七条第四項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、他やむを得ない必要があるときは、同条第三項の規定に従つて、道路の右側部分(その全長又は一部分をふり出しても道路の中央に寄つて通行することができる。

3 もつばら交通の取締りに従事する自動車で総理府令で定めるものについては、第十九条並びに第二十条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

両は、当該合図をした車両の進行を妨げてはならない。

(前項 第二項から第三項までについては 第百二十二条第一項第五号、第二百二十二条)

(広い道路にある車両等の優先)  
第三十六条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろう

(前項 第百二十一条第一項第二号、第二百二十二条)

3 緊急自動車は、第十九条の道路を通行するときは、同条の規定に従つて、当該道路の中央寄りを通行しなければならない。

3 もつばら交通の取締りに従事する自動車で総理府令で定めるものについては、第十九条並びに第二十条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

3 緊急自動車は、法令の規定によ

り停止しなければならない場合に

適用しない。

### 第八節 徒行及び一時停止

#### (徒行すべき場所)

第四十二条 車両等は、交通整理の行なわれない交差点で左右の見とおしのきかないもの、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近、勾配の急な下り坂又は公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めて指定した場所においては、徒行しなければならない。

#### (指定場所における一時停止)

第四十三条 交差点に入らうとする車両等は、公安委員会が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、一時停止しなければならない。ただし、当該交差点において交通整理が行なわれているときは、この限りでない。

#### (停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 車両は、次の各号に掲げる道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、

### その属する運行系統に係る停留所

又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間調整するため駐車するときは、この限りでない。

#### 一 交差点、横断歩道、踏切又は軌道敷内

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞ前後に十メートル以内の部分

四 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る)。

五 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めて指定した場所

#### (停車及び駐車を禁止する場所)

第七条 第百二十一条第一項第三号、同条第二項、第三項

#### (第九節 停車及び駐車)

八 車両は、第四十八条第一項の規定により駐車する場合に当該車両

### (駐車を禁止する場所)

第四十五条 車両は、次の各号に掲げる道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、第六号に掲げる場所においては、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

一 勾配の急な坂

二 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分

三 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分

四 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分

五 消火栓又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分

六 火災報知機から一メートル以内の部分

七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めて指定した場所

八 車両は、第四十八条第一項の規定により駐車する場合に当該車両

### の右側の道路上に三・五メートル以上の余地がないこととなる場所

においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合は、道路の右側端に沿つて停車すれば、道路の左側端に沿つて停車することができる。

（駐車の方法）

第四十八条 車両は、道路の左側端に於ては、道路の左側端から道路の中央に〇・五メートル寄つた線)に沿い、かつ、他の交通の妨害となるないように駐車しなければならない。

（駐車時間の制限）

第四十九条 公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、場所を指定し、当該場所において同一の車両が引き続き駐車することができ

### ないようにならなければならない。

ただし、一定の方向にする車両の通行が禁止されている道路で公安委員会が指定した場所においては、道路の右側端に沿つて停車すれば、道路の左側端に沿つて停車することができる。

（駐車時間の制限）

第四十九条 公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、場所を指定し、当該場所において同一の車両が引き続き駐車することができ

る時間を制限することができる。

（駐車時間の制限）

第四十九条 公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、場所を指定し、当該場所において同一の車両が引き続き駐車することができ

る時間を制限することができる。

（駐車時間の制限）

第四十九条 公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、場所を指定し、当該場所において同一の車両が引き続き駐車することができ

る時間を制限することができる。

（駐車時間の制限）

第四十九条 公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、場所を指定し、当該場所において同一の車両が引き続き駐車することができ

昭和三十五年六月十七日 衆議院会議録第三十八号(その一) 道路交通法案

(路上駐車場における停車又は駐車の禁止等)

第五十条 公安委員会は、駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第一号の路上駐車場(以下この条において「路上駐車場」という。)が設けられている場所を第四十四条第六号又は第四十五条第一項第七号に掲げる停車及び駐車を禁止する場所又は駐車を禁止する場所として指定しようとするときは、期間を定めてしなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会は、その指定しようとする旨及び指定の期間について、あらかじめ、当該路上駐車場を設置した道路の管理者である地方公共団体の意見をきかなければならぬ。緊急を要する場合であらかじめ、当該路上駐車場の意見をきくこととまがなかつたときは、事後において、すみやかに当該指定した旨及び指定の期間を通知しなければならない。

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両(トロリーバスを除く。以下この条において同じ。)が第四十四条、第四十五条若しくは第四十八条の規定又は第四十九条の規定による公安委員会の処分に違反して駐車していると認められる場合において、当該車両が道

路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、警察官は、当該車両の運転者その他の当該車両の管理について責任がある者(以下この条において「運転者等」という。)に對し、当該車両の駐車の方法を変更し、又は当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができること。

2 前項の場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあり、かつ、現場に当該車両の運転者等がないときには、警察官は、道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑化を図るために必要な限度において、当該車両の駐車の方法の変更その他必要な措置をとり、又は当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない道路上の場所に当該車両を移動することができる。

3 前項の規定により車両の移動を車両の保管、公示等に要した費用は、当該車両の返還を受けるべき所有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

4 前項の報告を受けた警察署長は、第二項に規定する場所以外の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、警察署長は、当該車両を保管しなければならない。

5 警察署長は、前項後段の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」といふ。)に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を通知する等すみやかに当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6 前二項に規定する車両の移動、車両の保管、公示等に要した費用は、当該車両の返還を受けるべき所有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

(車両等の燈火)

第五十二条 車両等は、夜間(日没時から日出時までの時間)以下この条において同じ。)、道路の光度を減ずる等燈火を操作しなければならない。

(合図)

第五十三条 車両(自転車以外の軽車両を除く。)の運転者は、左折し、右折し、横断し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は燈火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を繼續しなければならない。

2 前項の合図を行なう時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

(罰則 第一項については第百二十条第一項第九号)

(警音器の使用等)

第五十四条 車両等(自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。)の運転者は、次の各号に掲げる場合には、警音器を鳴らさなければならない。

2 車両等が、夜間(前項後段の場合を含む。)他の車両等と行き違う場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、燈火を消し、燈火の光度を減ずる等燈火を操作しなければならない。

2 山地部の道路その他曲折が多い道路について公安委員会が指定した区間ににおける左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

2 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならぬこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

(罰則 第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項については第百二十条第一項第八号、同条第二項については第百二十条第一項第八号)

2 前項については第百二十条第一項第八号、同条第二項については第百二十条第一項第八号)

## 第十一節 乗車、積載及び牽引

### (乗車又は積載の方法)

第五十五条 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もつばら貨物を運搬する構造の自動車（以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。）で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

2 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動燈、尾燈若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

3 車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

（罰則 第一項及び第二項については第百三十三条第三項について第百三十三条第六項）

### (乗車又は積載の方法の特例)

第五十六条 車両の運転者は、当該車両の出発地を管轄する警察署長（以下第五十八条までにおいて「出発地警察署長」という。）が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転することができる。

2 貨物自動車の運転者は、出発地警察署長が道路又は交通の状況により支障がないと認めて人員を限つて許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該許可に係る人員の範囲内に当該貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動車を運転することができる。

3 貨物が分割できないものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて重量又は容量を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、第一項本文又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る重量及び容量の範囲内に当該制限をこえる積載をして車両を運転することができます。

（乗車又は積載の制限等）

第五十七条 車両（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載重量若しくは積載容量の制限をこえて乗車をしてはならない。

（罰則 第一百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

### 制限をこえる乗車をさせて運転することができる。

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量若しくは積載容量の制限について定めることができる。

3 車両の運転者は、当該許可を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の運転中、当該許可証を携帯しないなければならない。

4 制限外許可を与える場合において、必要があると認めるときは、出発地警察署長は、政令で定める条件を付することができる。

5 制限外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則 第三百四十九条については第百二十九条第一項第八号、第一百三十三条）

### （自動車の牽引）

第五十九条 自動車の運転者は、牽引するための構造及び装置を有する自動車によって牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。ただし、故障引してはならない。

6 前項の規定により許可証を交付したときは、公安委員会は、許可を交付しなければならない。

7 前項ただし書の許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

8 自動車の運転者は、牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。ただし、故障引してはならない。

9 その他の理由により自動車を牽引することがやむを得ない場合において、政令で定めるところにより、当該自動車を牽引するときは、

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

### （自動車の牽引）

10 前項ただし書の許可の手續について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

### （自動車以外の車両の牽引）

11 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要なと認めることは、自動車以外の車両によつて牽引する場合について定めることができる。

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

### 2 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の運転中、当該許可証を携帯しないなければならない。

3 制限外許可を与える場合において、必要があると認めるときは、出発地警察署長は、政令で定める条件を付することができる。

4 前項ただし書の規定により許可証を交付しなければならない。

5 前項ただし書の許可の手續について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

### （自動車の牽引）

6 前項ただし書の許可を交付したときは、公安委員会は、許可を交付しなければならない。

7 前項ただし書の許可の手續について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

### （自動車の牽引）

8 前項ただし書の許可の手續について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

### （自動車の牽引）

9 前項ただし書の許可の手續について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

### （自動車の牽引）

10 前項ただし書の許可の手續について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

### （自動車の牽引）

11 前項ただし書の許可の手續について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

### （自動車の牽引）

12 前項ただし書の許可の手續について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

### （自動車の牽引）

13 前項ただし書の許可の手續について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則 第二項については第百二十九条第一項第十号、第一百二十二条、第一百二十三条）

はならず、また、牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端（牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（二）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（三）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（四）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（五）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（六）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（七）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（八）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（九）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（十）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（十一）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（十二）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（十三）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（十四）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（十五）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（十六）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（十七）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（十八）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（十九）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（二十）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（二十一）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（二十二）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（二十三）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

（二十四）牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

## (危険防止の措置)

第六十一条 警察官は、車両等の乗車、積載又は牽引について危険を防止するため特に必要があると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、危険を防止するため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

(罰則 第百十九条第一項第四号)

## 第十二節 整備不良車両の運転の禁止等

## (整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者は運転者は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五条)第三章若しくはこれに基づく命令の規定(道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法(昭和二十九年法律第八十六条)第二項の規定による防衛府長官の定め。以下同じ。)又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令により定められた装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため交通の危険を生じさせるおそれがある車両等(以下「整備不良車両」という。)を運転させ、又は運転してはならない。

(罰則 第百十九条第一項第五号、同条第六項、第七項、第八項)

## (車両の検査等)

第六十三条 警察官は、前条の整備不良車両に該当すると認められる車両(軽車両を除く。以下この条において同じ。)が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証(道路運送車両法第六十条の自動車検査証をいう。)その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査することができる。

2

前項の場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる車両(以下この条において「故障車両」といふ。)については、当該故障車両の運転を繼續してはならない旨を命ずることができる。

3

前項の場合において、当該故障車両の運転を繼續してはならない旨を命ずることができる。

## 7 第四項の規定によりはりつけられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両の必要な整備がされたことについて、総理府令・運輸省令で定めた事項を通知しなければならない。

(罰則 第百十八条第一項第一号、第二項)

## (酒気帯び酔っぱらい運転の禁止)

第六十五条 何人も、酒気帯び(身体に或令で定める程度以上アルコールを飲んだ状態にあることをいう。)(以下同じ。)車両等を運転してはならない。

(罰則 第百十八条第一項第二号)

## (最高速度の遵守)

第六十八条 車両等の運転者は、法令で定める最高速度又は第二十二条第二項若しくは第二十三条の規定に基づき公安委員会が定める最高速度をこえる速度で車両等を運転してはならない。

(罰則 第百十八条第一項第三号、同条第二項、第三項)

## 該故障車両を運転することを許可することができる。この場合において、警察官は、許可証を交付しなければならない。

4 警察官は、第二項の規定による措置をとつたときは、当該故障車両の運転者に対し、当該故障車両について整備を要する事項を記載した文書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見やすい箇所に標章をはりつけなければならない。

5 警察官は、前項の措置をとつたときは、その旨を当該措置をとつた場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。

6 警察署長は、前項の報告を受けたときは、当該故障車両の使用の本拠の位置を管轄する陸運局長に對し、總理府令・運輸省令で定める事項を通知しなければならない。

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(第八十三条第二項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

第一節 運転者の義務

の義務

2 前項の場合において、当該車両等の運転者が引き続き前三条の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができるものとする。

3 前項の規定によりはりつけられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両の必要な整備がされたことについて、總理府令・運輸省令で定めた手続により、もよりの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

第六十六条 何人も、前条に規定する場合のほか、過労、病氣、薬物の影響その他の理由により、正常

な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

(罰則 第百十八条第一項第二号)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が前三条の規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証の提示を求めることができる。

8 第三項の許可証の様式、第四項の規定により故障車両の運転者に對し交付する文書の様式及び同項の標章の様式は、總理府令・運輸省令で定める。

(危険防止の措置)

第六十八条 警察官は、車両等の運転者に対し、当該故障車両について整備を要する事項を記載した文書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見やすい箇所に標章をはりつけなければならない。

第五章 運転者及び雇用者等の義務

2 前項の場合において、当該車両等の運転者が引き続き前三条の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができるものとする。

3 前項の規定によりはりつけられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両の必要な整備がされたことについて、總理府令・運輸省令で定めた手続により、もよりの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

第六十七条 何人も、前条に規定する場合のほか、過労、病氣、薬物の影響その他の理由により、正常

(罰則 第百十八条第一項第二号)

第六十八条 車両等の運転者は、法

令で定める最高速度又は第二十二条第二項若しくは第二十三条の規

定に基づき公安委員会が定める最

高速度をこえる速度で車両等を運

転してはならない。

## (最低速度の遵守)

第六十九条 自動車の運転者は、高速自動車国道又は第二十四条第二項の規定により公安委員会が指定した道路の区間においては、法令の規定により、又は危険を防止するため徐行する場合を除き、同条

第一項の規定に基づく政令で定める最低速度又は同条第二項の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度で自動車を運転してはならない。

(罰則 第百一十条第一項第十一号)

第七十条 車両等の運転者は、当該

車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないよう〇速度〇方法で運転しなければならない。

(罰則 第百一十九条第一項第九号、同条第

第七十一条 車両等の運転者は、車

両等を運転するときは、第六十四

条から第六十六条まで及び前二条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならぬ。

一 ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、又は徐行する等して、泥土、汚

水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

二 目が見えない者若しくは耳がきこえない者が白色に塗つたつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

三 歩行者が横断歩道を通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。

四 道路の左側部分に設けられた

安全地帯の側方を通行する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

五 乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行なう等当該車両等に乗車している者又は積載している貨物の転落を防ぐため必要な措置を講ずること。

六 車両等を離れるときは、その原動機をとめ、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。

七 前各号に掲げるもののほか、

道路又は交通の状況により、公

防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

と認めるときは、当該報告をした

運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

## (第二節 交通事故の場合の措置等)

第七十二条 車両等の運転による人の死傷又は物の損壊(以下「交通事故」という。)があったときは、当該車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」といふ。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

第七十三条 車両等の運転者を運搬中の車両又は郵便物運搬用自動車、乗合自動車、トロリーバス若しくは路面電車で当該業務に従事中のものの運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

第七十四条 車両等の運転者を雇用する者(以下この条及び第百八条において「雇用者」という。)は、その雇用する車両等の運転者(以下この条において「雇用運転者」といふ。)に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に関する事項を遵守させよう。につけめなければならぬ。

第七十五条 車両等の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務

負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要がある

と認めるときは、当該報告をした

運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

## (第三節 雇用者等の義務)

第七十六条 雇用者等の雇用運転者が現場に着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

第七十七条 雇用者等の雇用運転者は、当該車両等の運転による人の死傷又は物の損壊(以下「交通事故」という。)があったときは、当該車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」といふ。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

第七十八条 雇用者等の雇用運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する

報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

第七十九条 雇用者等の雇用運転者が第七十条第一号の規定に違反することはないように、車両等に泥よけ器を備える等の必要な措置をとらなければならない。

第八十条 雇用者等の雇用運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する

報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

第八十一条 雇用者等の雇用運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する

報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

第八十二条 雇用者等の雇用運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する

報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

第八十三条 雇用者等の雇用運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する

報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

第八十四条 雇用者等の雇用運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する

報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

第八十五条 雇用者等の雇用運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する

報告を講じ、又は同条同項後段に規定する報告をするのを妨げてはならない。

(罰則 第百二十条第一項第九号)

第七十九条 文字の意味

第七十条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第八十条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第八十一条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第八十二条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第八十三条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第八十四条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第八十五条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第八十六条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第八十七条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第八十八条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第八十九条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第九十条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第九十一条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第九十二条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第九十三条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第九十四条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第九十五条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第九十六条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

第九十七条第一項については第百一十七条、第二百一十九条第一項については第百一十条第一項第十一号、第二百三十一条第一項については第百一十二条第一項第十二号

に開く、法令の規定による運転の免許を受けなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含む。以下この項において同じ。)に運転することを命じ、又は当該免許を受けていない者が当該車両等を運転することを容認してはならない。

2 車両等の運転を直接管理する地位にある者は、当該業務に關し、車両等の運転者に対し、アルコール又は薬物の影響、過労、病氣その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転することを命じ、又は車両等の運転者がそのような状態で車両等を運転することを容認してはならない。

(前項 第百十九条第一項第十二号、第一百二十三条)

### 第五章 道路の使用等

#### 第一節 道路における禁止行為等

(禁止行為)

第七十六条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

- 3 何人も、交通の妨害となるようない方法で物件をみだりに道路上に置いてはならない。
- 4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 道路上において、酒に酔つて交通の妨害となるような程度にふらつくこと。

二 道路上において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまつていること。

三 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

四 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

五 前号に掲げるもののほか、道路上において進行中の車両等から物件を投げること。

六 道路上において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから跳び降り、又はこれらに外から跳びかかること。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく通行の形態若しくは方法により

交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

と認めて定めた行為

(前項 第一項及び第二項については第八十九条第一項第四号、第八十一条第一項第十四号、第八十二条第一項第十一号、第八十三条第一項第十二号、第八十四条第一項第十三号)

(道路の使用の許可)

#### 第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならぬ。

業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

事若しくは作業の請負人

アーチその他これらに類する工事若しくは作業の請負人

露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者

道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような

通行の形態若しくは方法により

道路を使用する行為又は道路に響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したときは、その他交通の安全と円滑を図るために特別の必要が生じたときは、所轄警察署長は、許可をし

ては道路における危険を防止し、又は道路における危険を防止し、

その他の交通の安全と円滑を図るために特別の必要が生じたときは、

所轄警察署長は、第三項又は第六項の規定による条件に違反した

者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処

分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとするときは、当該処

すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(罰則) 第二項については第百十九条第一項第十二号、第二百一十三条第三項及び第四項については第百十九条第一項第十三号、第二百二十三条规定する。

第七十八条 前条第一項の規定による許可の手続

第七十九条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3 所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならぬ。

5 第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

6 第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

(罰則) 第四項については第百二十一一条第一項第九号

(道路の管理者との協議)

第七十九条 所轄警察署長は、第七十七条第一項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、当該道路の管理者に協議しなければならない。

(道路の管理者の特例)

第八十条 道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、第七十七条第一項の規定にかかるわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2 前項の協議について必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

2 警察署長は、前項第一号、第二号又は第三号に掲げる者の氏名及び住所を知ることができないた

3 第七十六条第三項の規定に違反して物件を置いた者

4 第七十七条第一項の規定に違反して工作物等を設置し、又は工事等を行なった者

5 第七十七条第三項又は第四項の規定による所轄警察署長が付した条件に違反した者

5 第七十七条第七項の規定に違反して当該工作物の除去その他の道

6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した工作物等(第四項の規定により売却した

## 第二節 危険防止等の措置

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 警察署長は、次の各号

のいずれかに該当する者に対し、

当該違反行為に係る工作物又は物

件(以下この節において「工作物等」という。)の除去、移転又は改

修、当該違反行為に係る工事又は作業(以下この節において「工事等」という。)の中止その他当該違

反行為に係る工作物等又は工事等について、道路における危険を防

止し、又は交通の妨害を排除する

ため必要な措置をとることを命ず

ることができる。

1 第七十六条第一項又は第二項の規定に違反して工作物等を設

置した者

2 第七十六条第三項の規定に違

反して工作物等を設置し、又は

工作物等を置いた者

3 第七十七条第一項の規定に違

反して工作物等を設置し、又は

工作物等を置いた者

4 第七十七条第七項の規定に違

反して当該工作物の除去その他の道

6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第一

項の規定により保管した工作物等(第四項の規定により売却した

め、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずる

ことができるときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 第八十二条 警察署長は、沿道の土地に設置されている工作物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等に

おそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等に

代金を含む。以下の項において同じ。)を返還することができない

ときは、当該工作物等の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

(罰則) 第一項については第百十九条第一項第十四号、第二百二十三条规定する。

3 第八十二条 警察署長は、沿道の土地に設置されている工作物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等に

おそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等に

## (工作物等に対する応急措置)

第八十三条 警察官は、道路又は沿道の土地に設置されている工作物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路において交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度移転その他応急の措置をとることができる。

2 前項に規定する措置をとつた場合において、工作物等を除去したときは、警察官は、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長に差し出さなければならぬ。この場合において、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 第八十三条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による保管について準用する。

## 第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

## 第一節 通則

## (運転免許)

第八十四条 自動車及び原動機付自転車(以下この章において「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

2 第一種免許を受けた者は、前項の規定ができるはが、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

自動車等の種類	第一種免許の種類
大型自動車	大型免許
普通自動車	普通免許
特殊自動車	特殊免許
自動三輪車	三輪免許
自動二輪車	二輪免許
軽自動車	軽免許

2 免許は、第一種運転免許(以下「第一種免許」という。)、第二種運転免許(以下「第二種免許」といいう。)及び仮運転免許(以下「仮免許」といいう。)に区分する。

3 第一種免許を分けて、大型自動車免許(以下「大型免許」といいう。)、普通自動車免許(以下「普通免許」といいう。)、特殊自動車免許(以下「特殊免許」といいう。)、自動三輪車免許(以下「三輪免許」といいう。)、自動二輪車免許(以下「二輪免許」といいう。)及び軽車免許(以下「軽免許」といいう。)、特殊自動車免許(以下「特殊免許」といいう。)、普通自動車第二種免許(以下「普通第一種免許」といいう。)、特殊自動車第二種免許(以下「特殊第二種免許」といいう。)及び普通自動車第三種免許(以下「普通第二種免許」といいう。)の四種類とする。

4 第二種免許を分けて、大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」といいう。)、普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」といいう。)、特殊自動車第二種免許(以下「特殊第二種免許」といいう。)及び普通自動車第三種免許(以下「普通第三種免許」といいう。)の八種類とする。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	普通自動車、自動三輪車、軽自動車及び原動機付自転車
普通免許	自動三輪車、軽自動車及び原動機付自転車
特殊免許	軽自動車及び原動機付自転車
三輪免許	軽自動車及び原動機付自転車
二輪免許	軽自動車及び原動機付自転車
軽免許	原動機付自転車
第二種原付免許	第一種原動機付自転車
第一種原付免許	第一種原動機付自転車

3 第一種免許を受けた者は、前二項の規定により運転することができる自動車等が道路運送法第三条第二項第一号、第二号若しくは第三号又は同条第三項第一号に掲げる旅客自動車運送事業の用に供されるもの(以下「旅客自動車」といいう。)であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該自動車を当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転することはできない。

2 第二種免許を受けた者は、前項の規定により運転することができる自動車等が道路運送法第三条第二項第一号に掲げる旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転することができる。

自動車の種類	第二種免許の種類
大型自動車	大型第二種免許
普通自動車	普通第二種免許
特殊自動車	特殊第二種免許
自動三輪車	三輪第二種免許

2 第二種免許を受けた者は、前項の規定に従い当該自動車を当該目的で運転することができるほか、当該第二種免許に対応する第一種免許を受けた者が前条第二項

の規定により運転することができるのである自動車等を運転することができる。

(仮免許)

第八十七条 大型自動車、普通自動

車又は自動三輪車を当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けないで練習のため運転しようとする者は、仮免許を受けなければならない。

2 仮免許は、自動車の種類及び三月をこえない範囲内において期間を指定して与えるものとする。

3 仮免許を受けた者は、交通がひんぱんでない道路において、その運転者席の横の乗車装置に当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けた者を同乗させ、かつ、その指導の下に、前項の規定により指定された種類の自動車を運転することができる。

4 前項の規定により自動車を運転しようとするときは、仮免許を受けた者は、当該自動車の前面及び後面の見やすい位置に総理府令で定める様式の標識をつけなければならぬ。

(備附 第三項については第三百三十一条第一項第十四号、第二百二十二条)

#### 第二節 免許の申請等

##### (免許の欠格事由)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対する免許を与えない。

一 大型免許 (大型自動車に係る仮免許を含む。)○及び特殊免許 (自動車に係る仮免許を含む。)○及び普通免許 (普通自動車に係る仮免許を含む。)

第九十条 公安委員会は、前条の運転免許試験に合格した者に対する

三輪免許 (自動三輪車に係る仮免許を含む。)○二輪免許、精神免許 (第一種原付免許)○及び第二種原付免許にあつては十六歳に、第一種原付免許にあつては十四歳に、

それより満たない者

かん病者、目が見えない者、耳がきこえない者又は口がきけない者

三 前号に掲げる者のほか、政令で定める身体の障害のある者

四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五 第百三条第一項の規定により免許を取り消された日から起算して一年を経過していない者又は免許の効力が停止されている者

六 免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類の免許を重ねて受けることができない。

##### (免許の申請)

第八十九条 免許を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に、総理府令で定める様式の免許申請書を提出し、かつ、当該公安委員会の行なう運転免許試験を受けなければならぬ。

第九十条 公安委員会は、前条第一項本文の規定により免許を与える場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要なと認めるときは、必要な限度において、免許を受ける者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するに

免許を与えなければならない。ただし、自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した者で、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあり、これに免許を与えることが適当でないと認められるものについては、免許を与えなければならないことができる。

九二二条 免許を受けた者に免許を付する

二 免許は、運転免許証 (以下「免許証」という。) を交付し一人に対し、日を同じくして第一種免許又は第二種免許のうち二つ以上に免許を与えるときは、

三 免許の種類

四 免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

五 免許を受けた者の年月日及び免許証の交付

六 免許の番号

##### (免許証の交付)

二 免許の年月日及び免許証の交付

三 免許の種類

四 免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

五 免許を受けた者の年月日及び免許証の交付

六 免許の番号

七 免許証の有効期間 (第一項第三項)

八 免許証の有効期間 (第一項第三項)

九 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十一 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十二 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十三 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十四 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十五 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十六 免許証の有効期間 (第一項第三項)

ついて必要な条件を付することができる。

(前項 第百十九条第一項第十五号、第七百二十二条)

二 免許の年月日及び免許証の交付

三 免許の種類

四 免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

五 免許を受けた者の年月日及び免許証の交付

六 免許の番号

七 免許証の有効期間 (第一項第三項)

八 免許証の有効期間 (第一項第三項)

九 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十一 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十二 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十三 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十四 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十五 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十六 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十七 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十八 免許証の有効期間 (第一項第三項)

(免許証の記載事項)

第九十三条 免許証には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 免許証の番号

二 免許の年月日及び免許証の交付

三 免許の種類

四 免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

五 免許を受けた者の年月日及び免許証の交付

六 免許の番号

七 免許証の有効期間 (第一項第三項)

八 免許証の有効期間 (第一項第三項)

九 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十一 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十二 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十三 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十四 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十五 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十六 免許証の有効期間 (第一項第三項)

十七 免許証の有効期間 (第一項第三項)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 免許を受けた者は、前項第一項に規定する免許証の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに住所地を管轄する公安委員会 (公安委員会の管轄区域を異に)

(普通自動車に係る免許を含む。)

昭和三十五年六月十七日 業議院会議録第三十八号(その二) 道路交通法案

して住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2 前項の規定による公安委員会の管轄区域を異にする住所地の変更の届出を受けた公安委員会は、当該届出をした者の従前の住所地を管轄する公安委員会にその旨を通じなければならない。

3 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許証の再交付の申請を申請することができる。

4 第一項に規定する免許証の記載事項の変更の届出の手続及び前項に規定する免許証の再交付の申請の手続は、総理府令で定める。

(附則 第一項については第二百二十二条第一項第九号)

#### (免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯しないければならない。

2 免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官から第六十七条第一項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

#### (運転免許試験の方法)

第九十六条 第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、第一種免許及び仮免許の運転免許試験に合格することによって免許を受けられる。

#### (受験資格)

第九十六条 第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、第一種免許及び仮免許の運転免許試験に合格することによって免許を受けられる。

#### (第四節 運転免許試験)

第九十六条 第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、第一種免許及び仮免許の運転免許試験に合格することによって免許を受けられる。

免許試験にあつては第一号から第三号まで、第一種原付免許の運転免許試験にあつては第一号及び第三号に掲げる事項について行なう。

一 自動車等の運転について必要な適性

二 自動車等の運転について必要な技能

三 自動車等及び道路の交通に関する法令についての知識

四 自動車等の構造及び取扱方法

五 他運転免許試験について必要な事項は、総理府令で定める。

(自動車教習所の指定)

第九十八条 公安委員会は、自動車の運転に関する技能及び法令並びに自動車の構造及び取扱方法について教習を行なう施設のうち、政令で定める基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

(学校教育法)

第九十九条 第二十二条法律第二十六号による高等学校(旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号))による工業学校を含む。又はこれと同等以上の学校の機械科を卒業した者で、在学中自動車に関する学科を修得したもの

二 その者が受けようとしている第二種免許の種類と異なる種類の第二種免許を現に受けている者(第二百三条第二項の規定によ

り)、かつ、当該免許によって運転することができる自動車(除く)。

三 三年(政令で定めるものにあつては、二年)以上のもの

四 海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやん

3 公安委員会は、指定自動車教習所が第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたときは、その指

定を解除することができる。

#### (運転免許試験の免除)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者に対するは、政令で定めるところにより、第一種免許の運転免許試験の一部を免除する。

一 指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者で、当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないもの

二 道路運送車両法第五十五条及びこれに基づく命令の規定による技能検定に合格した者で、一級、二級又は三級の自動車整備士の資格を有するもの

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号))による工業学校を含む。又はこれと同等以上の学校の機械科を卒業した者で、在学中自動車に関する学科を修得したもの

四 海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第一項の免許証の有効

だ日から起算して一月を経過しないもの

五 外国の行政庁が与えた自動車等の運転に関する免許を有する者

#### (運転免許試験の停止等)

第一百条 公安委員会は、不正の手段によつて運転免許試験を受け、又は受けようとした者に対するは、

その運転免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

二 前項の規定により合格の決定を取り消したときは、公安委員会は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該運転免許試験に係る免許は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

三 公安委員会は、第一項の規定により、一年以内の期間を定めて、運転免許試験を受けることができないものとすることができる。

第五節 免許証の更新等

(免許証の更新及び定期検査)

第一百一一条 免許証の有効期間の更新

(以下「免許証の更新」という。)を

受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間、その者の住所地を管轄する

間、当該期間が満了する日までの間

に、その者の住所地を管轄する

公安委員会が行なう自動車等の運

転について必要な適性検査(以下「適性検査」という。)を受けなければならぬ。

2 前項の適性検査の結果、当該免

許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認められたときは、当該公安委

員会は、当該免許証の更新をしなければならない。この場合において

他の交通の安全を図るために必要

があると認めるときは、当該公安委

員会は、当該免許証の更新を受

けようとする者について、その者の身体の状態に応じた条件を新たに付し、又はその者の免許に付されている条件を変更することができる。

3 前二項に定めるもののほか、免許の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、総理府令で定める。

(総則 第二項については第百十九条第一項第十五号、第二十一条)

(臨時適性検査)

第一百一十二条 公安委員会は、免許を受けた者が第八十八条规定第一項第一号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者となり、又は次

条第二項第一号に該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行なうことができる。

この場合において、公安委員会は、あらかじめ、適性検査を行なう期日、場所その他必要な事項をその者に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならぬ。

3 前項後段の規定は、第一項の規定により適性検査を行なつた場合について適用する。

(附則 第三項については第百十九条第一項第十五号、第二十一条)

第六節 免許の取消し、停止等

(免許の取消し、停止等)

第一百一十三条 免許を受けた者が第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者になつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消さなければならない。

2 免許を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基

準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月をこえない範囲内で期限を定めて免許の効力を停止することができる。

この場合においてこれと異なる期

間又は第二項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日(公安委員会が九十日をこえない範囲内)で停止することができる。

この場合においてこれと異なる期

5 前各項に定めるもののか、聴聞の実施について必要な事項は、政令で定める。

(免許の失効)

第一百一十五条 免許は、免許を受けた者が免許証の更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

(免許の拒否、取消し等の報告)

第一百一十六条 公安委員会は、第九十条第一項ただし書の規定により免許を受けた者に該当するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたとき。

二 自動車等の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。

4 公安委員会は、前項の規定による免許の効力の停止を受けた者(同項第一号に係る者を除く。)から申し出があつたときは、政令で定めるところにより、その者に当該公安委員会又は当該公安委員会が委託した者が行なう自動車等の運転に関する必要な事項の講習を受けさせることができる。この場合において、その者が当該講習を終了したときは、当該公安委員会は、道路交通に関する事項に関する専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出席を請求されることがあると認めるときは、公安委員会は、道路交通に関する事項について意見述べ、かつ、有益な証拠を提出することができる。

5 聽聞を行なう場合において、免許の効力を停止したときは、総理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

6 免許を受けた者が行なう自動車等の運転に関する必要な事項の講習を受けた後、その者が免許の効力を停止したときは、総理府令で定める事項を各公安委員会に通報するものとする。

(免許証の返納等)

第一百一十七条 免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証)をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

1 免許の効力を停止することができる。  
2 免許が取り消されたとき。

三 免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見し、又は回復したとき。

2 公安委員会は、免許の効力を停止したときは、当該処分を受けた者に当該処分に係る免許証を差し出させ、これを保管することができる。この場合において、免許の効力の停止の期間が満了したときは、公安委員会は、直ちにその者に当該免許証を返還しなければならない。

(前項第一項については第百二十二条第一項第五号)

#### 第七章 雜則

(雇用者に対する通知)

第百八条 車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該車両等の運転者の雇用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、当該雇用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)の規定による通運事業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該雇用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該雇

用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

(免許証の保管)

第百九条 警察官は、自動車又は原動機付自転車の運転者が自動車又は原動機付自転車の運転に関する法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において免許証の提出を求めこれを保管することができます。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2 前項の保管証は、第九十五条の規定の適用については、免許證とみなす。

3 当該警察官は、第一項の規定により保管した免許証の提出者が当該警察官の指定した日時及び場所に出頭したとき、又は当該日時が経過した後においてその提出者が当該免許証を返還しなければならない。

4 前項の規定により免許証の返還を受ける者は、当該免許証と引き換えに保管証を返納しなければならない。

5 警察官は、第一項の規定により免許証の提出を求めるときは、出頭の日時及び場所を告げ、かつ、前三項の規定の趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証について必要な事項は、政令で定める。

(國家公安委員会の指示権)

第百十条 國家公安委員会は、全国的な幹線道路における交通の規制の齊一を図るために必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、公安委員会に対し、この法律の規定により公安委員会の権限に属する事務のうち、車両等の最高速度その他政令で定める事項に係るもののに處理について指示することができる。

(道路の交通に関する調査)

第百十一条 公安委員会は、この法律の規定により行なう道路における交通の規制の適正を図るために、道路における交通量、車両等の通行の経路その他道路の交通に関する必要な事項の調査をその管理に属する都道府県警察の警察官に行なわせることができる。

2 前項の規定による道路の交通に関する調査をするため特に必要があると認めるときは、当該警察官は、道路を通行する車両等の運転者に対し、当該調査をするため必要な限度において、一時当該車両等を停止することを求め、及び当該車両等の通行の経路について質問することができる。

3 第百十一条の規定による手数料は、免許証交付手数料、免許証更新手数料を、当該都道府県に納めなければならぬ。

(免許に関する手数料)

第百十二条 公安委員会が行なう第百九条の規定による運転免許試験、第九十二条第一項の規定による免許証の交付、第九十四条第三項の規定による免許証の再交付又は第百一条第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者は、それぞれ、運転免許試験手数料、免許証交付手数料、免許証再交付手数料又は免許証更新手数料を、当該都道府県に納めなければならぬ。

2 前項の手数料の額は、千円をこえない範囲内で、政令で定める。

(道路使用許可の手数料)

第百十三条 都道府県は、警察署長が行なう第七十七条第一項の許可について手数料を徴収することができる。この場合において、その額は、千円をこえない範囲内で、都道府県規則で定める。

(方面公安委員会への権限の委任)

第百十四条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

2 前項の規定による道路の交通に関する調査をするため特に必要があると認めるときは、当該警察官は、道路を通行する車両等の運転者に対し、当該調査をするため必要な限度において、一時当該車両等を停止することを求め、及び当該車両等の通行の経路について質問することができる。

#### 第八章 罰則

第百十五条 みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を移転し、又は信号機若しくは公安委

員会が設置した道路標識若しくは道路標示を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十六条 車両等の運転者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 法令の規定による運転の免許を受けなければ運転し、又は操縦することができないことをさ

れている車両等を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む)運転した者は、〇の規定に違反した者(酒に酔いアルコールの影響により車両等の運転等の禁止)〇又は第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(酒に酔い運転等の禁止)がある状態にある者)ができない。

4 第七十六条(禁止行為)第一項

又は第二項の規定に違反した者

2

過失により前項第三号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第四条(信号機の設置等)第二項若しくは第五条(警察官の手信号等に従う義務)第一項若し

くは第二項の規定に違反し、又は第七条(通行の禁止及び制限)

の規定による公安委員会、警察署長若しくは警察官の禁止若し

くは制限に従わなかつた車両等の運転者

二 第三十三条(踏切の通過)の規

定の違反となるような行為をして

た者は

三 第五十二条(違法駐車に対する措置)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

五 第六十二条(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反した者

六 第六十三条(車両の検査等)第一項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

七 第六十三条(車両の検査等)第

二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

八 第六十七条(危険防止の措置)第一項の規定による警察官の停止に従わなかつた者

九 第七十一条(安全運転の義務)の規定に違反した者

十 第七十二条(交通事故の場合の措置)第一項後段(第一百二十四条(雇用者の義務)第二項に規定する時間を拘束する業務として定める業務を離し、又はこれと実質的に同一の結果となる条件として定める条件を付して雇用運転者に車両等を運転させた雇用者

十一 第一百一十条(免許証の更新及び定期検査)第二項後段(第一百二十二条(臨時適性検査)第三項において準用する場合を含む。)の規定により公安委員会が付し、又は

変更した条件に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

又は原動機付自転車を運転した者

十四 第九十二条(免許証の条件)又

は第一百一条(免許証の更新及び定期検査)第二項後段(第一百二十二条(臨時適性検査)第三項において準用する場合を含む。)の規定により公安委員会が付し、又は

又は原動機付自転車を運転した者

優先)、第三十六条(広い道路における車両等の優先)第一項、第

くは第二項、第三十七条(直進及び左折車両等の優先)、第三十八条(歩行者の保護)又は第四十条(緊急自動車の優先)の規定の違反となるような行為をした者

九 第五十三条(合団)第一項、第

七十二条(運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)、第七

十六条(禁止行為)第四項又は第

九十五条(免許証の携帯及び表示義務)第二項の規定に違反した者

十 第五十五条(乗車又は積載の制限)第一項若しくは第二項、第五十七条(乗車又は積載の制限)第一項又は第五十九条(自動車の牽引制限)第一項若しくは第二項、第五十七条规定に違反した者

十一 第六十九条(最低速度の遵守)の規定に違反して高速自動車国道において自動車を運転した者

十二 第七十二条(交通事故の発生の措置)第一項の規定による

警察官の命令に従わなかつた者

十三 第七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定に違反した者

十四 第八十七条(仮免許)第三項の規定によらないで自動車を運転した者

十五 第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第一項の規定に違反した者

十六 偽りその他不正の手段により免許証の交付を受け、又は免

許証を他人に譲り渡し、若しくは貸与した者

九 第五十三条(合団)第一項、第

七十二条(運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)、第七

十六条(禁止行為)第四項又は第

九十五条(免許証の携帯及び表示義務)第二項の規定に違反した者

十 第五十五条(乗車又は積載の制限)第一項若しくは第二項、第五十七条(乗車又は積載の制限)第一項又は第五十九条(自動車の牽引制限)第一項若しくは第二項、第五十七条规定に違反した者

十一 第六十九条(最低速度の遵守)の規定に違反して高速自動

車国道において自動車を運転した者

十二 第七十二条(交通事故の発生の措置)第一項の規定による

警察官の命令に従わなかつた者

十三 第七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定に違反した者

十四 第八十七条(仮免許)第三項の規定によらないで自動車を運

転した者

十五 第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第一項の規定に違反した者

十六 偽りその他不正の手段により免許証の交付を受け、又は免

許証を他人に譲り渡し、若しくは貸与した者

十七 第五十二条(車両等の燈火)第一項の規定による

警察官の命令に従わなかつた者

十八 第五十四条(警音器の使用等)第一項の規定による

警察官の命令に従わなかつた者

十九 第五十五条(車両等の燈火)第一項の規定による

警察官の命令に従わなかつた者

二十 第五十六条(車両等の燈火)第一項の規定による

警察官の命令に従わなかつた者

二十一 第五十七条(車両等の燈火)第一項の規定による

警察官の命令に従わなかつた者

二十二 第五十八条(車両等の燈火)第一項の規定による

警察官の命令に従わなかつた者

二十三 第五十九条(車両等の燈火)第一項の規定による

警察官の命令に従わなかつた者

二十四 第六十条(車両等の燈火)第一項の規定による

警察官の命令に従わなかつた者

二十五 第六十一条(車両等の燈火)第一項の規定による

警察官の命令に従わなかつた者

2 過失により前項第三号、第四号、第五号、第七号、第八号又は第十五号の罪を犯した者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百二十二条 次の各号のいづれかに該当する者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第四条(信号機の設置等)第二項若しくは第五条(警察官の手信号等に従う義務)第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第七条(通行の禁止及び制限)の規定による公安委員会、警察署長若しくは警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた歩行者

二 第十一条(行列等の通行)第一項の規定に違反した者(行列があつては、その指揮者)

三 第十一条(行列等の通行)第二項後段の規定による警察官の命令に従わなかつた行列の指揮者

四 第十五条(通行方法の指示)の規定による警察官の指示に従わなかつた者

五 第二十二条(軌道敷内の通行)第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十六条(車両距離の保持)又は第三十四条(左折又は右折)第一項、第二項若しくは第三項の規定の違反となるよな行為をした者

六 第五十四条(警音器の使用等)第二項又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項の規定に違反した者

七 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第二項又は第六十条(自動車以外の車両の牽引制限)の規定に基づく公安委員会の定めに違反した者

八 第五十八条(制限外許可証の交付等)第三項の規定により警察署長が付した条件に違反した者

九 第六十三条(車両の検査等)第七項、第七十八条(許可の手続)第四項、第九十四条(免許証の記載事項の変更届出等)第一項又は第一百七条(免許証の返納等)第一項の規定により刑を加重する場合は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十二条第一号に掲げる再犯加重の先にするものとする。

2 前項の規定により刑を加重する場合の加重は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十二条第一号に掲げる再犯加重の先にするものとする。

第一条 この法律(以下「新法」という)は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 道路交通取締法(昭和二十年法律第百三十号。以下「旧法」という)及び道路交通取締法施行令(昭和二十八年政令第二百六十号。以下「旧令」という)は、廢止する。

(経過規定)

第三条 新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転免許(小型自動四輪車免許及び旧令第五十条の規定による運転免許を受けていたる者又は運転免許を受けていたる者又は運転免許を除く)は、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定による免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた運転免許又は運転免許は、それぞれ免許の区分に従つても、各本条の罰金刑又は科刑を科する。

九 第一種原付免許

十 第二種原付免許

十一 大型自動車第二種免許については、大型第二種免許

十二 普通自動車第二種免許又は小型自動四輪車第二種免許については、普通第二種免許

（安委員会とあるのは、第一百十四条の規定により権限の委任を受けたものとすくは第四号の罪を犯した場合において、酒気を帯び(身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあることをいう)ていたときは、各本条に定める刑の長期又は多額をもえて処断することができる。この場合において、懲役刑についてはその長期を二倍としたものを減刑とし、罰金刑についてはその多額を二倍したものとがである。）

（附則）

第一条 この法律(以下「新法」という)は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（付記）

一 大型自動車免許については、大型免許

二 普通自動車免許又は小型自動四輪車免許については、普通免許

三 けん引自動車免許については、普通免許及び特殊免許

四 特殊作業用自動車免許又は特殊種自動車免許については、特殊免許

五 自動三輪車免許については、普通三輪免許

六 側車付自動二輪車免許又は自動二輪車免許については、二輪免許

七 軽自動車免許については、軽免許

八 旧令第五十条の二第二項の規定による仮運転免許については、第一種原付免許

九 第一種運転免許については、第一種原付免許

十 第二種運転免許については、第二種原付免許

十一 大型自動車第二種免許については、大型第二種免許

十二 普通自動車第二種免許又は小型自動四輪車第二種免許については、普通第二種免許

（記載）

該運転免許証又は運転免許証が交付されている旧令第五十七条第一項(旧令第二百三十号第一項の規定による運転免許を含む)の規定による検査の期限までとする。

（記載）

該運転免許証又は運転免許証が交付されている旧令第五十七条第一項(旧令第二百三十号第一項の規定による運転免許を含む)の規定による検査の期限までとする。



昭和三十五年六月十七日 衆議院会議録第三十八号(その1) 道路交通法案 消防法の一部を改正する法律案

て、当該処分に期間が定められて  
いるときは、その期間は、旧法又  
は旧令の規定により当該処分がさ  
れた日から起算するものとする。

**第十二条** 新法の施行の際、現に旧  
法又は旧令の規定により警察署長  
に対しされている許可の申請そ  
の他の手続は、それ新法の相  
当規定により警察署長に対ししてさ  
れた手続とみなす。

**第十三条** 新法の施行の際、現に旧  
法第二十三条の三第一項の規定に  
より交付されている保管証は、新  
法第一百九条第一項の規定により交  
付された保管証とみなす。この場  
合において、当該保管証の新法第  
百九条第六項に規定する有効期間  
は、旧法第二十三条の三第一項の  
規定により当該保管証が交付され  
た日から起算するものとする。

**第十四条** 新法の施行前にした行為  
に対する罰則の適用については、  
なお従前の例による。

**第十五条** 公職選挙法(昭和二十五  
年法律第百号)の一部を次のように  
改正する。

第百四十一条第一項各号列記以  
外の部分中「道路交通取締法(昭  
和二十二年法律第百三十号)第一  
条第五項に規定する諸車をいり。  
以下同じ。」を「道路交通法(昭和三  
十五年法律第 号)第二条第九  
号)第二条第九

号に規定する自動車をいり。以下  
同じ。」に改める。

(道路運送法の一部改正)

**第十六条** 道路運送法の一部を次の  
ように改正する。

第六十八条第五項中「道路交  
通取締法(昭和二十二年法律第百  
三十号)の規定にかわらず」を削  
る。

(道路法の一部改正)

**第十七条** 道路法の一部を次のよう  
に改正する。

第三十二条に、次の二項を加える。

4 第一項又は前項の規定による  
許可に係る行為が道路交通法  
(昭和三十五年法律第 号)第  
七十七条第一項の規定の適用を  
受けるものである場合において  
は、第二項の規定による申請  
書の提出は、当該地域を管轄す  
る警察署長を経由して行なうこ  
とができる。この場合において  
て、当該警察署長は、すみやか  
に当該申請書を道路管理者に送  
付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第  
三項の規定による許可を与える  
うとする場合において、当該許  
可に係る行為が道路交通法第七  
十七条第一項の規定の適用を受  
けるものであるときは、あらか  
じめ当該地域を管轄する警察署  
長に協議しなければならない。

(交通事故事件調査裁判手続法の一部  
改正等)

**第十八条** 交通事故事件調査裁判手續法  
(昭和二十九年法律第百十三号)の  
一部を次のよろに改正する。

第二条中「道路交通取締法(昭  
和二十二年法律第百三十号)又は  
これに基く命令に違反する罪」を  
「道路交通法(昭和三十五年法律  
第 号)第八章の罪」に改める。

2 旧法又はこれに基く命令に違  
反する罪にあたる事件の即決裁判  
に関する手続については、なお従  
前の例による。

(道路整備特別措置法の一部改正)  
第十九条 道路整備特別措置法(昭  
和三十一年法律第七号)の一部を  
次のように改正する。

第三十二条第一項本文中「道路交  
通取締法(昭和二十二年法律第百  
三十号)第二条第四項に規定する  
諸車及び同条第七項に規定する無  
軌道電車」を「道路交通法(昭和  
三十五年法律第 号)第二条第  
八号に規定する車両」に改め、  
同条同項ただし書中「同法第十条  
第三項」を「同法第三十九条第一  
項」に改める。

(駐車場法の一部改正)

昭和三十五年四月二十日  
参議院議長 松野 謙平

消防法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決  
した。

よつて国会法第八十三条により送付  
する。

昭和三十五年四月二十日  
参議院議長 清瀬一郎殿

消防法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決  
した。

よつて国会法第八十三条により送付  
する。

昭和三十五年四月二十日  
参議院議長 松野 謙平

第九条の二 別表で定める数量未満  
の危険物、油かすその他政令で定  
める危険物に準ずる可燃性の物品  
又はわら製品、木毛その他これら  
に類する物品で火災が発生した場  
合にその拡大がすみやかであり、  
若しくは消火の活動が著しく困難  
となるものの貯蔵又は取扱いの技  
術上の基準は、市町村条例でこれ  
を定める。

第十一条中「貯蔵所以外の場所」を

第二条第四号中「道路交通取締  
法(昭和二十二年法律第百三十号)  
第二条第五項」を「道路交通法(昭  
和三十五年法律第 号)第二条  
第九号」に改め、「自転二輪車」の  
下に「(側車付きのものを除く。)」  
を加え、同条第五号中「道路交通  
法第三十九条第一項」に改め、「  
基く政令で定める」を「道路交通法  
第二条第十八号に規定する」に改  
め。

法(昭和二十二年法律第百三十号)  
第二条第五項」を「道路交通法(昭  
和三十五年法律第 号)第二条  
第九号」に改め、「自転二輪車」の  
下に「(側車付きのものを除く。)」  
を加え、同条第五号中「道路交通  
法第三十九条第一項」に改め、「  
基く政令で定める」を「道路交通法  
第二条第十八号に規定する」に改  
め。

火対象物で政令で定めるものの管  
理について権原を有する者は、政  
令で定める資格を有する者のうち  
から防火管理者を定め、当該防火  
対象物について消防計画の作成、  
及び避難の訓練の実施、消防の用  
に供する設備、消防用水又は消火  
活動上必要な施設の点検及び整  
備、火気の使用又は取り扱いに関す  
る監督その他防火管理上必要な業  
務を行なわせなければならない。

前項の政令で定める防火対象物  
を所轄消防長又は消防署長に届け  
出なければならない。これを解任  
は、同項の規定により防火管理者  
を定めたときは、逕済なくその旨  
を所轄消防長又は消防署長に届け  
出なければならない。これを解任  
したときも、同様とする。

第二章中第九条の次に次の二条を  
加える。

第九条の二 別表で定める数量未満  
の危険物、油かすその他政令で定  
める危険物に準ずる可燃性の物品  
又はわら製品、木毛その他これら  
に類する物品で火災が発生した場  
合にその拡大がすみやかであり、  
若しくは消火の活動が著しく困難  
となるものの貯蔵又は取扱いの技  
術上の基準は、市町村条例でこれ  
を定める。

第十一条中「貯蔵所以外の場所」を

第八条 学校、病院、工場、事業場、  
営業場、百貨店その他多數の者が  
出入り、勤務し、又は居住する防

おいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所を含む。(以下同じ。)以外の場所に改める。

第十七条を次のよう改める。

**第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める技術上の基準に従つて、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)を設置し、及び維持しなければならない。**

市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令の規定のみによつては、防火の目的を充分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこの基準に關して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

第十七条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は

同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する同条第一項の防火対象物における消防用設備等(消火器、避難器具その他政令で定めるものを除

く。以下の条及び次条において同じ。)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替

に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用する。

前項の規定は、消防用設備等で左の各号の一に該當するものにつ

いては、適用しない。

**一 前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第一項の防火対象物における消防用設備等の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る同条第一項の防**

**火対象物における消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第一項の規**

定に適合するに至つた同条第一項の規定に違反している当該防火対象物における消防用設備等

二 工事の着手が第十七条第一項の防火対象物の用途の変更の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る当該防火対象物における消防用設備等

**三 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく条例の規定に適合しないこととなるときは、当該消防用設備等に基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合しないこととなるときは、当該消防用設備等に基づく命令又は**

**四 第十七条の四 消防長又は消防署長は、第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等が同条同項における消防用設備等が同条同項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の政令若しくはこれに基づく命令の規定に違反して、当該規定に相当する政令若しくは命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する政令若しくは命令又は条例を制定することを含む。)後の当該政令若しくは命令又は条例の規定に適合するに至つた同条第一項の防火対象物における消防用設備等**

**五 第十八条 第二十二条の四 第二十九条の二 第三十一条の二 第三十三条 第三十五条 第三十六条 第三十七条 第三十九条 第四十一条 第四十二条 第四十三条 第四十四条 第四十五条 第四十六条 第四十七条 第四十八条 第四十九条 第五十一条 第五十二条 第五十三条 第五十四条 第五十五条 第五十六条 第五十七条 第五十八条 第五十九条 第六十条 第六十一条 第六十**

適用されることとなる技術上の基準とする。)に従つて設置され、又は維持されていないと認めるとき

は、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該技術上の基準に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持ため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

**六 第四十二条 第四十三条 第四十四条 第四十五条 第四十六条 第四十七条 第四十八条 第四十九条 第五十一条 第五十二条 第五十三条 第五十四条 第五十五条 第五十六条 第五十七条 第五十八条 第五十九条 第六十条 第六十**

途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等に係る同条同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該技術上の基準に従つてこれを設置すべしこと、又はその維持ため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

**七 第四十二条 第四十三条 第四十四条 第四十五条 第四十六条 第四十七条 第四十八条 第四十九条 第五十一条 第五十二条 第五十三条 第五十四条 第五十五条 第五十六条 第五十七条 第五十八条 第五十九条 第六十**

**八 第四十二条 第四十三条 第四十四条 第四十五条 第四十六条 第四十七条 第四十八条 第四十九条 第五十一条 第五十二条 第五十三条 第五十四条 第五十五条 第五十六条 第五十七条 第五十八条 第五十九条 第六十**

**九 第四十二条 第四十三条 第四十四条 第四十五条 第四十六条 第四十七条 第四十八条 第四十九条 第五十一条 第五十二条 第五十三条 第五十四条 第五十五条 第五十六条 第五十七条 第五十八条 第五十九条 第六十**

**十 第四十二条 第四十三条 第四十四条 第四十五条 第四十六条 第四十七条 第四十八条 第四十九条 第五十一条 第五十二条 第五十三条 第五十四条 第五十五条 第五十六条 第五十七条 第五十八条 第五十九条 第六十**

昭和三十五年六月十七日　衆議院会議録第三十八号(その二)　消防法の一部を改正する法律案

五 第十七条の四の規定による命令に違反して消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかつた者

第四十五条中「人の業務に關し」の下に「第八条」を加え、「又は第十六条を「第十六条又は第十七条の四」に改める。

第四十六条を次のよう改める。

第四十六条 第九条の二の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五千円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して九月をとえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の消防法

(以下「新法」という。)第八条第一項の政令で定める防火対象物の管理について権原を有する者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、同条同項の規定にかわらず、同条同項の政令で定める資格を有しない者のうちから防火管理者を定めることができる。

3 この法律の施行の際、現に存する新法第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中である同条同項の防火対象物に係る消防

用設備等で同法第十七条の二第一項の消火器、避難器具その他政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して二年間

は、当該防火対象物の関係者が命令で定めるところにより消防長(消防長を置かない市町村においては市町村長)又は消防署長に届け出た場合に限り、同法第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定のうち当該消防用設備等に係る部分は、適用しない。この場合において、当該消防用設備等の技術上の基準については、なお従前の例による。